

史跡石見銀山街道保存活用計画

令和3年(2021)3月

美郷町教育委員会

～目次～

あいさつ

例言

第1章 計画策定の前提 -----	1
第1節 計画策定の沿革と目的	1
1 計画策定の沿革	1
2 計画策定の目的	2
第2節 計画の対象とする区域	4
第3節 計画期間	5
第4節 委員会の設置・経緯	5
1 委員会の設置	5
2 計画策定の経緯	6
第5節 他の計画との関係	8
1 上位計画・関連計画と本計画との関係	8
2 上位計画・関連計画の概要	9
第2章 史跡を取り巻く環境 -----	11
第1節 美郷町の概況	11
第2節 自然環境	12
1 地形	12
2 気象	13
第3節 社会環境	14
1 人口	14
2 入込観光客数	15
第4節 歴史環境（指定文化財）	17
第3章 史跡の概要 -----	19
第1節 指定に至る経緯	19
第2節 指定の状況	20
1 指定告示	20
2 指定説明文とその範囲	21
3 史跡を管理する団体の告示	22
4 指定に至る調査成果	23
5 指定地の状況	49
第4章 史跡の本質的価値 -----	58
第1節 史跡の本質的価値の明示	58
第2節 構成要素の特定	60
1 構成要素の特定の考え方	60
2 構成要素	61

第5章 史跡の現状・課題 -----	68
第1節 保存（保存管理）	68
1 現状	68
2 課題	68
第2節 活用	70
1 現状	70
2 課題	70
第3節 整備	72
1 現状	72
2 課題	72
第4節 運営・体制の整備	75
1 現状	75
2 課題	75
第6章 史跡の保存・活用の基本理念と方針 -----	76
第1節 史跡の保存・活用の基本理念（目標）	76
第2節 取組の基本方針	77
1 保存（保存管理）の基本方針	77
2 活用の基本方針	77
3 整備の基本方針	78
4 運営・体制の整備の基本方針	78
第7章 史跡の保存（保存管理） -----	80
第1節 方向性	80
1 区域区分	80
2 指定地における文化財の保存（保存管理）の方向性	82
3 史跡周辺における環境・景観の保全・形成の方向性	83
第2節 方法	84
1 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針と取扱基準	84
2 史跡の保存に関わる法的・行政的措置及び調査	89
第8章 史跡の活用 -----	92
第1節 方向性	92
第2節 方法	92
第9章 史跡の整備 -----	94
第1節 方向性	94
第2節 方法	94
1 主として保存のための整備	94
2 主として史跡の活用に関わる整備	94

第10章 運営・体制の整備 -----	97
第1節 方向性	97
第2節 方法	97
第11章 施策の実施計画の策定・実施 -----	100
第1節 施策の実施計画の策定	100
第2節 施策・事業の実施への対応	103
第12章 経過観察 -----	104
第1節 方向性	104
第2節 方法	105
1 経過観察の基本的な内容と手順	105
2 経過観察の内容	105
資料編 文化財保護法及び関連法令 -----	107
文化財保護法（抜粋）	107
文化財保護法施行令（抜粋）	113
特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の 現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）	115
史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（抜粋）	117
特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の 管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）	118
特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の 復旧の届出に関する規則（抜粋）	119
文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる	120
史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（抜粋）	

第1章 計画策定的前提

第1節 計画策定の沿革と目的

1 計画策定の沿革

石見銀山街道は、江戸時代石見銀山で生産された灰吹銀を輸送するための輸送路で、石見銀山遺跡（大田市大森町）より尾道市まで山陰と山陽を結ぶ、31.5里（約130kmの道である。

輸送回数は年1回、11月下旬頃に運んでいた。ルートは大森を出発し、現在の美郷町、飯南町、広島県の三次市、世羅町を経由し、尾道市まで4日間の行程であった。尾道からは船で大坂まで運ばれ、大坂城にある御金蔵に銀は収められた。

運搬方法は牛馬に乗せられ、その数270頭余り、人足約400人が隊列を組んで運んでいた。

石見銀山街道は、江戸幕府に銀を供給するために利用された輸送路であり、幕府にとって銀は財政を支える重要な財源であった。貨幣政策や対外貿易などの重要政策ともリンクしていた。

現在においても、こうした石見銀山街道の遺構が各所で見られるとともに、全線に渡ってルートが確定または推定できており、このうち美郷町教育委員会では、平成26年度（2014年度）～28年度（2016年度）にかけて、やなしお道と森原古道^{みち もりはらこどう}について考古学的調査を、町内銀山街道全体を対象とした文献調査を実施している。

やなしお道は、島根県大田市の石見銀山大森から東に9.8km離れた美郷町小松地を起点とする約6.6kmである。東端のやなしお坂を除くと、尾根付近を通り、切通、削平、土橋構築などの工法を駆使した比較的平坦な道である。道幅は6尺から9尺で、途中には茶屋跡、一里塚がある。これに対し、やなしお坂は高低差約190mの急坂を16回屈曲しながら下る坂で、人足は増賃で、人数を増強して対応した。

森原古道は大森から東に28.6kmの位置にある140m余りの道で、平成21年（2009）に圃場整備事業に伴う美郷町教育委員会による事前の発掘調査によって、平面北側の斜面において護岸のための約1.1mの高さの石垣が検出された。

これらやなしお道、森原古道の遺存状況は良好であり、江戸幕府の銀輸送や交通制度を考える上で欠くことができないものであることから、平成30年（2018）2月、国により史跡に指定された。さらに同年7月、美郷町が史跡の管理団体に指定された。

このため、史跡石見銀山街道を将来にわたって確実に保存し、有効に活用するため、保存活用計画を策定する必要がある。

2 計画策定の目的

石見銀山街道は、近世の街道として良好に遺存しているとはいえ、災害による地形の大幅な改変箇所、樹木の根や大雨による遺構のき損箇所、倒木や下草の繁茂などが見られるとともに、現地を歩く際に危険な箇所、地面の凹凸による歩きにくい区間などが存在し、史跡の保存・活用上の問題点や課題が顕在化している。

また、石見銀山街道を活かした教育・文化や観光交流の推進、地域の活性化と地域間の連携、及び石見銀山街道に関わる広域的な連携などの取組が行われており、更なる有効な活用が期待されている。

こうしたことを踏まえながら、石見銀山街道の保存状態や管理・活用状況等の現状と、次世代への継承を含めた課題を整理し、保存・活用に向けた考え方や方針・方法、必要な施策・事業等を定め、中・長期的な観点からの取組が進められるよう、「史跡石見銀山街道保存活用計画」を策定するものである。

なお、保存活用計画は、文化財の個別の状況に応じて、その保存・活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取組の内容を位置付けた、個々の文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画である（文化庁の指針より）。

参考：文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針…保存活用計画に関する箇所の抜粋・整理

※アンダーラインは本計画において追記

■保存活用計画策定の趣旨

各文化財の個別の状況に応じて、その保存・活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取組の内容を位置付けた、個々の文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画である。

保存活用計画において、個々の文化財の保存状態や管理状況等の現状と、次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、保存・活用を図るために必要な事業等の実施計画を定め、これに基づいて中・長期的な観点からの取組が進められることとなる。

保存活用計画の作成・推進を通じて、当該文化財の保存・活用に関する基本的な考え方や、厳密に保存すべき箇所と改変が許容される部分・程度等が明確化され、所有者等が自らの判断に基づき、迅速に修理や活用を図ることができること、また、保存・管理の的確性が向上し、特定の行為を行う場合に必要な許可や届出など法に基づく手続等が分かりやすくなること、さらに、保存・活用のために必要な事項が地域住民や行政等にも“見える化”され、所有者等だけでは対応が難しい部分への支援強化が見込めることなどの効果が期待される。

■作成した保存活用計画の認定申請

○市町村及び都道府県を経由して、文化庁長官へ申請書を提出して行う。

○従来、予算措置として作成を推奨してきた保存活用計画やこれに類する計画が策定されている場合には、当該計画に法令や本指針が求める内容を盛り込んだ上で、当該計画を法に基づく保存活用計画へ移行し、認定申請を行うことが可能である。

■保存活用計画が認定を受けた場合の特例

○本特例は、認定保存活用計画の円滑な実施を図る観点から、国指定等文化財の現状変更等や修理を行う際に通常必要となる文化庁長官の許可又は事前の届出に関して、

認定保存活用計画に記載された行為については、事後の届出で足りることとする手続の弾力化を図るものである。

- 特例の適用を希望する場合は、認定を申請する保存活用計画において、特例の適用を希望する現状変更等又は修理の内容を具体的に記載し、別途文部科学省令で定める書類を添付して文化庁長官へ申請を行う。

■保存活用計画への記載事項

史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成主体は当該史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者であり、その記載事項は法第 129 条の 2 第 2 項各号に列挙されている。具体的には、次に掲げるものを基本的な内容として定める。

(当該史跡名勝天然記念物に関する基本的な事項)

- ・当該史跡名勝天然記念物の名称・所在地等
- ・当該史跡名勝天然記念物の管理団体等
- ・保存活用計画の対象とする区域
- ・当該史跡名勝天然記念物の概要・価値等

(当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容)

- ・保存の現状と課題
- ・活用の現状と課題
- ・整備（保存のための復旧、公開活用のための施設整備）の現状と課題
- ・運営・体制の整備の現状と課題
- ・保存（保存管理）の方向性と方法
- ・活用の方向性と方法
- ・整備の方向性と方法
- ・運営・体制の整備の方向性と方法

(計画期間)

- ・計画期間

また、必要に応じて、次に掲げる内容を定めることができる（法第 129 条の 2 第 3 項）。

- ・現状変更等に関する事項

第2節 計画の対象とする区域

本計画の対象とする区域を、次のように設定する。

なお、史跡の保存に関しては、下記に示す主たる計画対象区域において取組の方向性・方法などを明らかにする。一方、活用を検討する範囲は、主たる計画対象区域やその周辺（関連する計画対象区域）とともに、美郷町全体及び町域外の地域（石見銀山街道全体：大田市～尾道市）も考慮する。後者についても関連する文化財等のネットワークについて検討する。

■史跡指定地（主たる計画対象区域）※区域図は「図3-1」を参照

○本計画の中心的な対象は史跡指定地（やなしお道、森原古道）である。

□史跡指定地の周辺及び史跡指定地以外の石見銀山街道全体（史跡指定地外：関連する計画対象区域）

○史跡指定地以外の町内の石見銀山街道全体（ルート）

○やなしお道、森原古道と一体の環境・景観を構成する史跡指定地周辺（周辺環境：隣接地・近接地）

※やなしお道は、眺望景観（視点場と視対象）を含む。

さらに、計画の策定においては、町域全体における石見銀山街道を軸とした文化財等のネットワークづくりについて検討するとともに、石見銀山街道全体（大田市～尾道市）での連携も考慮する。

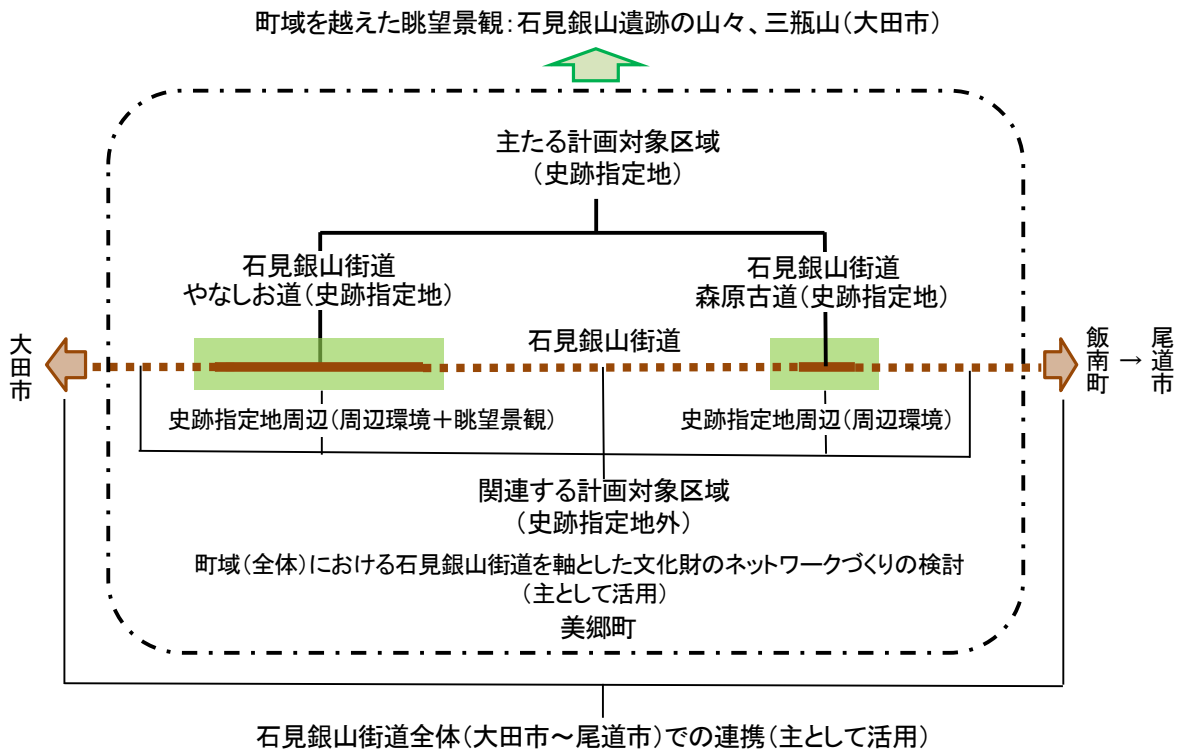


図 1-1 計画対象区域等の構成（概念図）

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)の10か年とする。

第4節 委員会の設置・経緯

1 委員会の設置

本計画は、「石見銀山街道保存活用検討委員会」を設置し、そこでの協議・意見等を踏まえながら、平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)の3か年において策定する。

石見銀山街道保存活用検討委員会 委員名簿 (敬称略)

氏名	所属	役職・その他
仲野 義文	石見銀山資料館	館長、本委員会の委員長
会下 和宏	国立大学法人島根大学	教授、本委員会の副委員長
芦矢 修司	美郷町教育委員会	委員
三上 利三	美郷町古文書を読む会	会長
西原 真公	美郷町銀山街道を護る会 美郷町文化財保護審議会 粕淵地域	会長 委員 沿線地域代表
窪田 英通	美郷町商工会	事務局長
林 朋宏	美郷町観光協会	会長
吉田 敦	別府地域連合自治会	
梅原 富雄	浜原地域連合自治会	
山田 昇	沢谷地域連合自治会	
小田 良宗	財団法人 美郷町開発公社	支配人 平成30年度～平成31年度 (令和元年度)
小田 幸雄	財団法人 美郷町開発公社	支配人 令和2年度
堀尾 亮介	邑智小学校	校長
波多野 雅	邑智中学校	校長
日野原 淳	邑智郡森林組合美郷支所	支所長 平成30年度～平成31年度 (令和元年度)
牧田 洋平	邑智郡森林組合美郷支所	支所長 令和2年度

アドバイザー

氏名	所属	役職・その他
田中 義昭	島根大学元教授	
浅野 啓介	文化庁文化財第二課	文化財調査官
渡部 麻生	島根県教育庁文化財課	主任主事(平成30年度) 文化財保護主任(令和元年度)
仁木 聡	島根県教育庁文化財課	企画員

事務局

氏名	所 属	役職・その他
田邊 哲也	美郷町教育委員会	教育長（前教育長） 平成30年度～平成31年度 （令和元年度）
阿川 俊治	美郷町教育委員会	教育長 令和2年度
漆谷 千鳥	美郷町教育委員会	課長
山根 啓史	美郷町役場産業振興課	課長補佐
三宅 章郁	美郷町役場産業振興課	主任
山根 都	美郷町観光協会	事務局
小井戸正和	別府公民館	副館長
勝部 学	粕淵公民館	副館長
渡邊 泰文	沢谷公民館	副館長
岩谷 知広	美郷町教育委員会	文化財係課長補佐

2 計画策定の経緯

本計画を策定するに当たっては、5回（平成30年度～令和2年度）の史跡石見銀山街道保存活用計画策定委員会を開催した。

■第1回史跡石見銀山街道保存活用計画策定委員会

日 時：平成30年(2018)12月18日（火） 13時30分～15時

場 所：みさと館3階多目的室

<内容>

- はじめのあいさつ、自己紹介、役員選出
- これまでの経緯
- 委員会の目的
- スケジュール
- 事例紹介
- ワークショップ開催について
- 関連資料

■第2回史跡石見銀山街道保存活用計画策定委員会

日 時：令和元年(2019)9月20日(金)

現地視察：10時～12時

会議：13時～14時50分

場所(会議)：みさと館3階多目的室

<内容>

- 現地視察：やなしお道・森原古道
- 史跡石見銀山街道保存活用計画の目次について
- 史跡石見銀山街道保存活用計画 第1章～第2章(史跡の概要)について

■第3回史跡石見銀山街道保存活用計画策定委員会

※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年(2020)3月において書面による意見聴取とした。

<内容>

- 史跡石見銀山街道保存活用計画 第1章～第5章(素案)について

■第4回史跡石見銀山街道保存活用計画策定委員会

日 時：令和2年(2020)9月23日(水)13時30分～14時50分

場所(会議)：みさと館3階多目的室

<内容>

- 史跡石見銀山街道保存活用計画 第1章及び第3章～第6章(案)について
- 史跡石見銀山街道保存活用計画 第2章(新第2章 史跡を取り巻く環境)及び第7章～最終章について

■第5回史跡石見銀山街道保存活用計画策定委員会

日 時：令和3年(2021)2月10日(水)13時30分～15時00分

場所(会議)：みさと館3階会議室2 ※オンライン参加1人

<内容>

- (1) 計画の内容協議について
 - 前回会議での指摘事項に基づいた修正内容の確認
 - 島根県文化財保存大綱を踏まえた変更内容の確認
 - 実施計画総括表(第11章第1節)における実施主体と今後の動き
- (2) その他連絡事項
 - ①今後の予定
 - ②開催イベント関連
 - ◎みちくさ日和

第5節 他の計画との関係

1 上位計画・関連計画と本計画との関係

本計画は、美郷町の最上位計画である美郷町第2次長期総合計画、それに準じた上位計画である美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略、及び教育・文化部門の上位計画である美郷町教育振興基本計画を踏まえるとともに、島根県文化財保存活用大綱（令和2年度策定）を勘案して策定した。

なお、今後作成する文化財部門の計画及びその他計画については、必要に応じて本計画の反映及び本計画との調整・整合に努めることとする。

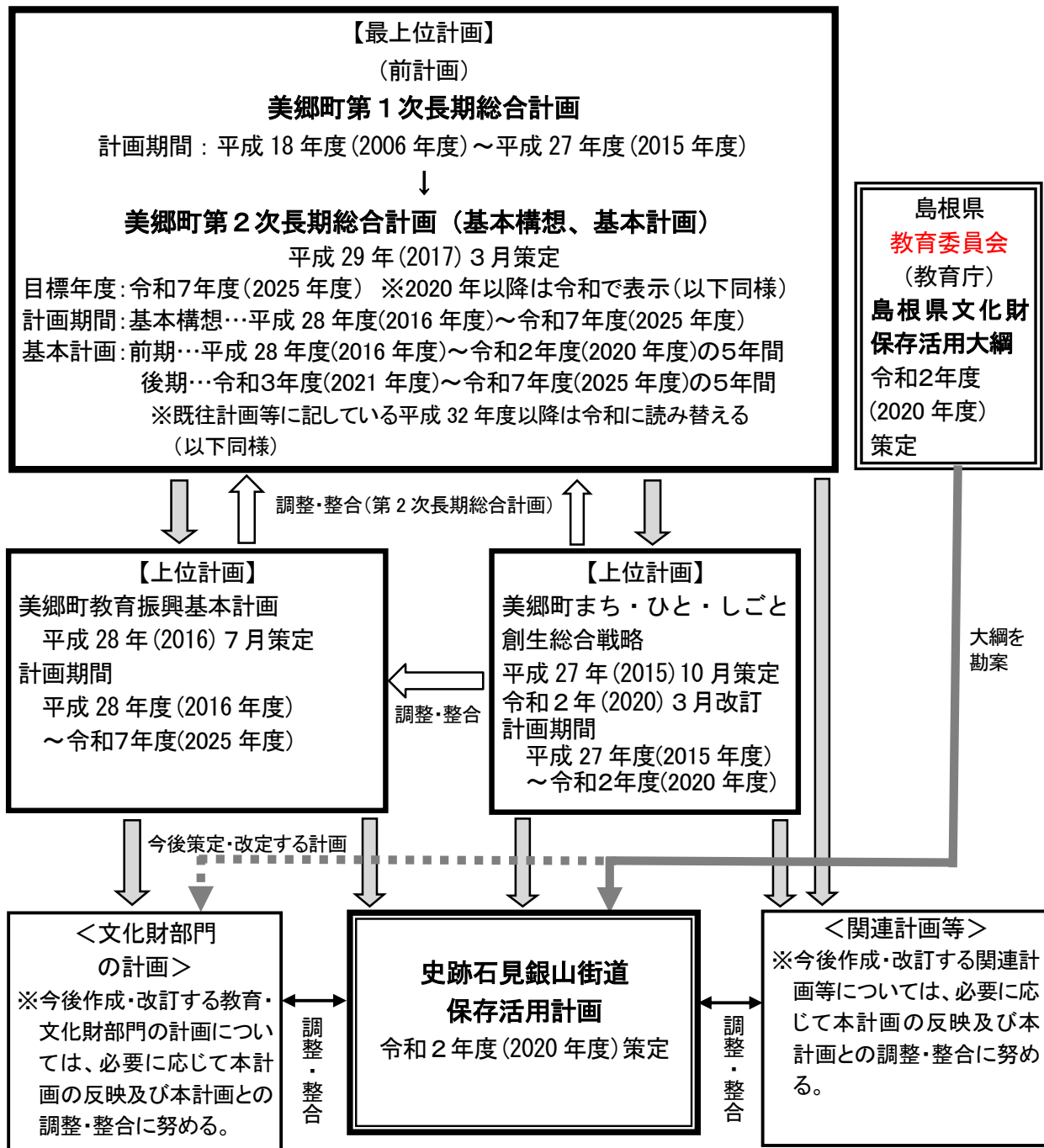


図1-2 計画の位置づけ(上位計画、関連計画等との関係)

2 上位計画・関連計画の概要

(1) 島根県文化財保存活用大綱

平成 30 年(2018)の文化財保護法の改正(文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律)により、地域に所在する未指定を含めた有形・無形の文化財の総合的・計画的な保存・活用を推進するため、都道府県では域内の文化財の保存・活用に関する総合的な施策である「文化財保存活用大綱」の策定ができることとなった。これに基づき島根県教育庁では、令和 2 年度(2020 年度)に『島根県文化財保存活用大綱』が策定された。

この大綱策定の背景として、過疎化・少子高齢化の進行、人々の価値観の多様化、文化財の担い手や後継者不足から文化財が失われる危機にあることから、地域の文化財の計画的な保存・活用あり方として「文化財を守り、伝える体制づくり」「地域社会総がかりでの文化財の継承」「文化財をまちづくりの核として活用」の必要性が認識されている。

こうした背景を踏まえ、基本理念「文化財の調査研究、保存・継承、活用を通じて、郷土への愛着を深めるとともに、人々の交流を進める」及び3つの基本方針と取組が設定されている。

さらに、文化財を未来へつなぎ、地域に活かしていくために、市町村や所有者への必要な支援、地域総がかりで文化財を災害や犯罪被害から守り、未来へつないでいくための取組(文化財のデータベース化、防災・防犯マニュアルの作成、島根県文化財救済ネットワークの構築)が示されている。

(2) 美郷町第 2 次長期総合計画(基本構想、基本計画)

美郷町第 2 次長期総合計画は、長期展望に立った美郷町の地域づくりの指針であり、平成 29 年(2017)3 月に策定している。

本計画は、基本構想(まちづくりの将来像、基本方向[施策体系]などを示すもの)、基本計画(基本構想を実現するための、重点施策、分野別施策を体系的に示すもの)、及び実施計画(基本計画で定めた施策体系に基づいて、事業実施方策を明らかにし、実施する事業を具体的に示すもの)からなり、実施計画は別葉としている。

計画期間は、平成 28 年度(2016)から平成 37 年度(2025)までの 10 年間で、まちづくりの理念を「水と緑 いきいき輝く 夢あふれる協働のまち」、めざす将来像を「美しいまち・ひと・くらしがつながる みんなの美郷」としている。

文化財や石見銀山街道に関しては、「未来を担う人材の育成」及び「観光の振興」の中で次のように記載している。

○未来を担う人材の育成

- ・本町の美しく豊かな自然、固有の歴史や文化、学校教育に協力的な地域の人材などの恵まれた教育資源を積極的に活用し、地域を支える次世代の人材を育成します。

○観光の振興(重点施策のテーマの一つ)

- ・銀山街道の活用

(3) 美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略

美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、美郷町の人口減少と地域経済縮小に歯止めをかけるための戦略であり、平成 27 年(2015)10 月に策定している。

総合戦略では4つの基本目標を掲げ、これまでに取り組んできた定住子育ての取組を着実なものとし、美郷町を好きで住み続けることのできる町の実現に向けて取り組むこととしている。

文化財や石見銀山街道については、「基本目標1 町内で働き続けることのできる雇用環境を創出する」、「基本目標2 町内へ定住する人の流れを拡充する」の中に記載している次の取組が関係してくる。

基本目標1 町内で働き続けることのできる雇用環境を創出する

(4) 観光の振興

⑦銀山街道の活用

- ・美郷町内には、「やなしお道」をはじめとする銀山街道の古道が昔のままで残っており、沿線にも往時の面影や遺産、それに関わる資料が数多く残されている。
- ・石見銀山の繁栄を支えた銀山街道沿線の遺産について、歴史的価値を明らかにし、国の史跡登録を目指すことで、ふるさとの歴史遺産を保全し、伝承していく気運を高めることが今求められている。美郷町の銀山街道の姿を後世に伝え有効活用していくことで、町内外の多くの人々に歴史のふるさと美郷町を発信していく。
- ・石見銀山街道保存活用計画を策定し、街道の保全と周辺を含めた活用策を検討し、観光資源として磨きをかけるとともに、関係市町と連携して日本遺産登録を目指す取り組みを進めていく。

基本目標2 町内へ定住する人の流れを拡充する

(3) ふるさと教育の推進

①公民館・地域でのふるさと学習の推進

- ・地域住民が美郷町を知る取組みを推進し、子どもたちに地域社会の一員としての自覚を持たせる。

②学校でのふるさと学習の推進

- ・小学1年生から中学3年生まで、系統的に学習内容を配置し、ふるさと教育を推進する。

(4) 美郷町教育振興基本計画

美郷町教育振興基本計画は、美郷町の教育の基本的な理念やめざす人間像、学校教育や社会教育の方向性を定め、長期的な展望を持って施策を展開していくための指針であり、平成28年(2016)7月に策定している。

計画期間は平成28年度(2016)から令和7年度(2025)までの10年間で、基本理念を「美郷町を担う心豊かな人づくり」とし、3つの基本方針と9つの基本目標を設定している。

文化財や石見銀山街道に関しては、「基本方針Ⅱ 未来を担う人材の育成」の「基本目標1 美郷町への愛着と理解」に次のように記載している。

○地域の文化財の維持保存に努めながら、今まで知られていなかった価値ある文化遺産に着目し、その価値を明らかにするとともに、次世代に伝える取組を推進します。

- ・銀山街道尾道ルートについては、国史跡登録とその活用に向けた取組を進めます。
- ・中原芳煙をはじめとする地域の才能ある作家作品等の保存、活用に取り組みます。
- ・町内の文化施設の利活用を推進し、文化の振興に取り組みます。

第2章 史跡を取り巻く環境

第1節 美郷町の概況

美郷町は島根県のほぼ中央の内陸部に位置し、東を飯南町、西を川本町、南を邑南町及び広島県三次市、北を大田市に接している。

交通条件としては、国道375号が町域を南北に貫き、南の三次市方面と北の大田市を結んでいる。これに県道等がつながる形で町内の各地域や周辺の市町を結んでいる。

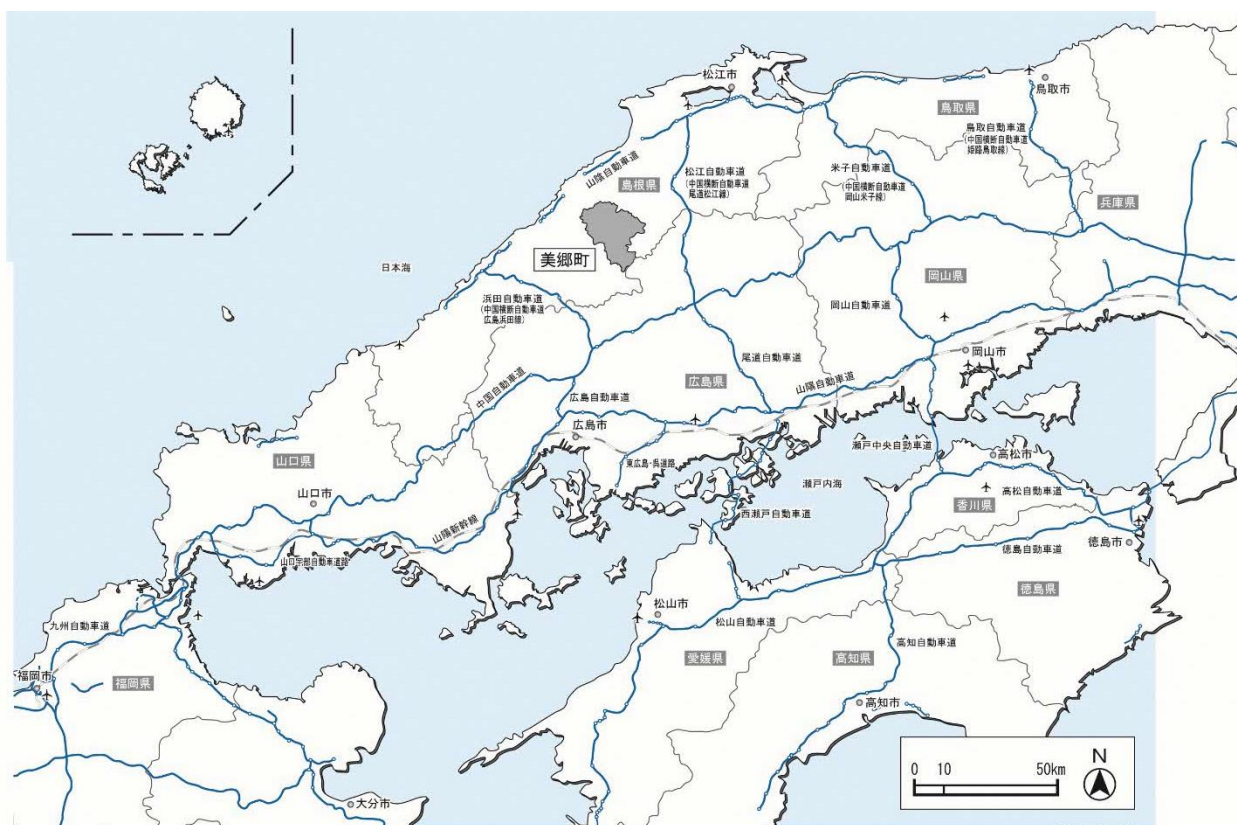
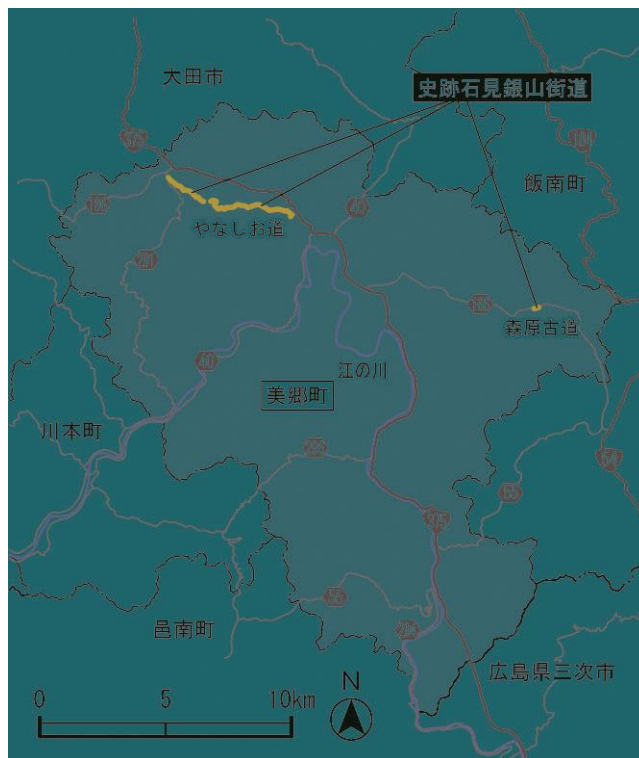


図 2-1 美郷町の位置と交通条件

第2節 自然環境

1 地形

美郷町の地形は山地部が中心であり、江の川及びその支流沿いに平地部が形成されている。町域の東側の飯南町及び広島県三次市の境界付近に、標高 700m以上の山が連なっており、相対的に険しい地形となっている。

石見銀山街道のうち、やなしお道は西部の山地部を、森原古道は東部の小河川（県道）沿いに位置する。

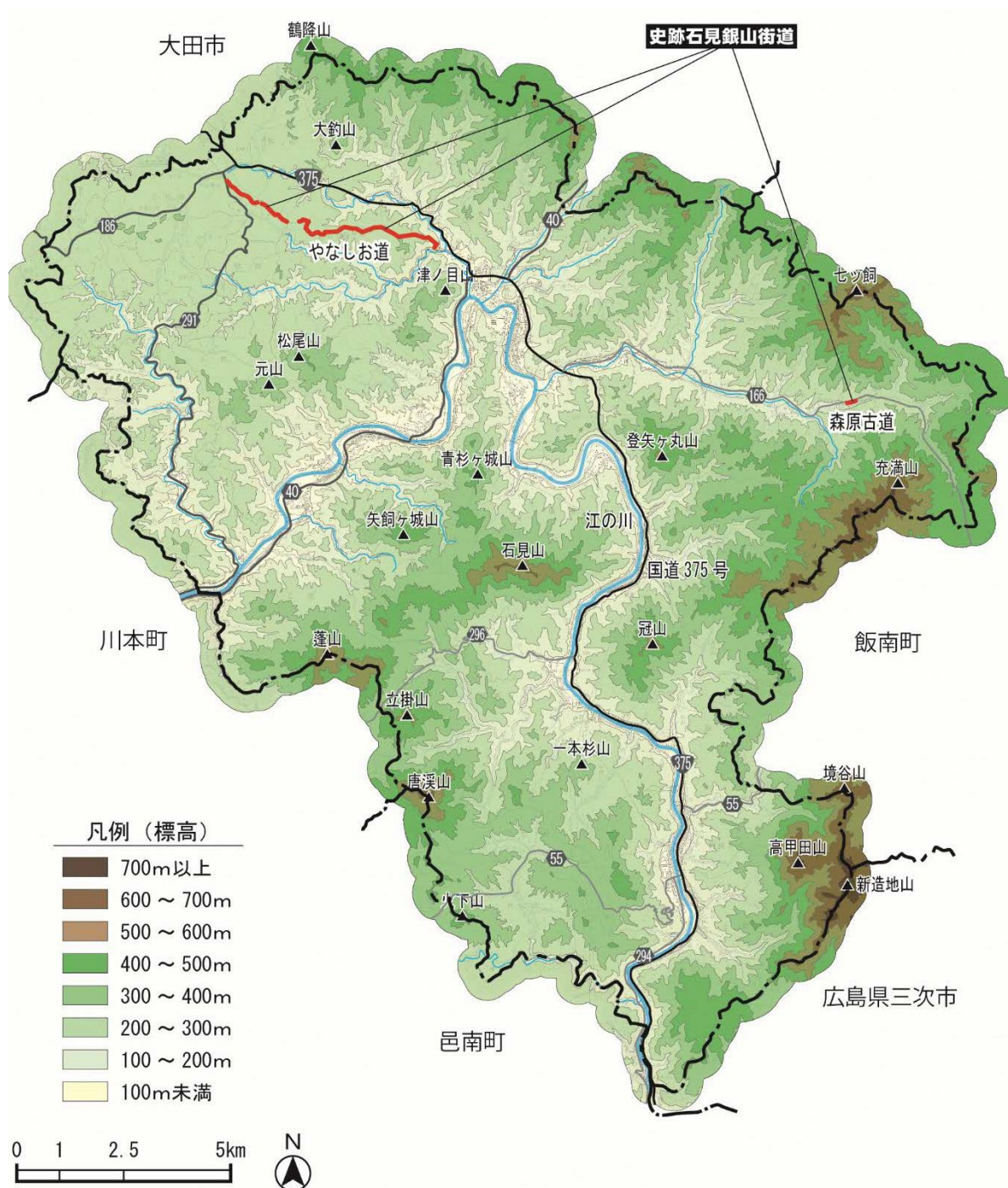


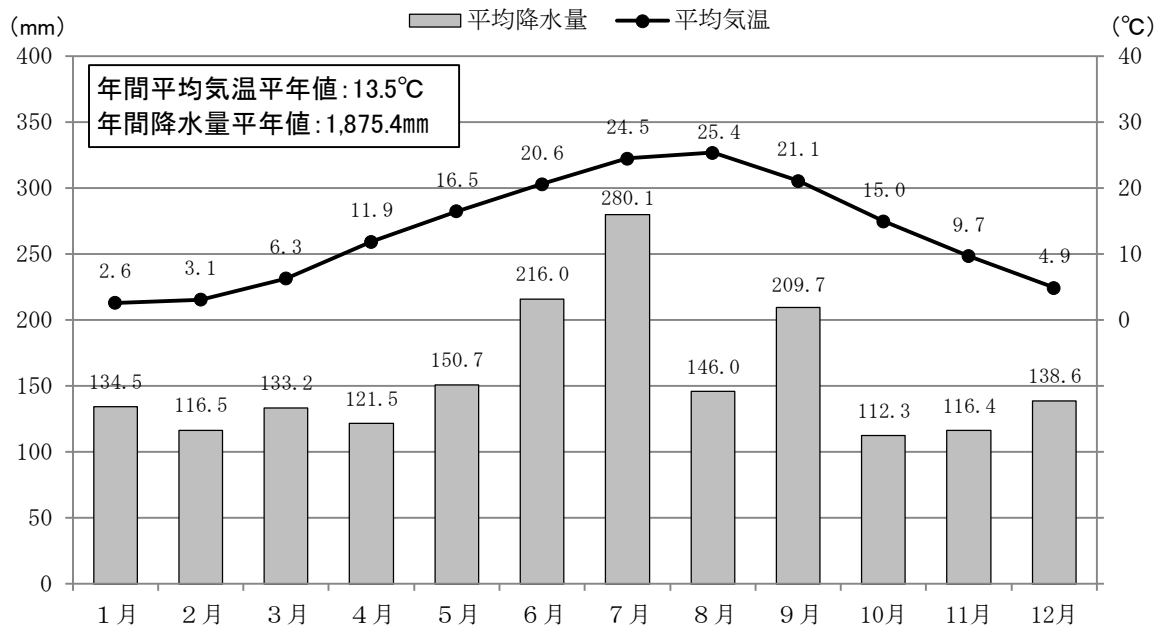
図 2-2 美郷町の地形条件

2 気象

美郷町の気象は、冬は寒さが厳しく積雪があり、年間を通じて降水量が比較的多い日本海側気候であるが、町内の地域によっての違いがある。

平均気温と降水量を、気象庁の観測所のある川本と赤名でみると、赤名が川本に比べ年間平均気温で2℃低く、年間降水量で約150mm多くなっており、森原古道のある酒谷地域は赤名に、やなしお道を含めその他の江の川流域では川本に近いといえる。

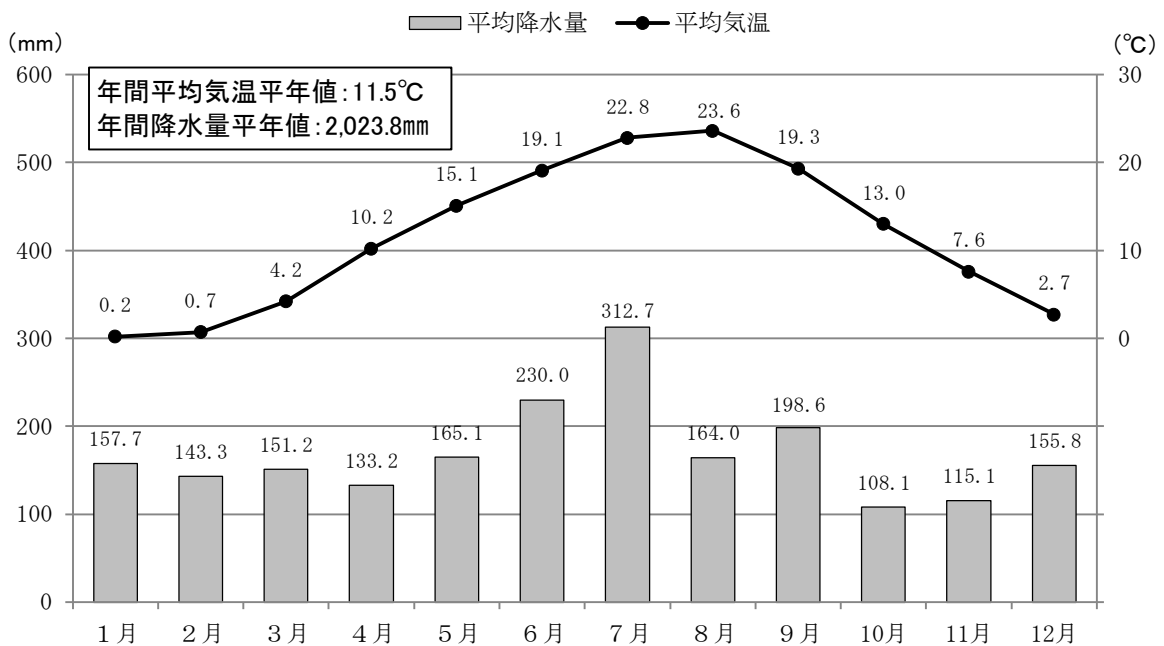
※自然環境のうち「植生：植生区分、自然植生度」は、第3章第2節「4 指定に至る調査成果（2）自然的調査」で記述



※平年値は1981-2010年の30年間の観測値の平均をもとに算出（「赤名」も同様）

資料：気象庁ホームページ：気象統計情報

図 2-3 月平均気温と降水量（観測所：川本）



資料：気象庁ホームページ：気象統計情報

図 2-4 月平均気温と降水量（観測所：赤名）

第3節 社会環境

1 人口

(1) 人口の推移

美郷町の人口を国勢調査で見ると、平成27年(2015)現在4,900人であり、昭和30年(1955)の18,742人をピークに減少を続けている。なお、令和3年(2021)1月末現在の人口は4,486人(住民基本台帳)となり、減少傾向が続いている。

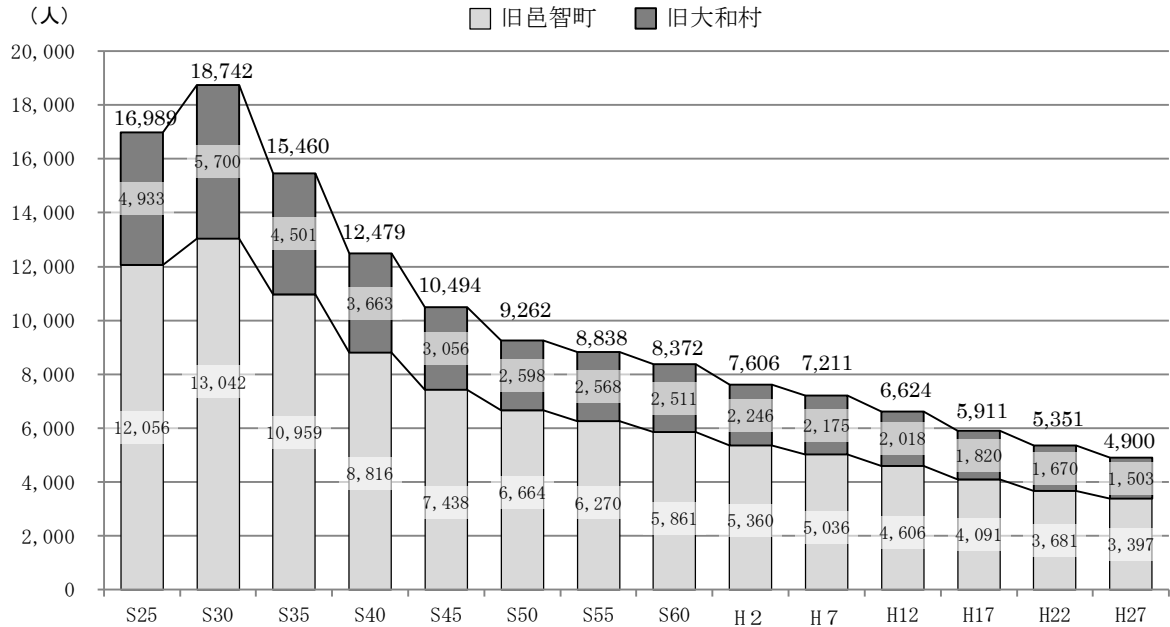


図 2-5 美郷町の人口の推移 (国勢調査)

(2) 年齢構成

美郷町の年齢構成を3区分(15歳未満、15~64歳、65歳以上)で見ると、平成27年(2015)現在、高齢化率(65歳以上人口の総人口に占める割合)が45.1%に達している。ちなみに島根県は32.5%、全国平均は26.6%である。

また、美郷町の高齢化率は増加傾向を続け、一方、年少人口(15歳未満人口)の割合は減少しており、少子・高齢化が顕著となっている。

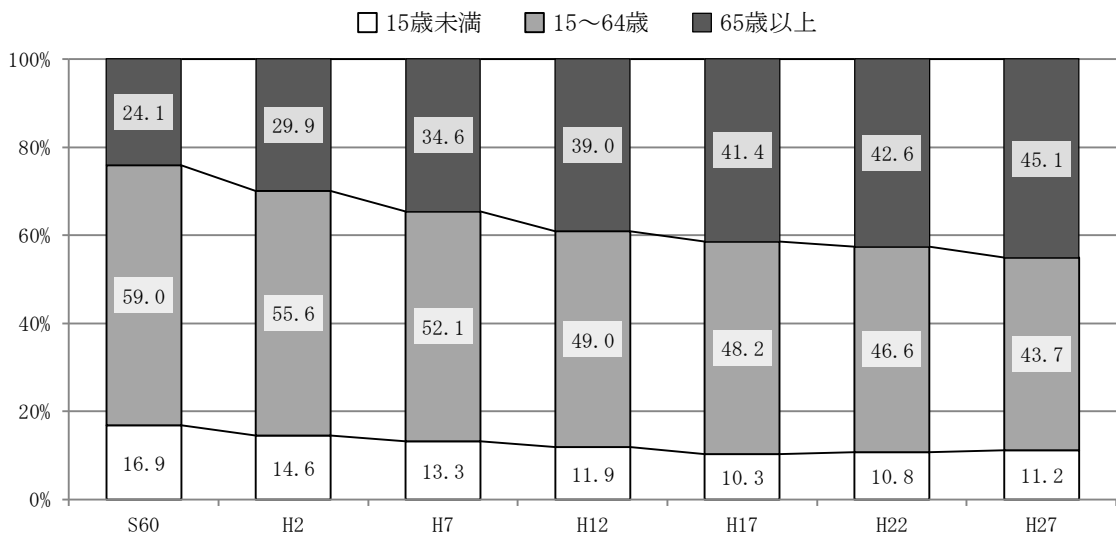


図 2-6 美郷町の年齢3区分の構成 (国勢調査)

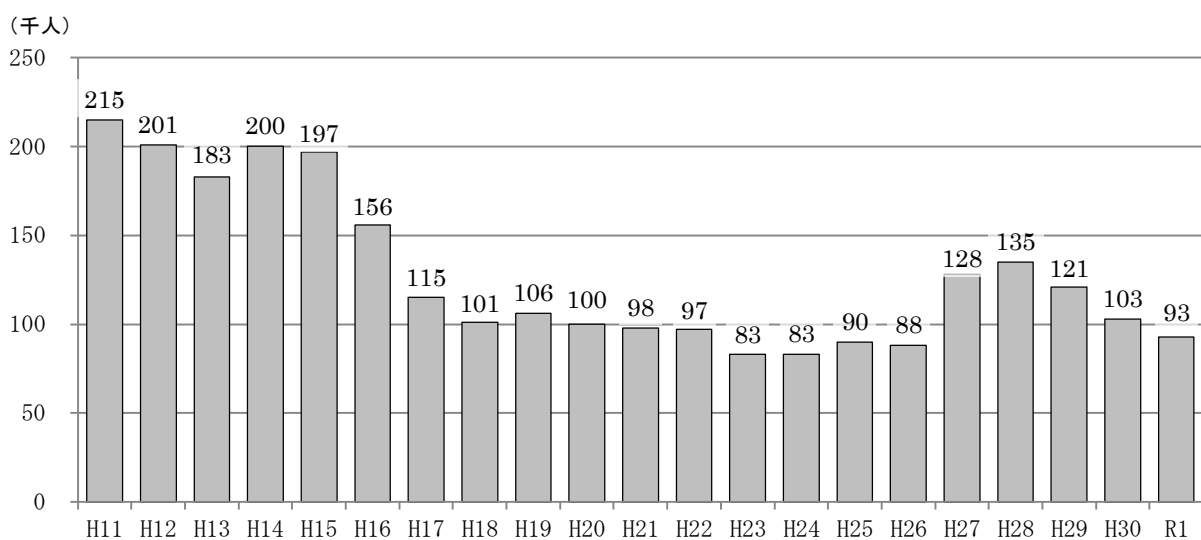
2 入込観光客数

美郷町の入込環境客数は、令和元年(2019)において9万3千人となっている。

平成11年(1999)からの推移をみると、平成17年(2005)～平成26年(2014)にかけて10万人前後で停滞していたが、平成27年(2015)、平成28年(2016)と増加に転じたが、その後、減少している。

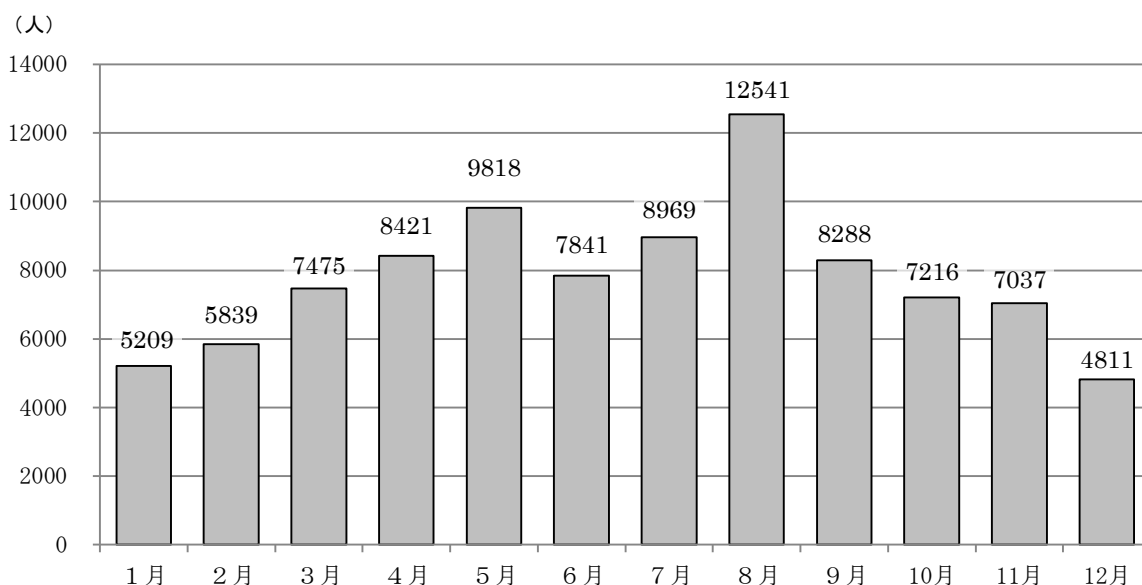
月別入込観光客数(令和元年)をみると、8月が最も多く、次いで5月となっている。一方、冬期(12月～3月)は5千人前後と少ない。

主な観光資源としては、ゴールデンユートピアおおち(飲食、温水プール、スパ、コテージ、屋内・屋外テニスコートなど)、グリーンロード大和(道の駅)、カヌーの里おおち、カヌー博物館、温泉(潮温泉、千原温泉、湯抱温泉)、齋藤茂吉鴨山記念館などがある。このうち、齋藤茂吉鴨山記念館やカヌー博物館、湯抱温泉は利用者(入込観光客)が特に低迷している。



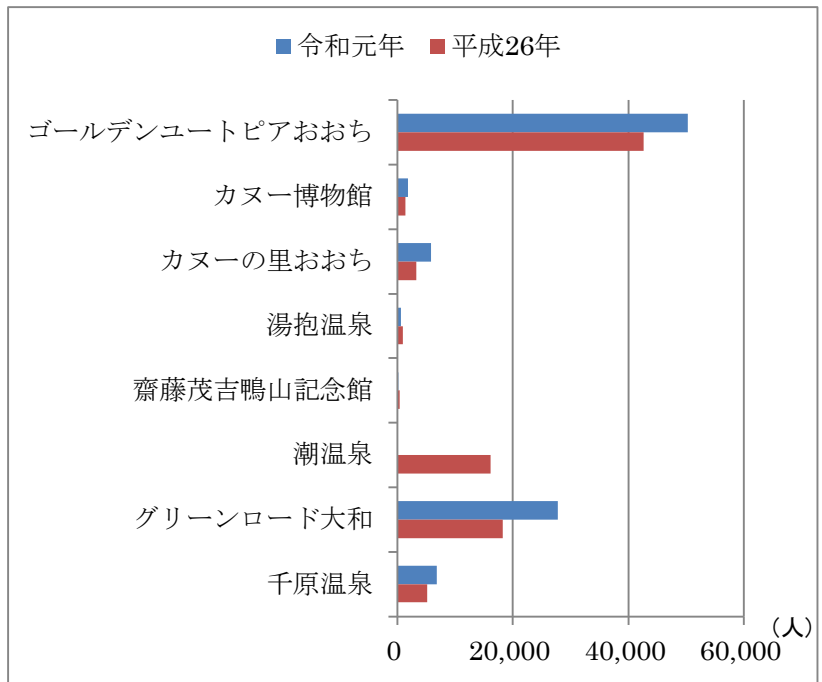
資料：島根県観光動態調査結果

図 2-7 美郷町の入込観光客数の推移



資料：島根県観光動態調査結果

図 2-8 美郷町の月別入込観光客数(令和元年)



資料：島根県観光動態調査結果

図 2-9 主要観光施設と入込観光客数



図 2-10 主要観光施設の位置

第4節 歴史環境（指定文化財）

美郷町の指定文化財は、令和2年8月末現在で16件あり、そのうち国指定は石見銀山街道の1件、県指定は天然記念物の4件、町指定は11件である。

また、種別でみると天然記念物が7件で最も多く、次いで無形民俗文化財の3件、彫刻2件、史跡2件、及び絵画と工芸品が各1件となっている。

この他、町外で所蔵または保管されている文化財としては、国保有文化財（重要文化財）「銀杏葉雪輪散辻が花染胴服」他1件（東京国立博物館所蔵）、県指定文化財（古文書）「吉岡家文書」1件（県立古代出雲歴史博物館保管）がある。

表2-1 美郷町の指定文化財一覧

（令和2年8月末現在）

区分・種別	指定	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者 保持者	備考
有形	絵画	絹本著色霊峰富士乃図 絹本著色晩秋乃群鹿図	1幅 1幅	潮村	S52.11.30	個人	・旧大和村 ・中原芳煙筆
	彫刻	尾原家の欄間と明かり障子	8面	築瀬	H14.12.26	美郷町	・旧邑智町 ・室町時代
	彫刻	木彫狛犬	1対	宮内	H16.9.1	田立建埋根命神社	・旧大和村 ・永和3年在銘
	工芸品	鱒口	1口	信喜	H14.12.26	多聞寺・毘沙門堂	・旧邑智町 ・備中洲新見莊熊野権現鐘也 ・應安六年歳次癸丑五月初八日願主鞠久光の銘あり
民俗	無形民俗文化財	大和神楽「鐘馗の舞」		都賀本郷	S51.6.26	大和神楽団	・旧大和村
	無形民俗文化財	都賀西神楽「山伏」		都賀西	H16.9.1	都賀西神楽保存会	・旧大和村
	無形民俗文化財	都神楽「天の岩戸」		都賀行	H16.9.1	都神楽団	・旧大和村
記念物	史跡	石見銀山街道		小松地他	H30.2.13	美郷町	
	天然記念物	妙用寺の桜	1株	浜原 460	S51.4.30	妙用寺	
	天然記念物	花の谷の桜	1株	九日市 589-1	H25.4.9	個人	
	天然記念物	酒谷のオロチカツラ	1株	酒谷 219-2	H25.4.9	個人	
	天然記念物	学舎のイロハモミジ	1株	九日市 118	H25.4.9	美郷町	
	史跡	沖丈遺跡	1所	乙原	H14.12.26	島根県	・旧邑智町 ・約 2000 m ² ・遺物：管玉、弥生土器等
	天然記念物	田立建埋根命神社檜ノ木	1株	宮内	S51.6.26	田立建埋根命神社	・旧大和村 ・推定樹齢 600 年 ・胸高回 5.0m、根回 7.9m
	天然記念物	別府八幡宮の大スギ	1株	別府	H14.12.26	別府八幡宮	・旧邑智町 ・推定樹齢 400 年 ・幹周 6.2m、樹高約 30m
	天然記念物	シダレザクラ	1株	九日市	H25.2.4	美郷町	・美郷町 ・推定樹齢 120 年 ・胸高周囲 2.5m、樹高約 15m

※国保有文化財「銀杏葉雪輪散辻が花染胴服」他（重要文化財：2領、東京国立博物館所蔵）

県指定文化財（古文書）「吉岡家文書」（66通・2冊、県立古代出雲歴史博物館保管）



図 2-11 美郷町の指定文化財



銀杏葉雪輪散辻が花染胴服
(重要文化財)



浅黄地葵紋付帷子
(重要文化財)



吉岡家文書
(県指定文化財)

第3章 史跡の概要

第1節 指定に至る経緯

平成19年(2007)に大田市にある石見銀山遺跡が世界文化遺産として登録された。

江戸時代に入ると石見銀山より産出された銀の輸送は、現在の大田市荻原より美郷町、飯南町より広島県に入り、三次市、世羅町を経て尾道市に続く道・銀山街道により行われていた。総延長は約130kmで、そのうち美郷町は約28km(約21%)を占めている。

美郷町においても、石見銀山遺跡の世界文化遺産登録以降、ガイド養成やウォーキングイベントなど銀山街道を活用した取組を行ってきた。

銀山街道については、平成8年(1996)、島根県教育委員会が実施した「島根県歴史の道調査」により文化財としての価値が認められ、同年には文化庁の「歴史の道100選」に、町内の別府から湯抱^{ゆがかい}にかけて続く「やなしお道」と呼ばれる約6.6kmの区間が選定された。

その後、「やなしお道」については平成11年(1999)に土木工事のため一部で発掘調査が行われ、版築様工法で築かれた道の遺構が確認された。また、酒谷^{さけだに}にある「森原古道」についても、圃場整備計画のため、平成21年(2009)に発掘調査が行われ、江戸時代初期の道の遺構が確認されている。

こうした取組を重ねていくうちに、国の史跡としての価値を持つ可能性があることが各方面から指摘されるようになり、平成22年(2010)に文化庁調査官による現地確認が行われた。

これ以降、美郷町として国の史跡指定申請を行う準備を本格的に始め、平成27年(2015)9月には文化庁調査官の現地確認が再度行われた。その結果をもとに、平成28年(2016)1月には街道の価値を検討する委員会「銀山街道歴史的価値検討委員会」が設立された。

検討委員会の協議の中で、町内の銀山街道のうち、「やなしお道」と「森原古道」が国史跡としての価値がある可能性が高いという指摘がなされたことから、この2つの範囲を史跡指定申請範囲として準備を進めることとなった。

史跡指定申請を行う上での資料として活用するため、これまでの調査報告書をもとに現地を再調査及び測量を行うとともに、これまでに発見された文献などを解読し、「石見銀山街道 やなしお道と森原古道調査報告書」を作成した。

こうした取組を通じて史跡指定申請を行い、平成30年(2018)2月13日、石見銀山街道として史跡に指定されたことが官報に告示された。



やなしお道の発掘調査



版築状突き固め層

第2節 指定の状況

1 指定告示

平成30年(2018)2月13日付けの官報(号外)において、文部科学省告示第23号により、次のように史跡指定が告示されている。

文部科学省告示第23号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年2月13日 文部科学大臣 林 芳正

名称 石見銀山街道

所在地 島根県邑智郡美郷町

地域 別図の通り。

備考 別図は省略し島根県教育委員会及び美郷町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。(参考図参照)

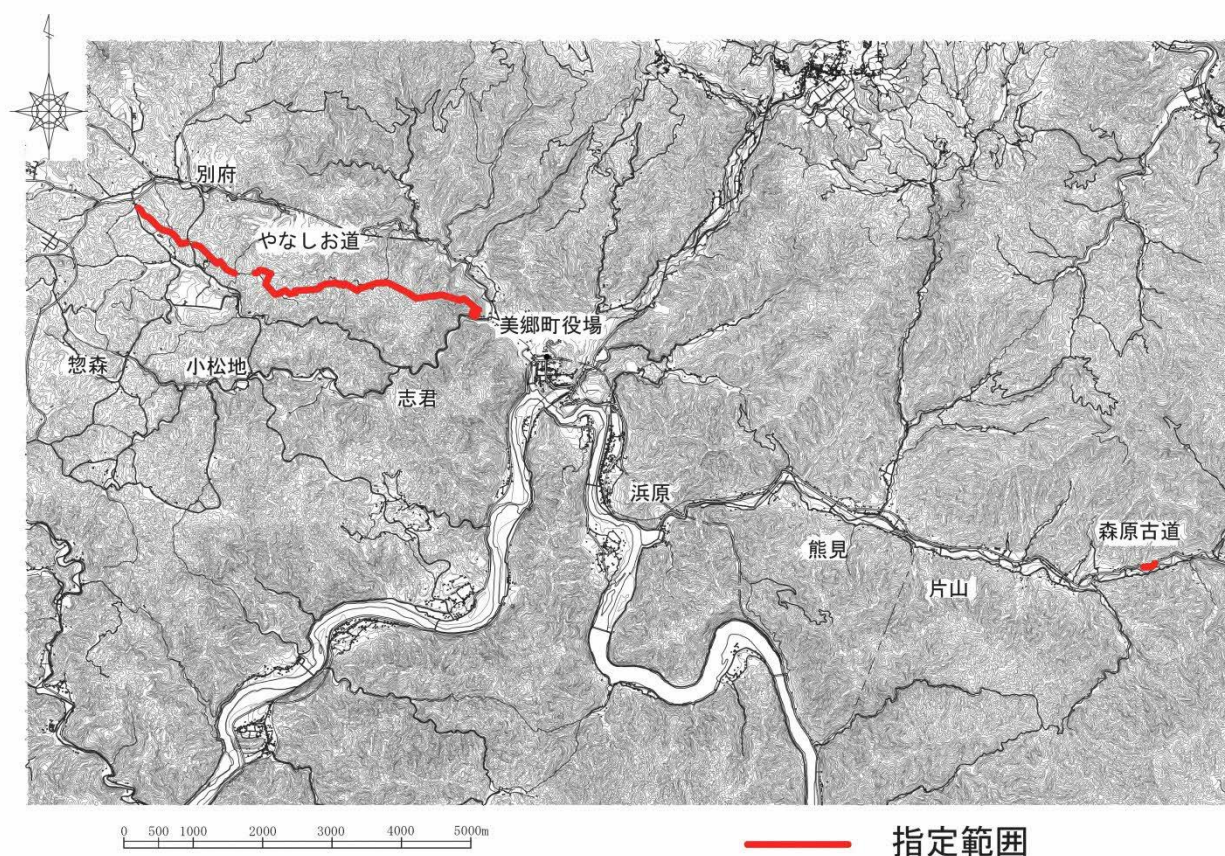


図3-1 史跡指定地の範囲(参考図)

2 指定説明文とその範囲

(1) 指定説明文

石見銀山街道

島根県邑智郡美郷町

石見銀山街道は、江戸時代初期より幕領であった石見銀山で産出した銀を大坂や京まで運んだ、石見銀山のある石見国大森から備後国尾道までの道である。尾道からは船で大坂まで運んで江戸幕府に上納した。

慶長5年(1600)関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、石見に大久保長安を派遣し、銀山を毛利氏から接収した。慶長6年に石見銀山奉行となった長安は、銀の輸送路について、尾道までの陸路を選択し、慶長15年頃から尾道までの陸路を利用した輸送が始まった。文化10年(1813)に備後国吉舎を通った伊能忠敬はこの道を「銀山街道」と記している。輸送は、江戸初期は年数回行われていたが、陣屋による灰吹銀の総買い上げ制が始まった延宝年間(1673~1680)以降については年1回10月下旬から11月上旬に石見国大森を出発し、現在の美郷町内を通り出雲国、備後国の三次や府中を経由し尾道まで輸送し、尾道からは広島藩、姫路藩によって瀬戸内海を船で運搬され、大坂城、更には京都の銀座まで運ばれた。明和5年(1768)の場合は、灰吹銀(12箱、約118貫)、丁銀、銅などを140疋の馬で運び、文化8年(1811)の場合は、18世紀後半からの銅生産の急増により、馬280疋で運んだ。慶応2年(1866)に長州軍に石見国が占領され、幕府による灰吹銀輸送は終焉を迎えるが、その直前の慶応元年(1865)の輸送の際には、灰吹銀7箱などを運ぶ総勢約500人の隊列であった。

平成8年に島根県教育委員会が島根県歴史の道調査を行い、大森から美郷町内を通り島根県境である飯南町の赤名峠までの道や、大森から温泉津までの道の調査を行った。その後、平成16年に同県教育委員会により、大森から日本海に向かう温泉津、鞆ヶ浦への道の調査が行われ、大田市内の道が平成17年に史跡石見銀山遺跡として追加指定された。平成19年に石見銀山遺跡とその文化的景観が世界文化遺産に登録され、石見銀山街道鞆ヶ浦道、温泉津・沖泊道として構成資産となると、隣接した美郷町でも石見銀山街道を利用したウォーキングイベントなどが行われるようになり、平成28年から美郷町教育委員会によって遺構や文献の調査が行われて、石見銀山街道の歴史的意義や規模、構造が明らかとなった。

今回指定を行おうとするのは、この石見銀山街道のうち、島根県美郷町のやなしお道約6.7キロメートルと、森原古道140メートルである。

やなしお道は、島根県大田市の石見銀山大森から東に9.8キロメートル離れた美郷町小松地を起点とする約6.7キロメートルである。ここから美郷町湯抱のやなしお坂まで距離5キロメートルで65メートルと高低差が少なく、最短距離を結ぶルートが設定され、尾根や尾根筋の少し下方が選ばれて、切通、削平、版築による盛土、土橋などの工法がとられている。概ね道幅は6尺から9尺である。途中には西から、平坦地に礎石が残る十王堂跡及び茶屋跡、斜面を壇上に削平した230平方メートルの平坦面をもつ茶屋敷跡及びそれに隣接した一辺3メートルの方形土坑である水溜場跡、一里塚(高さ1メートルのものと1.5メートルのもの)などがある。また尾根と尾根が途切れている谷間を盛土でかさ上げしつなげた土橋が7か所あり、最長のものは長さが51メートルある。重い荷物を運ぶためなされた造成事業である。

これに対し、東端のやなしお坂は距離 1.6 キロメートルで高低差約 190 メートルの急坂を 16 回屈曲しながら下る坂である。坂の途中には荷置石や中の休といわれる休憩場所がある。中の休は 90 平方メートルの平坦地で、隣接して江戸時代後期の石碑がある。安政 2 年(1855)の文書(美郷町教育委員会所蔵)には「築塩坂中の休の雨寄生堂」という記述もある。灰吹銀の輸送は、宿駅伝馬制及び助郷制によって行われ、宿駅間で御定賃銭が規定されていたが、「八名塩坂(築塩坂)」のある萩原村と粕淵村の間は難場なので人足一人につき 10 文の増賃で、人足も増加して対応した。


森原古道は大森から東に 28.6 キロメートルの位置にある 140 メートル余りの道で、平成 21 年に圃場整備事業に伴う美郷町教育委員会による事前の発掘調査によって、平面北側の斜面において護岸のための約 1.1 メートルの高さの石垣が検出された。ここから 5 キロメートルほど南東に進むと石見国と出雲国の国境に至る。

年に一度の銀輸送に際しての具体的な道普請の仕様については、たとえば享和 2 年(1802)の文書(美郷町教育委員会所蔵)に記載があり、平場で岩石のない場所は道幅を 7 尺から 9 尺までとし、山や坂の場合は 6 尺より狭くせず、水を流すために左右に溝を作るべきこと、平地における樹木伐採などの道普請は村負担とすることなどが記されている。また、ほかの普請は公儀入用だったが、これらの費用は郡中割として銀山領内の各村に割賦されたものだった。

以上のように、石見銀山街道は江戸幕府が直轄支配を行っていた石見銀山産出の銀を尾道を経由して大坂や京に運んだ街道であり、残存状況は良好である。江戸幕府の銀輸送や交通制度を考える上で欠くことができないものであり、史跡に指定して保護を図ろうとするものである。

出典：「月刊文化財」(平成 30 年 2 月号)より

(2) 史跡指定地の範囲

史跡指定地の範囲は、「 史跡指定地の範囲(参考図)」のとおりである。
地番については、本節「5 指定地の状況」に示している(P49～55を参照)。

3 史跡を管理すべき団体の告示

平成 30 年(2018)7 月 30 日付けの官報において、文化庁告示第 68 号により、史跡(石見銀山街道)を管理すべき地方公共団体として、美郷町が指定されている。

【文化庁告示第 68 号】

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 113 条第 1 項及び第 172 条第 1 項の規定により、次の表の上覧に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 30 年 7 月 30 日

文化庁長官 宮田 亮平

名称(上覧)：石見銀山街道

指定告示(上覧)：平成 30 年文部科学省告示第 23 号

地方公共団体名(下欄)：美郷町(島根県)

4 指定に至る調査成果

史跡指定に至る調査のうち歴史的調査については、発掘調査を含む考古学的調査、文献調査を行っており、これまでの調査を集大成したものとして「石見銀山街道 やなしお道と森原古道調査報告書」(2017年3月 美郷町教育委員会)を作成している。ここでは、史跡に指定された「やなしお道」と「森原古道」を中心に、その要点を整理する。

一方、自然的調査、社会的調査は、史跡指定に至る過程では調査を行っていないが、史跡指定後に取り組んできた調査・作業をまとめる。

(1) 歴史的調査

ア 美郷町における石見銀山街道の概要

石見銀山街道のうち、美郷町内の道には数多くの遺構が残されている。また、当時のことを記録した文献も残っている。

これらをもとに、美郷町内の銀山街道の状況(概要)について、大森方面(石見銀山側)から尾道方面に向かう順にまとめる。

なお、この後に記述している「ア 美郷町における石見銀山街道の概要」及び「イ やなしお道と森原古道の街道遺構と関連遺構の概要」に関する、石見銀山街道の主要な遺構や関連する施設等をまとめたものが図3-2である。



やなしお道



やなしお坂



森原古道(西側)



森原古道(東側)

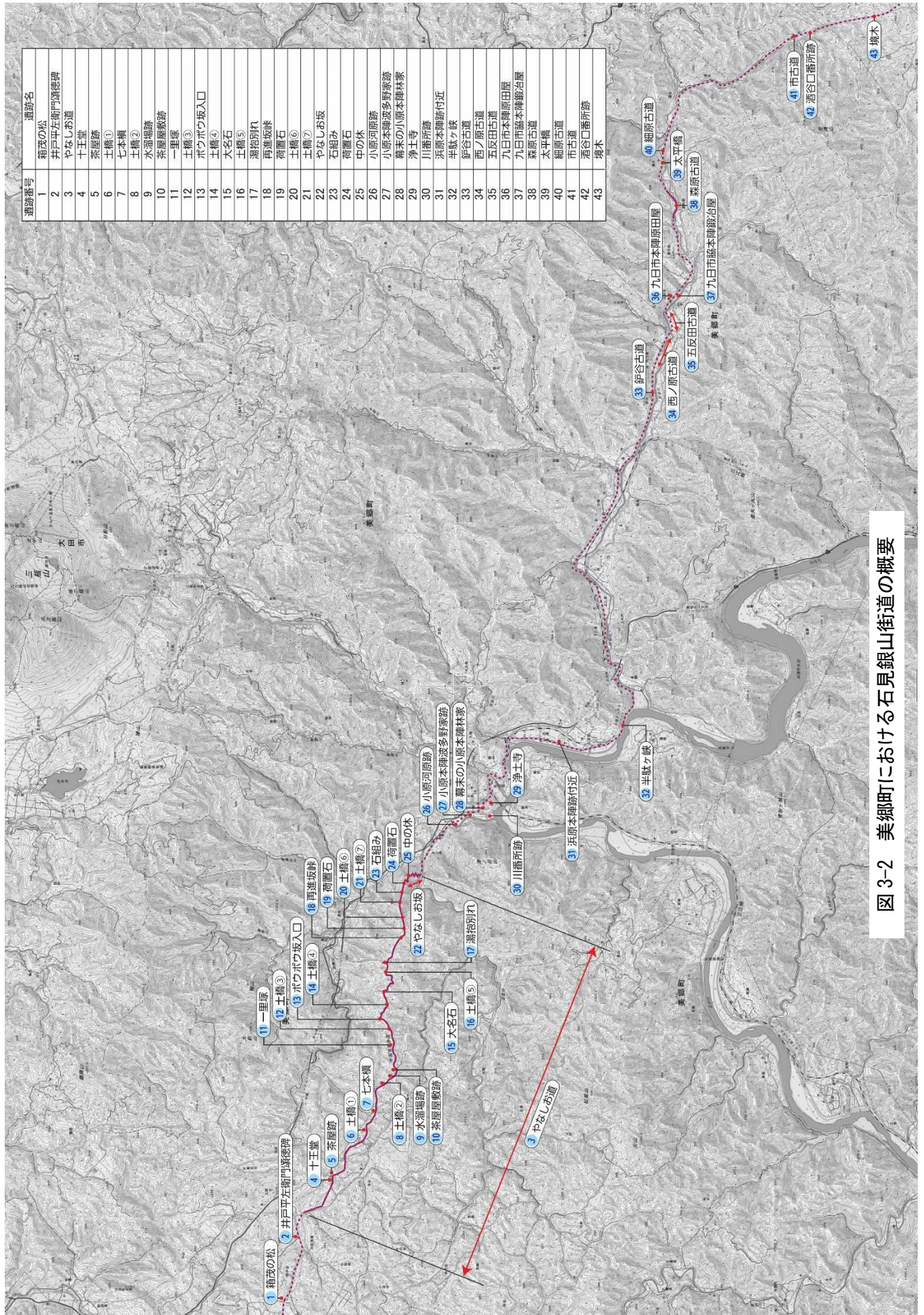


図 3-2 美郷町における石見銀山街道の概要

1) ^{こまつち}小松地から^{かすぶち}粕瀨

銀山街道は大森町より福原、萩原各地区を通り、美郷町へとつながっている。道幅は概ね6尺から7尺で統一され、必要に応じて道の補修整備が何度も行われた。

大田市と美郷町との境界周辺は^{はこも}箱茂という字名が残る。ここは大森から2里の地点であり、ここにはかつて大きな松があり、地元では「^{はこも}箱茂の^{まつ}松」と呼ばれていた。一枝の長さが7間（約13m）もあり、日本海の海岸からも見えたとの伝説がある。この松について、以下のような民話が残っている。

海岸部から来るさかな売り達は、いつもこの松を目標にしてここまでたどり着くと一休みしていた。帰宅してこのことを話し合っていると、ある魚売りの女房はお松という女と邪推して呪うた為に枯死してしまった。

その後、2代目の松が植えられたが、平成23年（2011）に枯死してしまい、現在は3代目の松が植えられている。

美郷町に入ると、そこは小松地という地域である。道はこれより^{しりなしがわ}県道と重なって進み、その後、江の川の支流^{しりなしがわ}尻無川の上流にある狭長な水田地帯に出る。約200mにわたり当時の道筋が道路に対して平行に伸び、その傍らには石碑が立っている。一つは土地の名医の石碑であるが、もう一つは享保年間に大森の代官をつとめた井戸平左衛門の石碑となっている。

石碑から尻無川を渡ると、小松地と接する別府という地域が見えてくる。別府は古くから旅籠等があったとされる地域であり、付近には馬場の前という地名が残っている。この周辺にある庄屋格の富三郎という家に、文化8年（1811）2月26日（西暦同年3月20日）、伊能忠敬が銀山街道を測量した際、1泊したという記録がある。

再び小川を渡り、道はここから山道となり比較的急な上り坂となる。別府と^{そうもり}惣森という地域の境を縫うように谷あいを進んでいく。

ここからの山道を地元では「やなしお道」と呼び、ここから湯抱と高畑の境界までの約6.6kmの道のりが続いている。主に山の尾根筋を通るこの道は全線にわたり、当時の面影を残しており、平成8年（1996）に文化庁により「歴史の道100選」に選定された。平成11年（1999）には発掘調査が行われ、その構造の一部が明らかになっている。

やなしお道には様々な遺構が残っている。（本節4「^イ やなしお道と森原古道の街道遺構と関連遺構」を参照）

やなしお道を過ぎると、オケ原という集落に入る。オケ原は高畑地域の一角にある集落である。集落内の道を進み、民家が途切れた辺りから道は尻無川へ降りていく。

河原へ降りると橋はなく、川の流れは浅瀬となっており、輸送隊は浅瀬をつたい、川



箱茂の松（2代目）



箱茂の松（3代目）



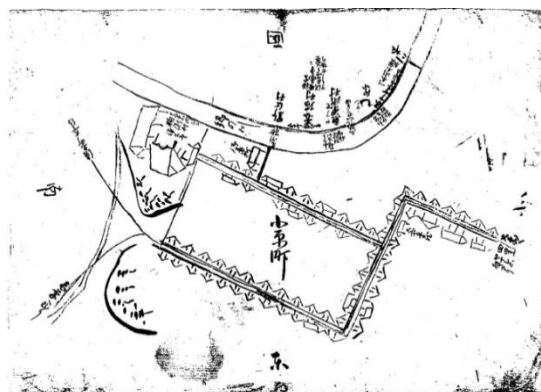
右：医師森積氏の顕彰碑
左：井戸平左衛門頌徳碑

を渡ったと思われる。川を渡ると、粕^{かすぶち}渚という地域に入る。粕渚は江の川河畔から三瓶山麓に及ぶ広大な地域である。江の川河畔をその中心地とし、古くから小^{おぼら}原と呼ばれる宿場町を形成していた。オヶ原から尻無川を渡った場所は、かつて2町歩（約2ヘクタール）の広々とした河原であった。ここを小原河原といい、銀の輸送隊はここで新しい馬に銀を付け替え、昼食をとることを慣例としていた。現在は埋め立てられて農協や電力会社が建設されている。

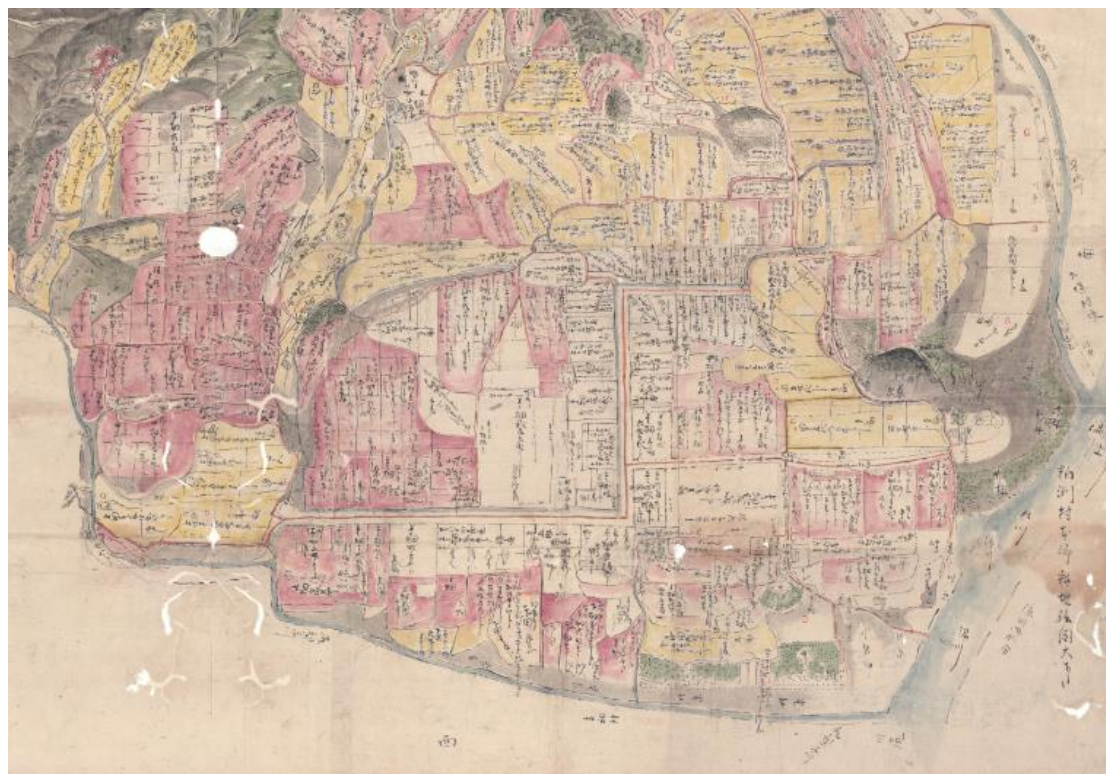
小原の宿場町は江の川に臨む段丘の上にある。長く本陣を務めた波多野家跡を過ぎると、折れ曲がった形の街路が現れる。これは牛馬の暴走を止め、火事の延焼を防ぎ、また進入してきた敵に行き止まりと思わせる等を目的に作られたとされ、小原の宿場の特徴的な場所とされ、「小^{おぼら}原^{かぎまち}鉤^{ひきまち}町、挽木町」という言葉が残っている。この街路を折れ、現在の商店街に向かって進んでいくと、右手に恵比寿を祀った祠があり、その手前に小路がまっすぐに続いている。寺小路と昔から呼ばれている道で、幕末の数十年間に本陣を務めた林家、石見における浄土真宗発祥の地とされた古刹浄土寺や川船改口の跡を見ることができる。



寺小路



「高見家文書『岩見巡記道案内』
(島根県立図書館蔵)



「波多野家文書『小原絵図』(美郷町教育委員会蔵)

2) 粕淵から上川戸

道は商店街に出た後は斜め右方向に進み、やがて江の川の支流、早水川に出る。現在は橋が架かっているが、当時は小原河原と同様に浅瀬を渡っていたと思われる。

早水川を渡ると久保という地域になる。ここには四日市と呼ばれる丘陵地があり、江の川に向けて楔形に突出している。江戸時代後期の儒学者、広瀬旭 莊^{ひろせきよくそう} (1807～1863) が嘉永7年(1854)にこの地を歩いており、当時の日記(日間瑣事備忘)によると現在の町道の位置を街道が通っていたと思われる。現在の道は明治に入り掘割にされている。当時はこの楔形の丘陵地をいったん登り、再び下って運んでいたと思われる。

四日市を過ぎ、町道なりに進むと、江の川の支流、渋谷川に出る。この川を渡ると、浜原という地域に入る。浜原は江の川に臨み、上流の三次と、下流の江津との中間に位置するところから、古くから舟運の中継地として栄えた。当時、船問屋が20数件、宿屋も同じ程度あったとされ、船着場^{かんこぶね}には多い日で100隻もの軽枯船が繫留されていたと言われる。

ここにも宿場町があり、濱原口番所や本陣が置かれていた。町筋はさきの小原とは対照的でほぼ1直線で、途中、何本かの小路が江の川に下りて船着場とつながっていた。現在は堤防工事により消滅している。



「前林家文書『江の川絵図』のうち浜原村周辺」(前林文書)

本陣を務めたのは新屋と呼ばれる家で、他に脇本陣を吾郷屋、口番所を預かる吉久屋がそれぞれ担っていたとされる。本陣には文化8年(1811)に伊能忠敬が宿泊したとされるが、現在は当時のものは何も残されていない。また、石見銀山に関係の深い大貫村(江津市桜江町)の西田屋(中村家)の出店が当地にあり、当時は濱原西田屋と称し、当時はたたら^{たたら}の経営や江の川における物資の流通等で隆盛を誇っていた。西田屋は戦国時代、大家郷(大田市大代町)を本拠とし、のちに尼子氏との合戦で毛利氏に助力して温泉津に屋敷を安堵されたと伝えられている。江戸時代、大貫村に居住すると、代々庄屋役を務めた。

道は浜原の町並みを現在の町道と重なるが、浄頓橋のたもとより江の川へ下り、現在の堤防下にあったとされる道を左折して進んでいたことが明治時代の切図より推定される。また、周辺に沖の馬場、馬場川原という小字があり、後述の半駄ヶ峽^{はんだがけ}に向かう前に荷の締め直し等行われたと推定される。その後、町並みが過ぎたあたりでJR三江線と交わる。線路付近に一里塚があったとされるが、現在それを確認することはできない。道は徐々に上り坂となり、江の川に臨む急峻な断崖の上を進むことになる。ここは地域では「半駄ヶ峽(又は半駄抱)」と呼ばれており、馬の背に積む荷(一駄)を降ろし、人足が半駄ずつを抱え運ばなければ通れないほどの危険な道であることに由来する。天和3年(1683)頃の出来事として、福山藩の記録(「水野記」巻第9 石州大森銀山手当之事)に半駄ヶ峽の記録が残されており、次のように記されている。

難所九日市二里スギ大坂大難所、ガケノ下ハ五十間、六十七間モ之有谷底也、其坂ノ内ニハンダガ崖ト云所有リ、下へ六十七八間モ有ル所ニ長サ二間余ハバー間程ノ梯ヲ渡す、梯ノ下ハ深淵也、此川三好（三次）ヨリ流川下江津川ト云、川向ハ浜田領、川向ヨリ浜田へ行道左リニ行ク滝原村ト云、ハンダガカイ坂ヲ下リ二三町過テ舟渡シ有リ、是ハハンダガカイ向滝原村へノ渡シ也・・・

これにより、川より崖の斜面の長さ約 120mの所に長さ約 3.6m、幅約 1.8mの棚状の道があったことが分かり、道の険しい様子が分かる。

この半駄ヶ峽の中間地点、峽が谷（字名：貝ヶ谷）と呼ばれる場所から、上川戸という地域に入る。上川戸は江戸時代、川戸村と呼ばれていたが、明治に入り、同じく江の川下流にある同じ名称の村（現在の江津市桜江町川戸）と区別するために変更された。

険路は約 800m続いた後、江の川の支流沢谷川に出る。ここより道は大きく左に曲がり、沢谷川に沿って進んでいく。途中から道は県道美郷飯南線に重なるが、川戸地内上乙原集落にある大光寺周辺については左手に見える道が当時の道となる。また、沢谷川の支流、大谷谷川手前の数十mは現在の県道よりも左側にあったと思われる。



半駄ヶ峽

3) 上川戸から酒谷

上乙原集落が尽きたところで、沢谷川の支流、大谷谷川を渡り、石原という地域に入る。ここから道は県道より一旦右に向かい、大谷谷川河口付近より再び左に向かい、県道と交わる。ここから県道より左側、数十m離れた山寄りの農道を県道とほぼ平行して進む。道路改良により昔の道は失われている。沢谷川の支流、千原川の手前約 450m付近で県道と交わり、沢谷川に臨む道を進む。ここも道路改良により当時の道は失われており、千原川渡河地点付近と思われる落合橋まで続いている。

千原川を渡ると千原という地域に入る。当時の道の大半は道路改良により失われている。千原集落が尽きた辺りに、沢谷川の河口から初めて見られる遷急点がある。地元では魚切と呼ばれ、江の川からの鮎の遡上はここまでとされる。魚切周辺に残る当時の道は、幅が狭く急勾配で、地元では貝詰坂と呼ばれていた。険路であるが距離は短かったとされる。この貝詰坂を過ぎると九日市という地域に入る。

九日市は旧沢谷村の中心地で村役場が置かれていた。道は九日市に入ると、鉦谷集落に差し掛かる。この鉦谷集落で、道は県道の右に分かれ数十m続いた後、再び県道へ合流する。鉦谷集落を過ぎると西の原集落に入るが、ここから再び右に分かれ、川岸に沿ってしばらく道が



九日市宿

続く。

この沢谷川は岸が高く、至る所に崖が見られる。こうした場所には必ず樫や椿などの根張りの良い樹木が植えられており、路肩の防護の役目を果たしていたとされている。

西の原集落のはずれで沢谷川を渡り、対岸の片山という地域に入る。片山は川岸にある水路に沿って当時のままの道が続いている。片山地域にある道の長さは数百mで、再び九日市地内に入り、井元(字名：五反田)という集落の水田の間を進んでいく。やがて九日市の宿場の手前に来るところで再び沢谷川を渡り、宿場へ入っていく。

九日市宿は古くからの市場町で、地名もこれに由来する。江戸時代に入り、銀山街道が通じると、ここにも宿場町が形成された。銀銅の輸送隊が最初に宿泊する場所であり、輸送隊は日暮時に到着し、本陣裏にある御銀蔵に銀を納めると、本陣や脇本陣に役人が、その他の者も民家などに分宿した。銀は近隣の百姓が寝ずの番をしたとされる。本陣、脇本陣より沢谷川の対岸に馬場跡があり、ここで牛馬を待機させ、銀銅の付け替えを行ったとされる。

本陣は原田屋と呼ばれる家が、脇本陣は鍛冶屋と呼ばれる家が務めた。原田屋には文化年間に佐和荘太郎(華谷ともいう)という儒学者がいた事が知られており、文化8年(1811(西暦同年3月22日)に伊能忠敬が荘太郎を訪ねたという事が忠敬の日記に記されている。

九日市は道路改良工事等により当時の道や家は失われているが、宿場としてのまちなみの形態は現在でも残されている。

九日市の宿場を過ぎると猪子田という集落に入る。道の左に馬頭観音が見えてくる。この馬頭観音は梵字で表された石碑で、道はこの馬頭観音より県道を左に分かれて、旧県道を約200m進んだのちに県道と交わる。そのまま県道と約600m重なり、右に分かれて次の酒谷という地域との境まで続く。

猪子田集落が途切れた後の小さな谷川より酒谷に入る。ここから地元では森原古道と呼ばれる当時の道が約200m続く。この道は平成21年(2009)に現地調査が行われている。森原古道については別に詳述する。

森原古道を過ぎると徐々に山裾に向かい、県道と重なり、専教寺前の沢谷川に架かる太平橋に至る。

太平橋は現在、道路改良による橋が架かっているが、その真下に当時の橋の橋台となっていた巨岩が残っている。橋を渡った後は県道を左に分かれ細原古道と呼ばれる道が一部当時の道が残っているが、約150m続いた後に県道と合流する。太平橋から約300m先に光と呼ばれる地域があり、その地点の県道下に馬場跡という小字がある。ここは出雲への道と飯南町赤名へ向けての三叉路となっており、ここから先の街道が非常に狭く、



九日市本陣跡



佐和華谷の墓



佐和華谷書「述懐」

急な坂となるため、荷の締め直しが行われていた可能性がある。道は県道と合流したまま酒谷宿場跡まで続くが、谷は次第に狭くなり、道の勾配も急になっていく。酒谷の語源の由来はこの急な坂と狭い谷（坂谷）であるという伝承もある。

酒谷宿場跡の手前で、南無妙法蓮華經の文字を刻んだ石碑が道の右側に見えてくる。道はここより県道を左に分かれ、沢谷川を再度渡る。ここは地域で市と呼ばれる所で、現在は民家が3軒であるが、天保7年(1836)の記録で人家13軒という記録が残っている。ここに出雲国との出入りを監視する場所として、口番所が設けられ、御番所と呼ばれていた。代官所から派遣された同心が常駐し、通行者の監視と役銀の徴収にあたっていた。ここは江戸へ向かう主要道であるため、他の番所には見られない門が設置されていたとされ、御門と呼ばれている。門の記録としては、元和の石見国絵図・正保の石見国絵図・文化年間石州古地図に記されている。明治に入りその門は取り払われ、礎石も現在では確認できなくなっている。



酒谷口番所跡

酒谷口番所跡を過ぎると、道は一部左に分かれながらも、ほぼ県道と重なり、飯南町との境まで進む。飯南町との境付近に右手に木製の標柱が立っている。地元では境木と呼ばれており、天保9年(1838)の石見国絵図にも「此所印の杭国境」と記されている。



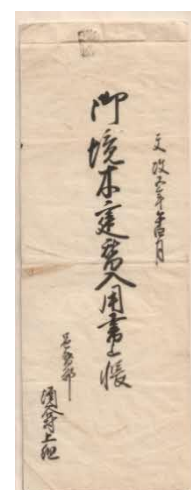
正保石見国の絵図酒谷口番所を示す箇所
(国立国会図書館蔵)

また、文政5年(1822)に境木を建て替えた際の入用帳覚が残されており、先述の九日市本陣の佐和華谷に筆料(境木の文字を書いた謝金)を支払ったという記録が残されている。現在の境木は平成18年、地元沢谷連合自治会により再建されたものである。

境木から先は飯南町となり、当時の出雲国赤名村となる。銀銅の輸送隊は赤名で銀の付け替えを行い、赤名村の牛馬、人足と交代することとなる。銀山街道はここからさらに約100km余りもの道が続くことになる。



境木



御境木建替入用書上帳
(文政五年午四月)

イ やなしお道と森原古道の街道遺構と関連遺構の概要

1) やなしお道

(小松地)

いわゆるやなしお道の北西の起点は、尻無川流域の県道 186 号線から分岐した県道 291 号線を惣森方面へ少し南下した地点にある。県道 291 号線の左手に大型案内板があり、そこから分岐するやなしお道が、民家横の橋から延びている。起点は標高約 220m を測る。

(別府)

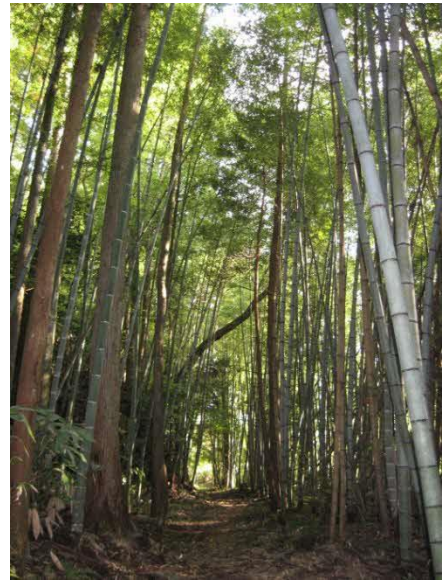
小松地のやなしお道起点から旧小松地小学校裏側へ向かって緩やかな斜面を登っていくと、なだらかな尾根道に変わっていく。周辺はアカマツ・コナラなどが生え、路傍にはクマザサが繁茂している。道幅は約 2m 弱で、切通しが続く。

起点から約 670m 進むと、大田・川合・忍原方面から延びる街道と合流する丁字路に至る。合流地点の標高は、約 261m。合流地点一帯は現在、モウソウダケに覆われているが、街道内部分のみ版築様工法によって固めてあるため、竹が生えていない。往時は、大森から山陽方面へ向かう人々、石見一宮の大田市川合町・物部神社と石見三宮の美郷町吾郷・天津神社を往来する人々で賑わっていたという。この合流地点には、地元で「じょうど」と呼ばれる十王堂跡、および茶屋跡がある。現在、案内板が設置されている。

十王堂跡は、丁字路の左手手前の平坦地に位置する。尾根の先端を約 3m、段状に削平した平坦地は、南北約 18m・東西約 18m の三日月状を呈し、面積は約 120 m² を測る。平坦地内では、2ヶ所で礎石が確認でき、瓦片を表面採集することができる。かつてこの平坦地には、十王像と六観音が安置された小堂があった

が、現在は、尻無川左岸にある美郷町別府集落の別府八幡宮境内に安置してある。明治元年(1868)の廃仏毀釈、明治5年(1873)の浜田地震などによる損壊、やなしお道の衰退のために、明治5年、現在地に移転された。移転先には現在、福光石による十王像が13体、舟形の光背を有した六観音5体ほかが残されている。

茶屋跡は、丁字路の右手奥の平坦地に位置する。尾根の先端を約 4.5m、段状に削平した平坦地は、南北約 38m・東西約 21m の三日月状を呈し、面積は約 460 m² を測る。平坦地内では、14ヶ所で礎石などの石材、南北約 1.9m・東西約 1.7m の土坑が確認できる。現在、スギが植林され、クマザサが繁茂している。



モウソウダケに覆われていない街道内部分は版築様工法で築造



十王堂跡



十王堂にあった十王像と六観音



十王堂跡より見た茶屋跡

(惣森)

十王堂跡の街道合流地点を右手に曲がり、約 200m進むと、左手に視界が開け、北東に三瓶山を望むことができる茶縁原^{ちやえんぼら}がある。街道は、丘陵斜面を通る箇所、丘陵尾根上を通る箇所、丘陵切通しの箇所がある。丘陵斜面の道は、丘陵側をL字状に削り、谷側に盛土をして敷設している。

さらに、ここから約 180m進むと、邑智北ふるさと農道と交わる。農道との交差点は、標高約 247m。ここでは、農道敷設工事に先立って、平成 12 年(2000)に発掘調査が実施されている(『ふるさと農道整備(邑智北区)工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 銀山街道「やなしお道」』邑智町教育委員会、2001 年)。

発掘調査では、9か所の調査区が設定され、街道の下部構造が確認されている。ここで明らかにされた街道の構造は、概括的にみると以下の通りである。まず、地山斜面をL字状にカットし、その上位に真砂土と粘土を厚さ 20cm 以上交互に積み重ね、突き固めた版築様工法を施す。この版築による突き固め層の上面が路面となり、山側には側溝が掘られる。路面の幅は、約 1.8m (6 尺) を測る。また、この路面が雨水によって流出したり、人馬によって傷んだりした箇所は、新たに土の版築を施し、補修した状況も認められている。なお現在、発掘調査地点には判明した版築様工法についての解説看板が設置されている。

邑智北ふるさと農道交差点から約 990m進むと、尾根斜面を南西から北東へ延びる街道が、方向を変えて南東方向へカーブしていく地点に土橋①がある。現在は、周辺の森林伐採によって右手に視界が開けており、開拓地の牧場や遠方の山並みを望むことができる。土橋の左手一帯は、ヒノキが植林され保安林となっている。

土橋①から丘陵斜面や切通しの道を約 1010m進むと、惣森と杉ヶ市を結ぶ道との十字路である七本槇別れと呼ばれる地点に出る。周辺はヒノキが植林され、路傍にはクマザサが繁茂している。標高約 250m。ここから七本槇地点までの約 350mは、車両が通行できる道路に改良されており、この範囲のみ往時の街道の姿は失われている。

土橋は尾根と尾根が途切れている谷間を盛土で嵩上げし、繋げた施設である。土橋は、長さ約 28m、道幅約 2~3m、上面の標高約 261mを測る。



土橋①

(湯抱・志君)

七本槇では、付近に湯抱村に属したわずかな集落、携帯電話の中継アンテナ、公衆トイレ、案内板がある。

湯抱村は、毎月、石見銀山に木炭を供給した炭方六ヶ村（小松地村・別府村・惣森村・志君村・湯抱村・忍原村）のうちの中心的存在で、かつては大量の木炭の原木となるコナラ林がみられた。このあたりから、北東方向には三瓶山を望むことができる。

七本槇からは、右手が志君、左手が湯抱になり、両者の境界にあたる尾根筋に沿って街道が延びている。七本槇から、丘陵斜面や丘陵切通しを約 270m 進んだ地点に土橋②がある。周辺はスギが植林され、路傍にはシダ類・クマザサが繁茂する。土橋②から約 90m 進むと右手に水溜場跡、そこからさらに約 120m 進むと茶屋敷跡がある。

土橋②は、長さ約 28m、道幅 2~3m を測る。現在、土橋法面は木杭・丸太材で補強されている。

水溜場跡は切通し法面によせて掘られた一辺約 3m の方形の土坑。標高約 268m。馬や人の飲み水や畑の水やりなどに使われていた。一年中、水が溜れることがなかったと言われており、現在も水を湛える。

茶屋敷跡は街道の右手と左手に残る平坦面にあった。左手の平坦面は、尾根斜面を最大約 5m、段状に削平したもので、南北約 16m・東西約 21m、面積約 230 m²、標高 272~273m を測る。平坦面内では、陶磁器が表面採集できる。

平坦面の西半分には、東西約 11m・南北約 7m を測る方形基壇状の盛り上がり部分があり、礎石らしい石も分布する。詳細な形状は不明だが、この方形基壇部内に茶屋敷があったものと考えられる。方形基壇部の南東隅には、長径約 2.7m の土坑がある。水を湛えており、馬に水を飲ませたり、飲料水や炊事用で使用したりした水溜場と考えられる。

茶屋敷跡から丘陵斜面や丘陵切通しの道を約 390m 進んだ地点の道の両側に一里塚がある。なお、途中の街道路面の数ヶ所に、元々地層に包含されていた径 5cm 程の丸石が砂利状に露出している場所がある。一里塚から約 300m 進んだ地点に土橋③がある。周



土橋②



水溜場跡



茶屋敷跡



土橋③

長さ約 24.1m、道幅約 2.4~3.9m を測

辺は植林されたスギのほか、コナラ・イヌシデなどが生え、路傍にはクマザサが繁茂する。

土橋③から約 200m進むとポウポウ坂入口に至る。ここから湯抱別れの先までは志君に含まれる。ポウポウ坂という名前は、修行の山伏がポウポウとホラ貝を吹きながら歩いたこと、湯抱温泉の湯がポウポウと湧き出したことなどが由来とされている。

ポウポウ坂の登りを約 100m進むと土橋④がある。さらに、土橋④から約 320m、登り坂を進むと左手の路傍に大名石がある。大名石から、さらに登り坂を約 220m進むと土橋⑤がある。一带はコナラ・イヌシデなどが生え、路傍にはクマザサが繁茂する。

土橋⑤から約 350m進むと、湯抱へ向かう道との分岐点である湯抱別れに至る。ここから左手の中国自然歩道へ曲がり、尻無川の谷に下ると湯抱集落へ出る。一方、尾根沿いに直進するとやなしお道が続く。

大森から 3 里、やなしお道のほぼ中間に位置しており、切通しの両側に造営されている。この地点は、「一里塚上」「一里塚下」などの小字名が現在も残る。現在、周辺はスギ林になっており、左手には解説看板が設置されている。

右手の一里塚は、南北約 4.3m・東西約 4.9mを測り、北側は街道切通し法面にあわせて饅頭の一部をカットしたような形状を呈する。マウンド上面は、標高 270.73mを測り、周辺と同様にスギが植林されている。マウンドの高さは約 1.1m、標高 268.1mの切通し街道路面との比高は約 2.6mを測る。

左手の一里塚は、南北約 3.3m・東西約 4.6mを測り、南側は街道切通し法面にあわせて饅頭の一部をカットしたような形状を呈する。マウンド上面は、標高 272.01mを測り、コナラ・サカキなどが生えている。マウンドの高さは約 1.5m、標高 268.1mの切通し街道路面との比高は約 3.9mを測る。街道側法面に 60 年程前に倒れたクロマツの切り株が残っている。

土橋④から約 320m進むと左手の切通し法面に大名石がある。街道沿い数か所に見られる荷置石のひとつだが、昔、大名が座った石と伝えられることから、この名称で呼ばれて



土橋④
長さ 37.6m、道幅 1.9~3.0mを測る。



土橋⑤
長さ 37m、道幅約 3.0mを測る。



一里塚 (南側)



一里塚 (北側)

いる。幅約 150cm・奥行き約 100cm・高さ約 80cm を測る。奥は表土に覆われており、手前のみ露出する。石材は、石英の大きな塊のペグマタイト（石英質の貫入岩）。



大名石

(湯抱)

湯抱別れから約 520m進むと再進坂峠である。再進坂峠は標高約 285mを測り、やなしお道のなかで最高地点にあたる。この辺りから「やなしお坂」の終着地点までは、湯抱に含まれる。周辺はコナラ・イヌシデ・アカマツなどが生え、路傍にはクマザサが繁茂する。



荷置石

途中の街道路面の数ヶ所には、元々地層に含まれていた径 5 cm程の円礫が砂利状に露出している場所がみられる。この円礫は、約 200 万～100 万年前頃の都野津層（新第三期鮮新世末～第四紀更新世前半）に含まれているものと同様で、大江高山火山の活動に伴って形成された湖に注ぐ河川堆積物に由来すると考えられる。

再進坂峠から約 40m先まで下ると右手に荷置石がある。さらに約 70m進むと土橋⑥が、さらに約 200m先に土橋⑦がある。

街道沿い数ヶ所には荷置石が見られ、石の上に背負子を置いて休んだと考えられる。石材は、花崗岩またはペグマタイト（石英質の貫入岩）とみられる。

北側に向かって逆U字状のカーブをなす箇所の一部が土橋になっている。



土橋⑥

長さ約 35.9m、道幅約 3.2～4.9mを測る。



土橋⑦

長さ約 51.6m、道幅約 2.5～4.0mを測る。

土橋⑦から徐々に下りながら、約 280m進むと北東方向に三瓶山が展望できる場所がある。このあたりが尾根筋の終焉で、標高約 260mを測る。

ここから志君川へ向かって比高約 190mの急坂を 16 回曲がりながら下りるやなしお坂が始まる。道幅が狭く、下り勾配がきついやなしお坂はやなしお道最大の難所で、この坂を通る荷役には 10 文の割増賃金が認められていた。周辺斜面は、イヌシデ・サカキなどが生える。

急斜面で崩落の恐れがあることから、街道の谷側に人為的に積んだ石組みがみられる。三瓶山展望所から約 140m進むと、標高約 230m、「やなしお坂」登り口から 8 合目辺りの右手に荷置石がある。荷置石から約 370m進むと、中の休といわれた休憩場所がある。標高約 176~178mを測り、「やなしお坂」登り口から 6 合目辺りに相当する。ここから志君川の谷まで降りたところで「やなしお坂」の終点（登り口）となる。「やなしお坂」の終点は、標高約 70m。



石組み

丘陵急斜面に通した街道の崩落を防ぐために、人頭大の角礫を積んだもの。周囲に露出した岩石を使用したと考えられる。

街道沿い数か所に見られる荷置石のひとつ。石の上に背負子を置いて休んだと考えられる。不定形な台状をなし、上面は平滑になっている。幅約 170cm・奥行き約 90cm・高さ約 70cmを測り、やなしお道のなかでは最も大きい。石材は、現地の地盤を形成する岩石と同様で、流紋岩である。



荷置石



中の休

街道の右手と左手に緩やかな斜面がある。「^{あまよけどう}雨寄生堂」と呼ばれる二間×一間の小さな休憩小屋が建てられていたという。この修繕費用は大森代官所から支払われていた。

左手の緩斜面は、街道のカーブ部分外側の丘陵斜面を 1m程削って造られたもので、長さ約 19m・最大幅約 7mを測る三日月状を呈している。面積約 90 m²を測る。標高は約 175~178mを測り、なだらかな斜面となっている。

右手の緩斜面は、街道のカーブ部分内側にあたり、南北約 10.5m・東西約 11mを測る。緩斜面内には石碑が建てられている。幅・奥行き約 50cm・高さ約 25cmの台座石の上に、石州瓦片を詰めて固定された幅・奥行き約 30cm・高さ約 75cmの四角柱の石碑が載せられる。石材はデイサイト。採取場所は不明だが、大江高山火山の噴出物の可能性が高い。この石材は、大森でもしばしば使用されている。風化した4面には文字が刻まれている。

2017年に美郷町教育委員会・三上利三氏が改めてとった拓本に基づいた石見銀山世界遺産センター・西尾克己氏による判読は、下記の通りである。

- 南面「南無□□大士」
- 東面「為井戸氏御菩提」
- 西面「南無阿彌陀佛」
- 北面「南無義嶽大士」

西尾氏によれば、本石碑は、造立年月日や施主等の文字が彫られていないことから、造立時期の詳細は不明であるが、形態や銘文からみて、おおむね江戸時代後半と推定されるとのことである。また、石碑の性格は、大森代官井戸平左衛門の追善供養塔であり、頌徳碑ではないと推定される。それは、以下の理由による。

- ①没年銘や建立者の名前が無い。
- ②六字名号（南無阿彌陀佛）が正面にある。
- ③银山街道に面して立つ。
- ④銘文からすると、被供養者は「井戸氏」で、「義獄大士」から推定すると大森代官井戸平左衛門（泰雲院義岳忠良居士）と考えられる。



石碑（南面）



石碑（西面）



①



②



③



④

石碑拓本（2017年 美郷町教育委員会）

- ① 南面 「南無□□大士」
- ② 東面 「為井戸氏御菩提」
- ③ 西面 「南無阿彌陀佛」
- ④ 北面 「南無義獄大士」

2) 森原古道（酒谷）

島根県飯南町下赤名峠を流源にした沢谷川右岸の河岸段丘を通る街道である。現在、街道部分は、水田と水田の間を通過する長さ約 140m・幅約 1.5～2.2mのテラス状平坦面となっている。

森原古道では、一部が平成 21 年(2009)に発掘調査されている（『中山間地域総合整備事業（一般型）酒谷工区ほ場整備工事にかかる埋蔵文化財発掘調査概要報告書 銀山街道「森原古道」』島根県美郷町、2010 年）。この調査では、平坦面北側の斜面において約 1.1mの高さを測る石垣が検出された。石垣は、10～50cm 程度の割石によって構成されている。石垣の下底部からは、2面の踏み固められた道路面が検出されている。

なお、ここから 5 km 程南東へ進めば、出雲国との国境に到る。国境の手前には、酒谷口番所跡が残る。酒谷口番所は、石見銀山領の主な往還の 12 か所に設置された口留番所の一つで、代官所から派遣された同心が常駐した。ここは、銀・銅の流出、銀製法の秘密漏洩、銀山労働者・技術者の逃亡を監視する役割を担った。



森原古道全景（2010 年）



発掘状況①



発掘状況②



トレンチ断面上側

(2) 自然的調査

ア 植生区分

美郷町の植生は、「ヤブツバキクラス域代償植生」と「植林地・耕作地植生」が入り交じった状況にある。

石見銀山街道のうち、やなしお道付近は「ヤブツバキクラス域代償植生」が中心となり、森原古道は「ヤブツバキクラス域代償植生」と「植林地・耕作地植生」の境界付近に位置している。

※次頁の図を参照

■植生についての説明

※出典：環境省自然環境局生物多様センターHPより

○植生区分とクラス域

日本の植生は、自然植生の構成種の名をとって、高山帯域(高山草原とハイマツ帯)、コケモートウヒクラス域(亜高山針葉樹林域)、ブナクラス域(落葉広葉樹林域)、ヤブツバキクラス域(常緑広葉樹林域)の各クラス域に大別されている。

この「クラス域」とは、広域に分布し景観を特徴づけている自然植生によって植物社会学的に定義されたもので、主要なクラスの生育域のことを指している。

ブナクラス域

日本の落葉広葉樹林域は、群落体系上の最上級単位であるブナクラスの名をとり、ブナクラス域と呼ばれている。ブナクラス域は東北北部から北海道では低地からみられる。南にいくほど高度は上がり、中部日本で標高 1,500～1,600mから 600～700mの間に発達し、九州の霧島で 700mから 1,000mとなる。

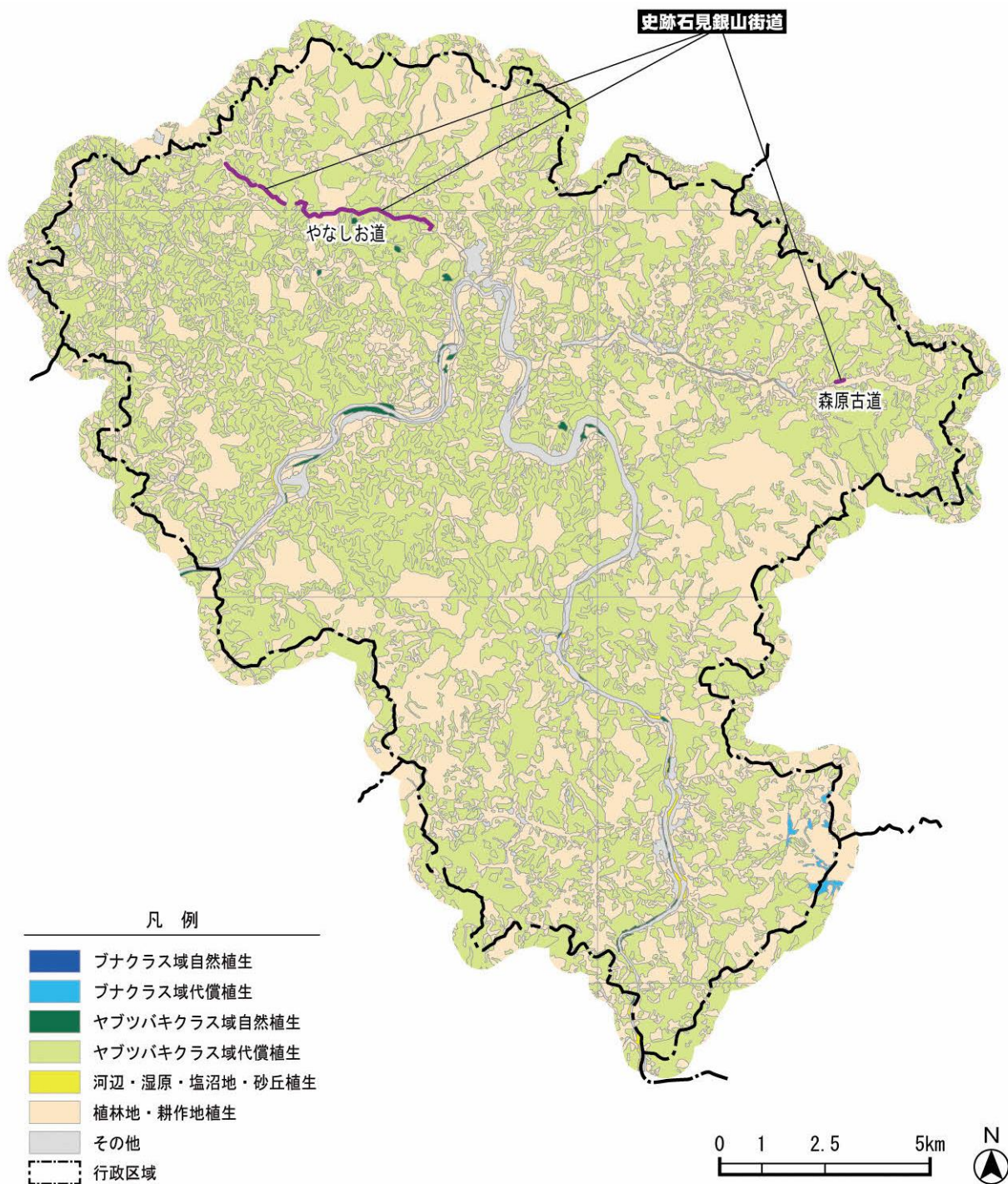
ヤブツバキクラス域

日本の常緑広葉樹林域は、体系上の最上級単位であるヤブツバキクラスの名をとって、ヤブツバキクラス域と呼ばれている。ヤブツバキクラス域は関東以西の標高 700～800m以下で発達し、北にいくほど高度を下げ、東北地方北部では海岸寄りに北上している。逆に南にいくほど高度は上がり、九州の霧島では 1,000mが上限となる。ヤブツバキクラス域は、本州、四国、九州までの地域と、常緑植物の豊富な奄美大島以南の琉球及び小笠原の亜熱帯域に大きく 2 分される。

○自然植生と代償植生

現存植生の多くは、本来その土地に生育していた自然植生(原生林など)が人間活動の影響によって置き換えられた代償植生(二次林など)であり、現存植生図の作成にあたっては、植生区分はこれらクラス域の植生について自然植生と代償植生とに区分されている。

さらに、河辺・湿原・塩沼地・砂丘などの環境条件の厳しい特殊な立地に生育する植生のように、クラス域を越えて分布する植生(主として自然草原)については、地形や地質的要因で持続する自然植生であるため、特殊立地の自然植生として独立して区分させている。



注) 環境省の生物多様性情報システム「1/5万現存植生図(昭和54年～平成10年整備)」から作成

図 3-3 植生区分

イ 自然植生度

植生自然度とは、植生からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標である。

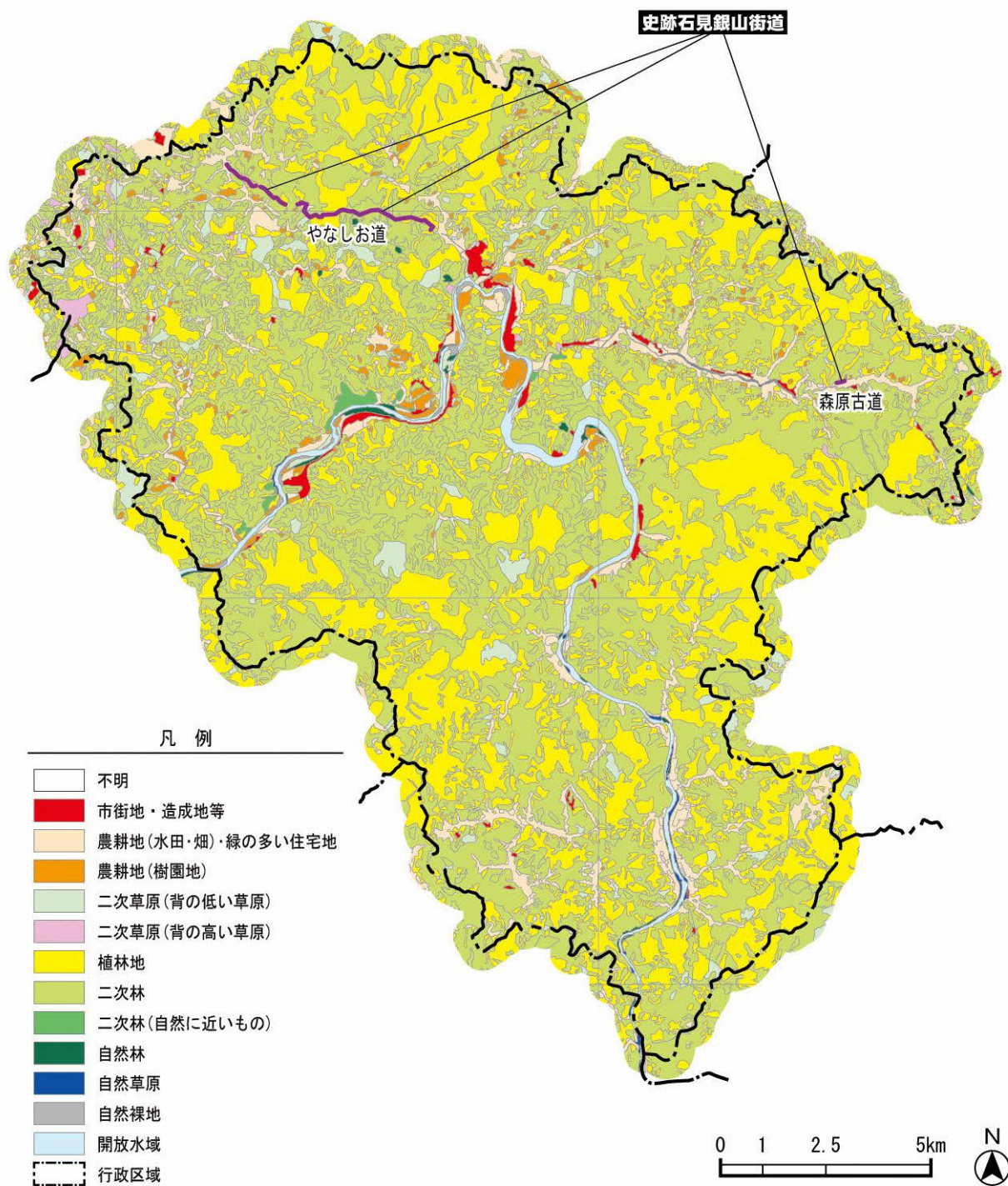
環境庁の「緑の国勢調査」では、下記の表のように10ランクに区分し、細かく格子状に区切った地区ごとの自然度を判定している。

石見銀山街道のうち、やなしお道付近は「二次林」が中心となり、森原古道は「二次林」と「農耕地・緑の多い住宅地」の境界付近に位置する。

※次頁の図を参照

表 3-1 植生自然度の区分

植生自然度	区分基準
1	市街地・造成地等 ・市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区
2	農耕地（水田・畑）・緑の多い住宅地 ・畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
3	農耕地（樹園地） ・果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
4	二次草原（背の低い草原） ・シバ群落等の背丈の低い草原
5	二次草原（背の高い草原） ・ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
6	植林地 ・常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
7	二次林 ・クリーミズナラ群集、クヌギーコナラ群落等、一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
8	二次林（自然に近いもの） ・ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
9	自然林 ・エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
10	自然草原 ・高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区



注) 環境省の生物多様性情報システム「1/5万現存植生図(昭和54年～平成10年整備)」から作成

図3-4 植生自然度

(3) 社会的調査

史跡指定後において、石見銀山街道に対する中学生、高校生、住民、美郷町職員の思いなどを把握するため、次の調査等を行った。

○邑智中学校：石見銀山学習「やなしお道」フィールドワーク

○島根中央高等学校：総合学習（ふるさと学）「石見銀山街道」

○石見銀山街道ワークショップ

- ・小原まちあるき
- ・やなしお月例ウォーク
- ・沢谷

この他、美郷町職員研修「石見銀山街道歴史講座」（平成30年10月2日、23日）を開催し、参加者から「あなたが感じた石見銀山街道」「街道を歩くのに必要な設備」などに関する感想・意見を出してもらった（記入用紙）。

さらに、令和元年(2019)11月、「石見銀山街道ガイド養成講座」を開催するとともに、同年12月、文化庁主唱「歩き・み・ふれる歴史の道」事業として、石見銀山街道ウォークイベント「令和の差立」“国史跡石見銀山街道を往く”を開催した。前者については美郷町教育委員会が、後者については石見銀山街道日本遺産認定推進協議会が主催している。

ア 邑智中学校：石見銀山学習「やなしお道」フィールドワーク

邑智中学校2年生を対象に、石見銀山学習「やなしお道」フィールドワークを令和元年(2019)5月17日（金）に実施した。

フィールドワークを通じて気づいたこと・感じたことを感想用紙に記入してもらった。

<感想（記載者33人）の概要>

- ・色々な歴史・もの（遺産：十王堂、茶屋敷跡、土橋、中の休など）が残されている、初めて知った。…複数（多数：5人以上）
- ・戦国時代の道が今でもあることはすごい。
- ・銀を運びやすくするための工夫があることを学ぶ。
- ・身近にすごいものがあることに気づく。
- ・昔の大変さ、苦勞などを知る。…複数（多数）
- ・昔の人が歩いたやなしお道を想像して歩いた。
- ・銀山街道の魅力や昔の人々の考えなどが分かってきた。
- ・とても良い景色（眺望）が所々にある、景色が開ける場がある（三瓶山など）。…複数（多数…一番多い）
- ・色々な風景が見られる。
- ・自然が豊かでとても良い場所。…複数
- ・見たことのない花が咲いていた。
- ・自然を見て、触って、嗅いで、色んなことを体験できた。
- ・一番印象に残っている場所、良かった場所（複数）：ポウポウ坂、牛の休憩場、三瓶展望所、一里塚
- ・また歩いてみたい。…複数
- ・もっと銀山（銀山街道）について知りたい。…複数
- ・説明板が色々な所にあって良かった。
- ・やなしお道をもっと広めてほしい。

- ・自分たちもやなしお道をPRしたい。…複数
- ・雪の季節の景色を見てみたい。
- ・歩き終わったときの達成感。…複数（多数）
- ・所々、枝と枝の間から光（木漏れ日）が差して、とてもきれい。
- ・タケノコが沢山あった。…複数
- ・急な道、滑りやすい箇所、石で足が痛くなるなど。…複数
- ・どうやってやなしお道をつくったのかが気になる。

イ 島根中央高等学校：総合学習（ふるさと学）「石見銀山街道」

島根中央高等学校において、石見銀山街道をテーマに総合学習（ふるさと学）を平成30年(2018)11月20日（火）に実施した。

その中（石見銀山街道を歩いた後）では、「あなたかを感じた石見銀山街道（感想）」、「石見銀山街道で見つけた素敵な〇〇」を用紙に記入してもらった。

<感想（記載者5人）の概要>

- ・石見銀山街道について知らないことが多かった。
- ・知らなかったことを学べて良かった。
- ・当時の人々の苦労や銀山街道の往来に、すごいと感じた。
- ・三瓶山が3つ並んで見えたのは、とてもきれいだった。
- ・銀山街道を歩いて、色んなことを発見したい。
- ・一番良かったのは十王堂の所。竹に覆われた自然、道の部分だけ竹が生えていない版築様工法。
- ・石見銀山だけしか知らなかったが、銀を運ぶ道もすごいことを知る。
- ・いつ、だれがつくったのかなどを知ることができたので、ガイドブックにまとめて色んな人に紹介したい。
- ・三瓶山がきれいに見えた。ガイドブックでも紹介したい。
- ・十王堂や茶縁原の三瓶山の景色がきれい。

ウ 石見銀山街道ワークショップ

1) 小原まちあるき

○開催日時

平成31年(2019)3月5日（火）

9:00～12:00

○集合場所

美郷町役場裏駐車場

○コース（ウォーク：全長約3km）

役場裏駐車場→Aコープおおち→

亀遊亭・浄土寺周辺→円光寺前→

稲荷神社前→役場前→かすみの里



小原まちあるき

<感想（記載者20人）の概要：主として保存・活用に関する内容>

- ・立派な石垣などが残っており、（波多野家あたり）整備されるとより分かりやすい。
- ・説明板を見えやすくする（植栽で見えにくい）。
- ・説明板、案内板・案内表示（誘導標識）の設置。
- ・石見銀山街道のルートが分かる表示。

- ・ガイドブック、マップの作成。
- ・昔の地区などがあると、現在地と比べて歩くことができる。
- ・ぜひ他のみなさん、小中学生にも知ってもらいたい。小中学校の総合学習でも探究活動に取り上げてほしい。
- ・粕淵銀行跡地…何らかの形で銀行がそこにあったことを伝えたい。
- ・亀遊亭の庭の雰囲気は外国の方にも受けそう。
- ・円光寺の羅漢さんは可愛らしいので、PRに使えるそうだった。
- ・粕淵の由来から各所の歴史は、小学校高学年から中学生までの児童・生徒に、町歩きをしながら説明をしていくことは、粕淵を末永く残す意味でとても必要なこと。
- ・コースへ追加する道の存在。
- ・街道のポイントなどのゴミ集積所（場所への疑問）。
- ・旧役場の活用：修理・維持・管理費を自ら少しでも得ることのできる活用の検討
- ・イメージ図などあれば良い（当時の小原の川原）。
- ・宝物殿と拝殿屋根の家紋の説明がほしい。
- ・デコボコで歩きにくい道。
- ・スロープの設置、緩やかに上がれる道。
- ・水路を活かした休憩スポット（足を水につけてクールダウン）。
- ・ガイドの育成。
- ・歴史遺産をもう少し調べて情報提供。
- ・粕淵地域で継続して街歩きができれば良い。
- ・石見銀山街道の整備・保存を行ってほしい。
- ・宿場町の街並み・歴史遺産を保存し、観光と合わせて現代的な活用ができればらしい。
- ・石見銀山街道を世界遺産に。
- ・伊能忠敬の足跡を活かす。
- ・古い時代の記憶や聞き伝えられてきた事柄・情報を集約する機関、又は方法があれば良い。

2) やなしお月例ウォーク

- 開催日時
平成 31 年(2019) 3 月 17 日 (日)
9:00~15:00
- 集合場所
美郷町役場裏駐車場…美郷町役場前→
君谷別府 (バスで移動)
- コース (ウォーク: 全長約 6.6 km)
君谷別府→やなしお道→高畑 (才が原)
→美郷町役場



やなしお月例ウォーク

<感想(記事者 10 人)の概要: 主として保存・活用に関する内容>

- ・やなしお道入口が県道から入口だとわからない。入口付近の道の整備。
- ・やなしお道から見える三瓶山や高山が良く見えるように木の伐採。
- ・見通しをよくするため笹や木の除去。
- ・遠くに見える山などがわかる説明板の設置。

- ・眺望スポット（三瓶山など）に看板（カメラマークだけでも）。
- ・立札が少ない（説明板・案内板・誘導標識等の設置）。
- ・全体の行程図、トイレの場所と距離の表示。
- ・全長だと長いので、3コース位に分けた方が良い。
- ・一里塚、土橋、建物跡など及び周辺の整備（下草刈りなど）
- ・枯れた松の処理。
- ・落石、倒木、枯れた竹、小枝の処理。
- ・竹林の整備（十王堂など）。
- ・倒れた竹や竹の切り株が見栄えを悪くしている。
- ・注意の看板の設置：階段の横木は雨の日にはすべりやすいことの注意、倒木の恐れ（頭上に注意）
- ・大切な花・木は名札と採取禁止があれば良い。
- ・カスミサンショウウオの生息地（保全）。
- ・水はけの悪い箇所→排水対策を行ってほしい。
- ・健康美化ウォークのような形で歩きながら道の整備を定期的にする。
- ・外国人に対応した説明板など（名称と概要だけでも）。
- ・歴史と自然を楽しみ、健康づくりのルートとしての整備。
- ・再発掘調査、パンフレット等での説明。構造が分かるようにトレンチして展示。
- ・木の椅子。三瓶山の眺望の良いところ2、3箇所に休憩できる椅子。
- ・休憩所を昔風に整備。
- ・土橋の説明（学術的価値）。
- ・復原想像図、旅や輸送の姿をマンガ風の絵として作成。
- ・やなしお道入口の駐車場、渡河のための床版設置。駐車場から民地を通らなくても良いよう橋を架ける必要。
- ・遺構の再現（あまよけ堂の礎石など）、復旧（崩落した部分）を行う。
- ・石見銀山街道に関する古い写真の収集、語り合い。
- ・旧道（明治5年の浜田地震で崩落）、未確認の建物跡、版築様工法などの調査
- ・インターネットの活用、HPの充実、やなしお道へのアプローチ方法の説明。

3) 石見銀山街道ワークショップ in 沢谷

○開催日時

令和元年(2019)6月8日(土)

9:00~12:00

○集合場所

沢谷交流センター

○コース（ウォーク：全長約7km）

本陣跡→円立寺→脇本陣跡→馬頭観音
→花の谷コンクリートアーチ橋→
森原古道→酒谷オロチカツラ→
光八幡宮→光り石→酒谷口番所跡→
境木→交流センター



石見銀山街道ワークショップ in 沢谷

<感想（記載者11人）の概要>

- ・カツラの木の周辺を整備すれば、もっとよい空間ができるのでは。

- ・旧花の谷橋がアーチ橋だったことをもっとアピール（周辺木の伐採、見学スポットなど）。
- ・伝承館の活用・管理。
- ・イチョウの木を町文化財に指定してほしい。
- ・酒谷の境木に駐車場の整備（反対側の看板の横あたり）
- ・森原古道公園下のシャクヤクを活用。
- ・境木にある馬頭観音をPR。レプリカを置いて本物は保存。
- ・説明板などに当時の本陣の復元図（想像図）などが描いてあれば良い。
- ・道路の整備（安全確保）。古道へのアクセスの整備。
- ・階段の滑り止めが必要（カツラ）。
- ・カツラが昔から信仰の対象であったことが、分かりやすく示せるような工夫。
- ・街道沿いに残る遺跡群を全体的（沢谷エリア）にリンクさせて、ウォーキングのモデルコースにするなど、銀山街道に残るロマンをリバイバル。
- ・説明板・案内板・名称表示板などの整備・修繕、清掃（汚れ）。
- ・樹木の整備（繁りすぎている）。
- ・古道や周辺の草刈り、管理が負担になっている。
- ・地域住民の保存・活用に向けた意識醸成が必要。
- ・各所においてスマホで解説が聞けるようにしてほしい。
- ・地域の取組の情報発信
- ・ARなどICTの活用（酒谷番所跡、沢華谷宅跡など）。

5 指定地の状況

(1) 土地所有

史跡指定地の土地は、全体の 85.7%が町有地、0.4%が県有地で、この両者を加えた公有地が 86.1%を占め、私有地（個人）は 13.9%となっている。

表 3-2 土地所有の状況

所有者	面積 (㎡)	構成比 (%)	該当する地目
公有地 (美郷町)	20,749.60	85.7	道(里道)
公有地 (島根県)	88.00	0.4	片栈橋、丸太材補強土橋 (中国自然歩道工作物)
私有地 (個人)	3,362.72	13.9	山林、保安林、原野、畑
合計	24,200.32	100.0	

(2) 土地利用

史跡指定地の土地利用を地目でみると、全体面積の 85.7%を道(里道)が占めており、それ以外では山林が 10.7%、保安林が 2.9%となり、片栈橋等(中国自然歩道工作物)、原野、畑は極わずかとなっている。

表 3-3 土地利用(地目)の状況

地目	面積 (㎡)	構成比 (%)
道 (里道)	20,749.60	85.7
片栈橋等 (中国自然歩道工作物)	88.00	0.4
山林	2,598.28	10.7
保安林	691.72	2.9
原野	70.11	0.3
畑	2.61	0.0 (0.011)
合計	24,200.32	100.0

表 3-4 地番別土地所有の状況(参考)

(1/2)

番号	所有状況	地番	面積(m ²)	地目	備考
1	個人	美郷町別府25番	2.61	畑	90 m ² の内実測 2.61 m ²
2	個人	美郷町別府26番4	58.64	山林	3,488 m ² の内実測 58.64 m ²
3	個人	美郷町小松地40番	70.11	原野	2,633 m ² の内実測 70.11 m ²
4	個人	美郷町惣森374番2	0.86	山林	10,948 m ² の内実測 0.86 m ²
5	個人	美郷町惣森399番	82.32	山林	9,498 m ² の内実測 82.32 m ²
6	個人	美郷町惣森496番	116.07	山林	15,621 m ² の内実測 116.07 m ²
7	個人	美郷町惣森497番9	10.36	山林	3,220 m ² の内実測 10.36 m ²
8	個人	美郷町別府570番2	228.74	保安林	15,343 m ² の内実測 228.74 m ² 、十王堂跡
9	個人	美郷町惣森339番1	194.16	山林	6,627 m ² の内実測 194.16 m ²
10	個人	美郷町惣森374番1	54.58	山林	39,958 m ² の内実測 54.58 m ²
11	個人	美郷町惣森374番6	123.74	山林	35,474 m ² の内実測 123.74 m ²
15	個人	美郷町別府612番1	105.37	山林	13,555 m ² の内実測 105.37 m ²
21	個人	美郷町別府570番3	69.61	山林	十王堂跡
24	個人	美郷町惣森496番1	34.37	山林	204 m ² の内実測 34.37 m ²
25	個人	美郷町別府570番2	228.74	保安林	15,343 m ² の内実測 228.74 m ²
26	個人	美郷町別府570番3	69.61	山林	
37	個人	美郷町別府603番	2.43	山林	73 m ² の内実測 2.43 m ² 、茶屋跡
38	個人	美郷町別府607番1	13.33	山林	10,641 m ² の内実測 13.33 m ²
39	個人	美郷町別府610番	72.38	山林	2,286 m ² の内実測 72.38 m ²
43	個人	美郷町惣森511番1	59.30	保安林	8,503 m ² の内実測 59.30 m ²
44	個人	美郷町志君213番	34.06	山林	4,911 m ² の内実測 34.06 m ² 、土橋②
45	個人	美郷町惣森498番	14.35	山林	4,825 m ² の内実測 14.35 m ²
46	個人	美郷町湯抱419番	0.55	山林	659 m ² の内実測 0.55 m ² 、土橋②
47	個人	美郷町湯抱426番	48.34	山林	3,578 m ² の内実測 48.34 m ² 、土橋②
48	個人	美郷町湯抱427番	0.81	山林	12,445 m ² の内実測 0.81 m ² 、土橋③
49	個人	美郷町別府569番	230.03	山林	茶屋跡
50	個人	美郷町別府569番1	232.38	山林	登記簿上面積 284 m ² 。実測 232.38 m ²
57	個人	美郷町別府989番	13.77	山林	53 m ² の内実測 13.77 m ²
61	個人	美郷町湯抱615番1	250.44	山林	235,977 m ² の内実測 250.44 m ² 、土橋⑤・⑥
62	個人	美郷町小松地639番1	46.30	保安林	8,246 m ² の内実測 46.30 m ²
63	個人	美郷町惣森339番1	194.16	山林	6,627 m ² の内実測 194.16 m ²
65	個人	美郷町惣森340番1	95.35	山林	14,809 m ² の内実測 95.35 m ²
66	法人	美郷町志君546番	351.04	山林	1,581,717 m ² の内実測 351.04 m ² 、土橋④・⑤・⑥
67	個人	美郷町湯抱591番	43.43	山林	244,995 m ² の内実測 43.43 m ² 、土橋③
68	個人	美郷町別府636番	128.64	保安林	30,223 m ² の内実測 128.64 m ² 、土橋①
69	個人	美郷町湯抱600番	81.74	山林	205,191 m ² の内実測 81.74 m ² 、土橋④

※十王堂跡、茶屋跡、土橋の位置は「図 3-2 美郷町における石見銀山街道の概要」を参照
 十王堂跡、茶屋跡、土橋の地図上の地番は「図 3-5 十王堂跡、茶屋跡、土橋の地番(やなしお道)」を参照。なお、その他の地番を含めた実測図は、美郷町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

表 3-4 地番別土地所有の状況 (参考)

(2/2)

番号	所有状況	地番	面積(m ²)	地目	備考
70	町	美郷町別府26番4と30番1に挟まれ、別府570番4と同町小松地41番2に挟まれるまでの道路敷	202.03	道	里道①
71	町	美郷町別府570番4と同町小松地40番に挟まれ、別府571番と惣森636番に挟まれるまでの道路敷	119.69	道	里道②
72	町	美郷町別府571番と同町惣森636番に挟まれ、別府612番1と惣森374番1に挟まれるまでの道路敷	657.35	道	里道③
73	町	美郷町別府633番1と同町惣森374番6に挟まれ、別府636番と惣森511番1に挟まれるまでの道路敷	959.17	道	里道④
74	町	美郷町湯抱851番1と同町志君522番5に挟まれ、湯抱54番1と志君582番1に挟まれるまでの道路敷	18,629.72	道	里道⑤
75	町	美郷町酒谷6番4と酒谷9番1に挟まれ、酒谷6番4と酒谷10番に挟まれるまでの道路敷	14.79	道	里道⑥、森原古道
76	町	美郷町酒谷6番2と酒谷11番1挟まれ、酒谷5番3と酒谷13番に挟まれるまでの道路敷	82.40	道	里道⑦、森原古道
77	町	美郷町酒谷8番1と酒谷14番1挟まれ、酒谷8番2と酒谷14番1に挟まれるまでの道路敷	84.45	道	里道⑧、森原古道
78	県	美郷町別府633番地1と同町惣森682番地に挟まれている道路敷上	16.00	片棧橋	占有者(中国自然歩道工作物)
79	県	美郷町湯抱426番地と同町志君213番地に挟まれている道路敷上	53.00	丸太材補強土橋	占有者(中国自然歩道工作物)
80	県	美郷町湯抱591番地と同町志君545番地に挟まれている道路敷上	9.00	片棧橋	占有者(中国自然歩道工作物)
81	県	美郷町湯抱600番地と同町志君546番地に挟まれている道路敷上	10.00	片棧橋	占有者(中国自然歩道工作物)
合 計			24,200.32		

※番号 75～77 (里道⑥～⑧) は森原古道に係る土地、それ以外はやなしお道に係る土地

<十王堂跡・茶屋跡>

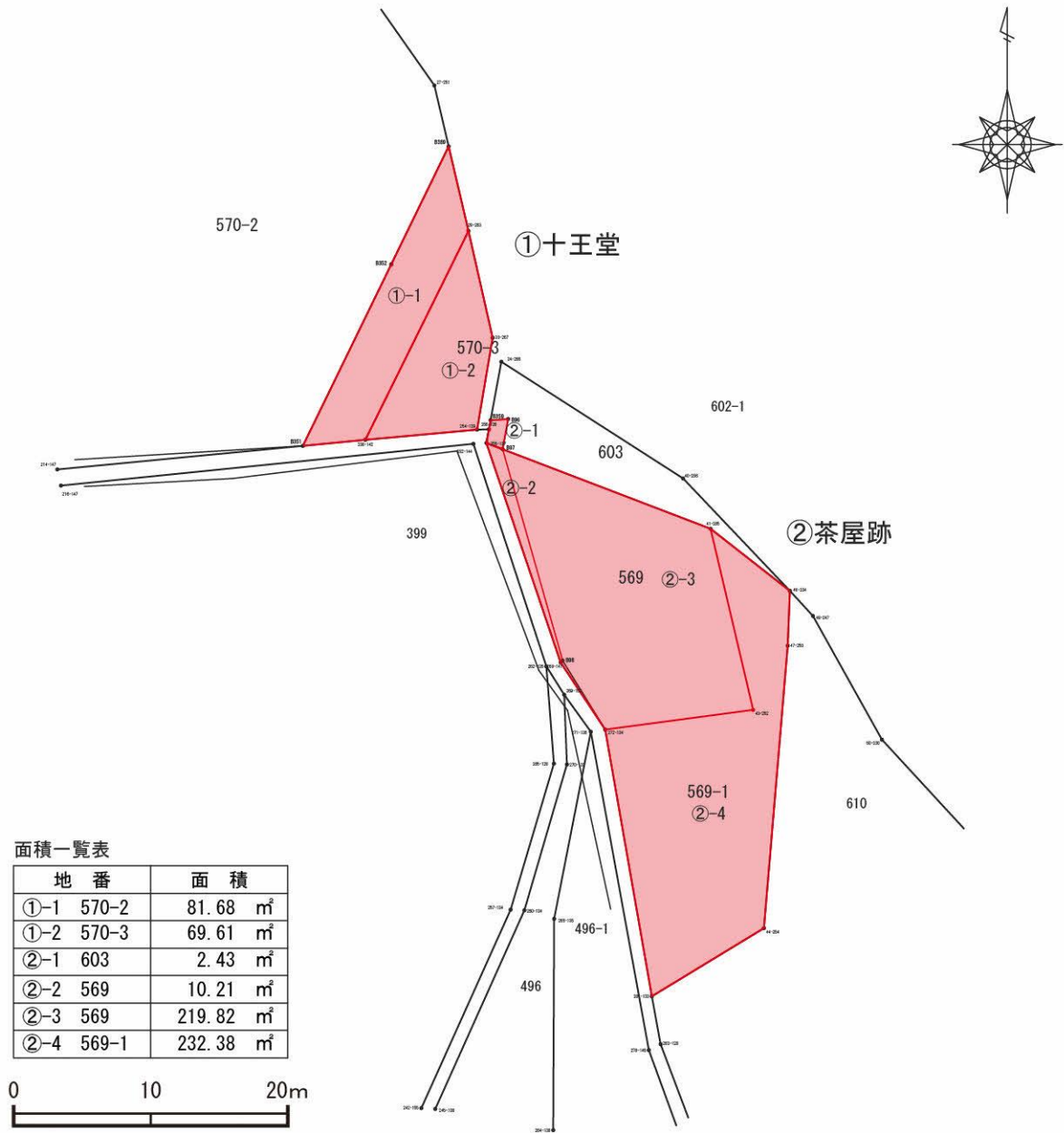
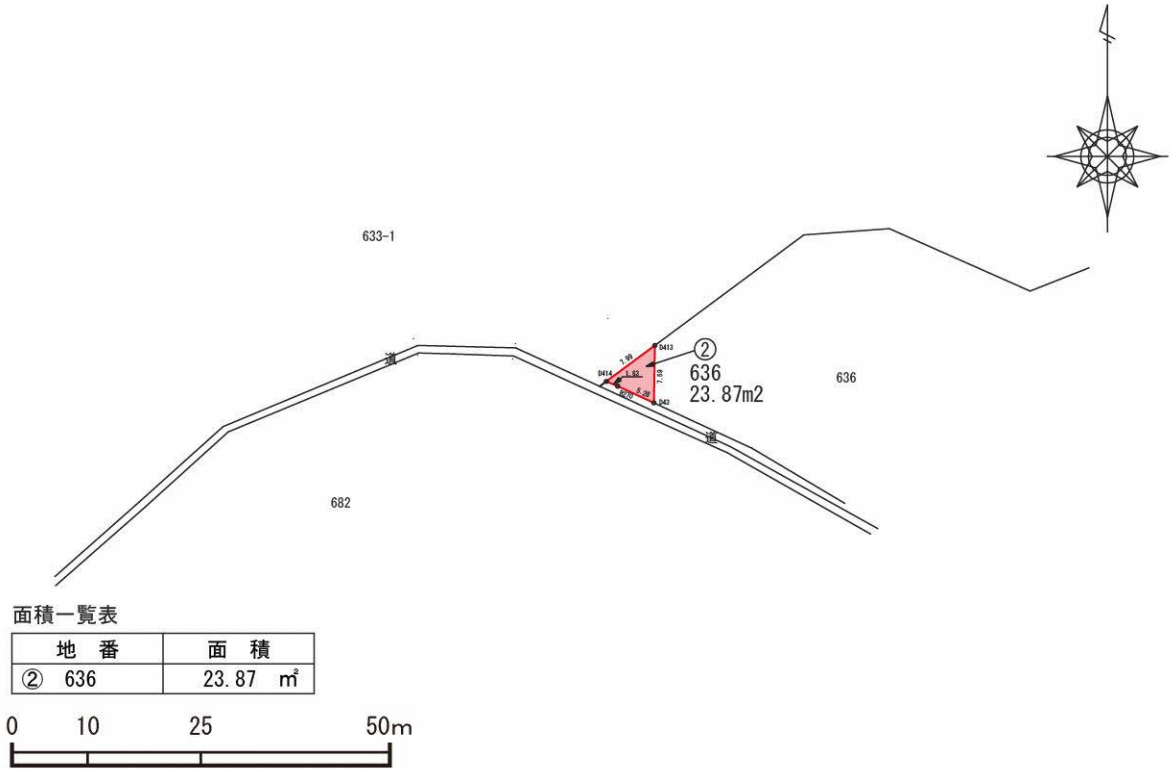


図 3-5 やなしお道に係る地番 (1/4)

<土橋①>



<土橋②>

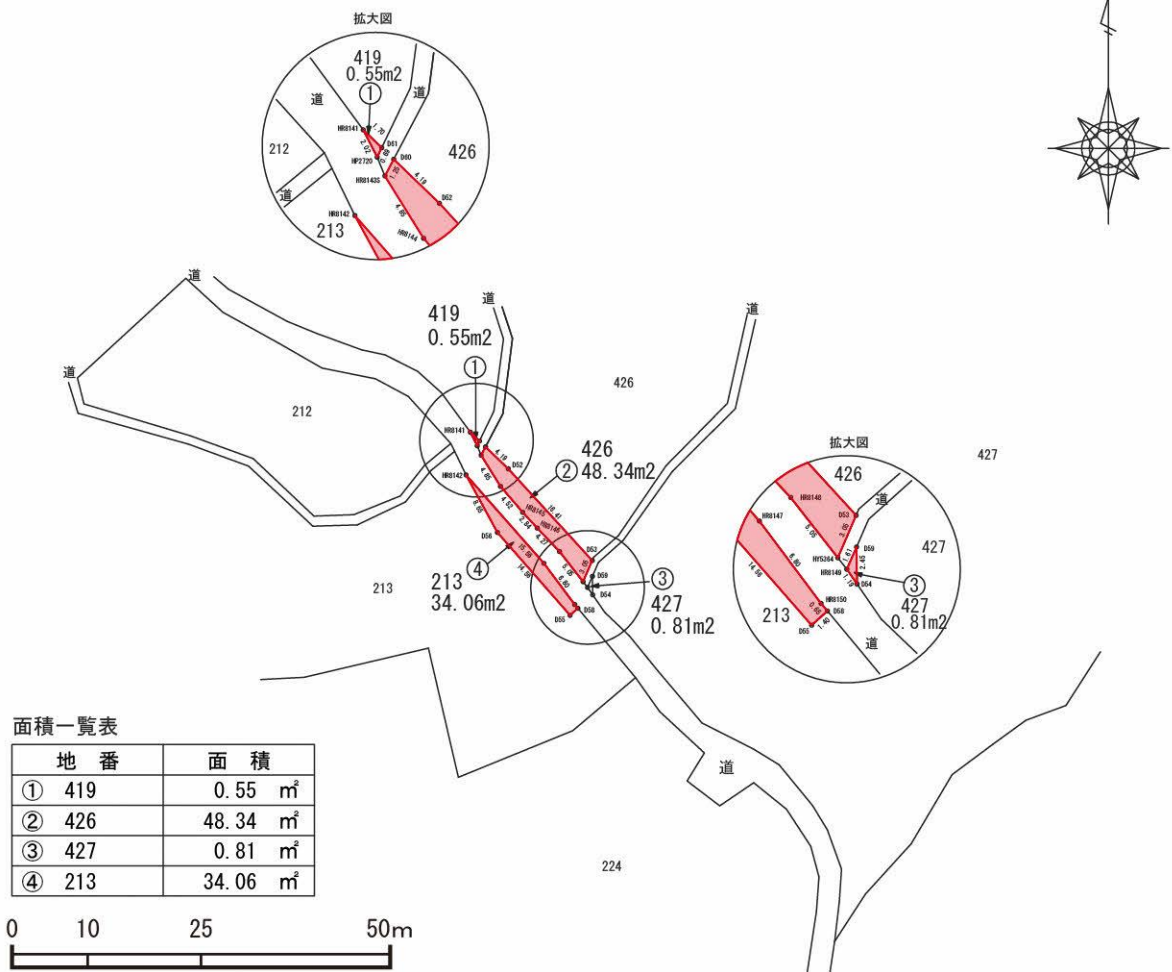
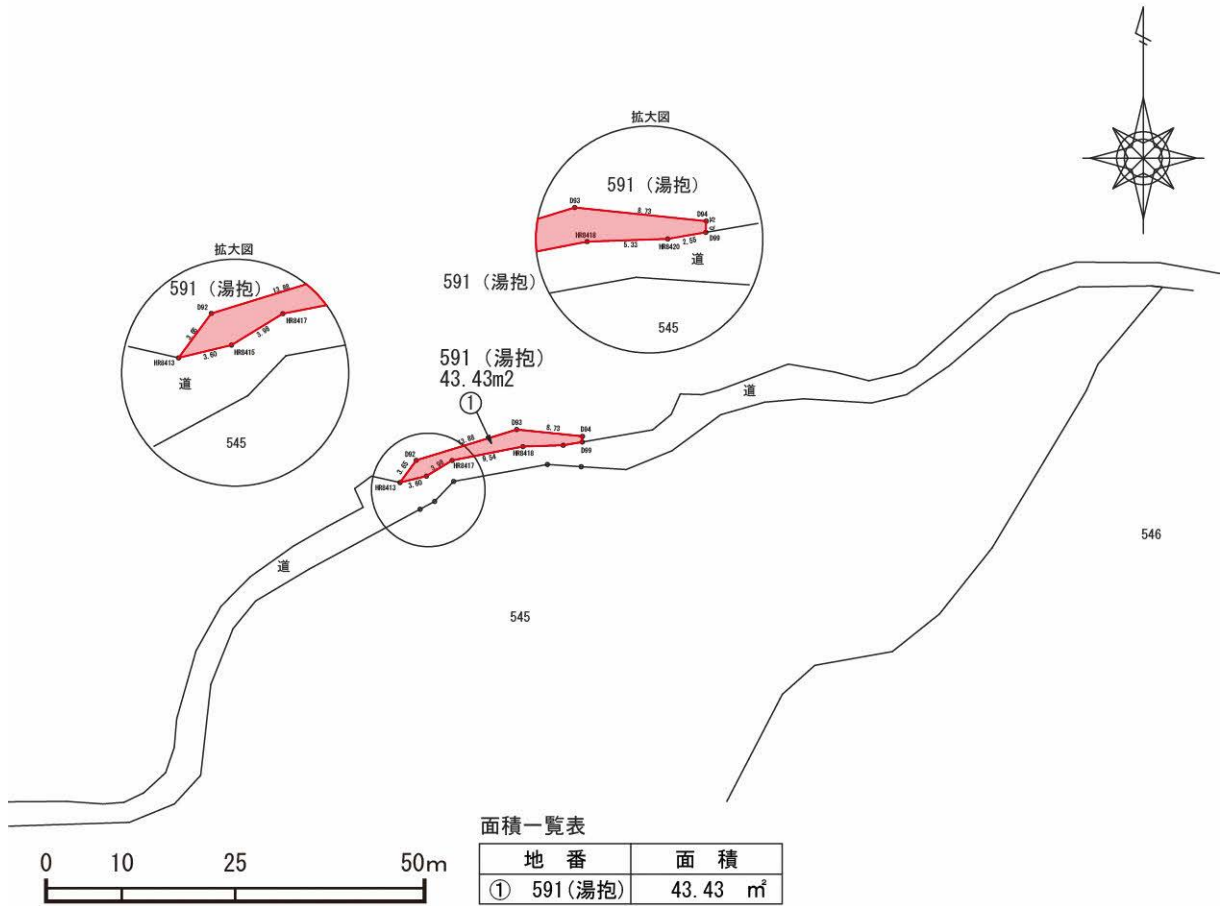


図 3-5 やなしお道に係る地番 (2 / 4)

<土橋③>



<土橋④>

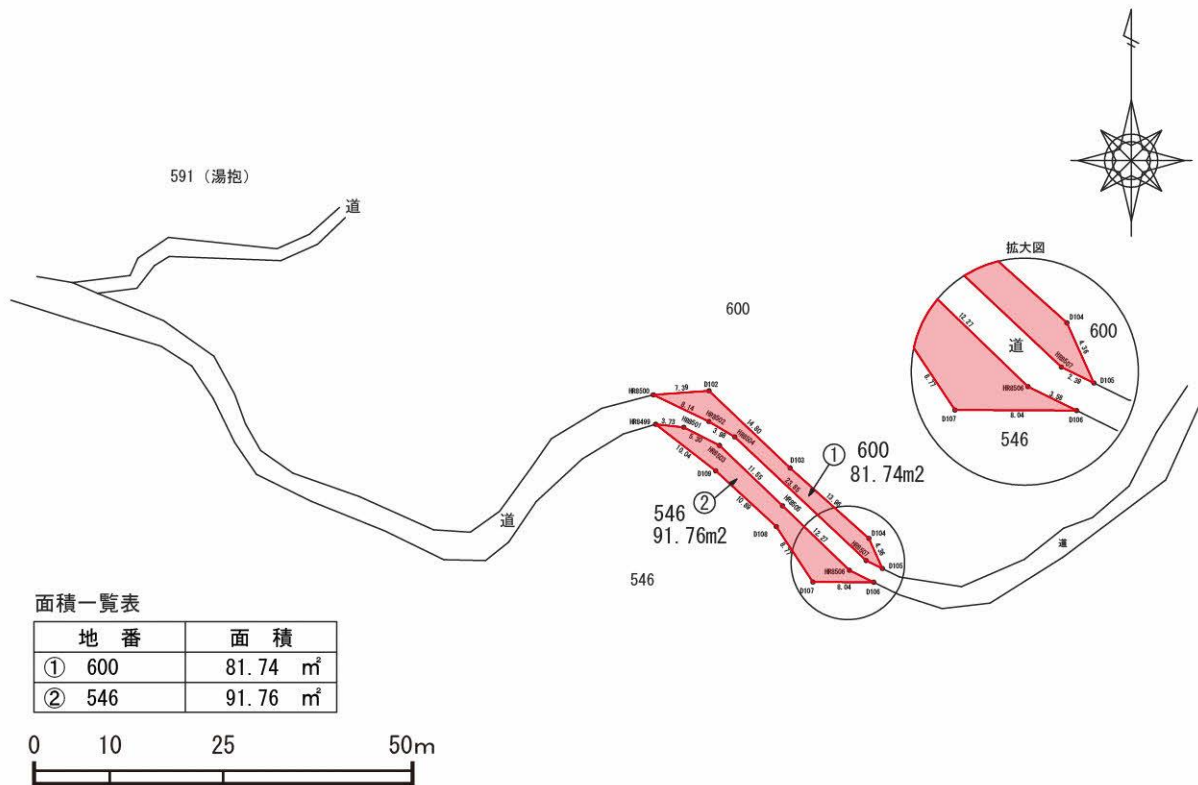
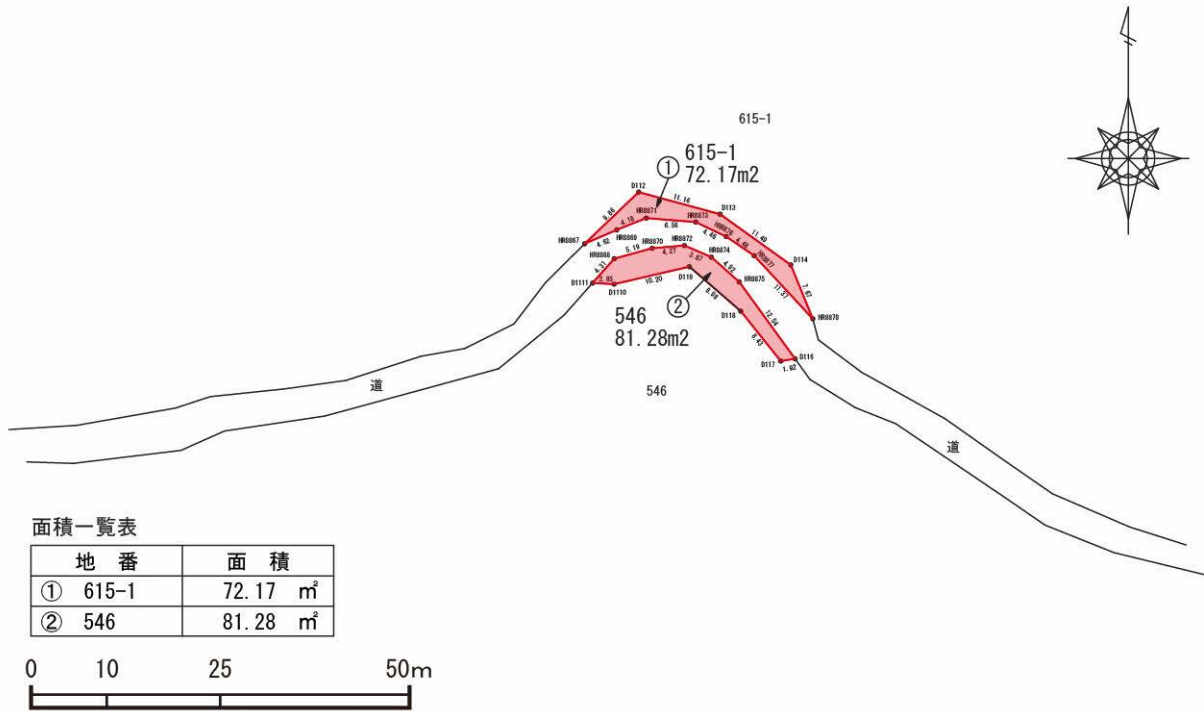


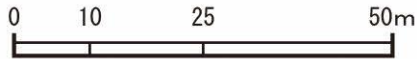
図3-5 やなしお道に係る地番 (3/4)

<土橋⑤>

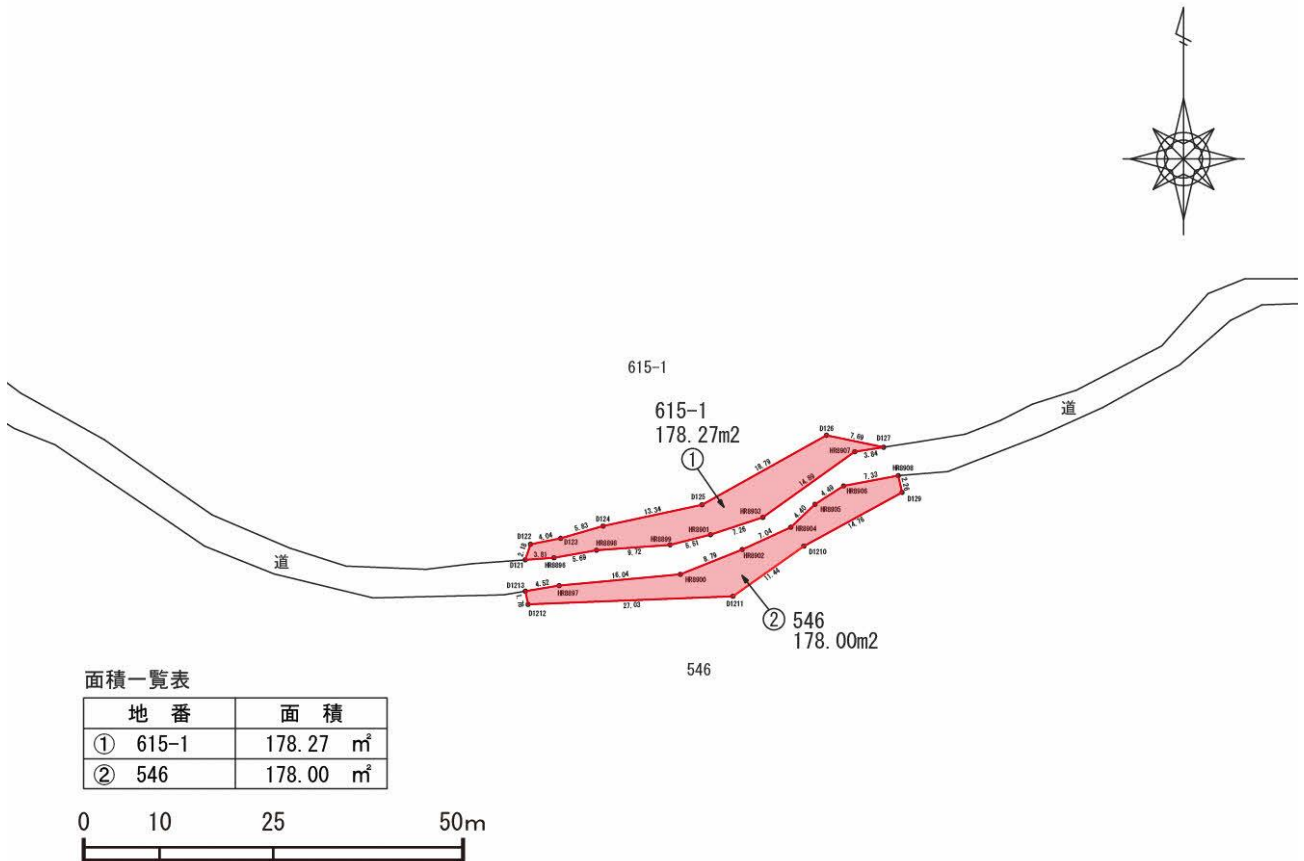


面積一覧表

地番	面積
① 615-1	72.17 m ²
② 546	81.28 m ²



<土橋⑥>



面積一覧表

地番	面積
① 615-1	178.27 m ²
② 546	178.00 m ²

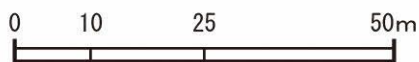


図 3-5 やなしお道に係る地番 (4 / 4)

(3) 法規制の状況

石見銀山街道の史跡指定地における土地利用関係の法規制は、文化財保護法の他に森林法（保安林）、土砂災害防止法（正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」…以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域がある。

■文化財保護法：史跡指定（やなしお道、森原古道）

文化財保護法に基づき重要なものを国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録し、現状変更などについて一定の制限を課す一方、保存修理や防災施設の設置、土地の公有化等に対し国の補助がある。

■森林法：保安林

やなしお道の一部に保安林が指定されている。

<保安林とは>

保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されている。

■土砂災害防止法：土砂災害警戒区域⇒次頁の図を参照

やなしお道の一部（西端部）が土砂災害警戒区域（地すべり）、森原古道の西半分近くが土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）に指定されている。

<土砂災害防止法及び土砂災害警戒区域とは>

土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもの。

土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

なお、史跡指定地では指定されていないが、土砂災害特別警戒区域は急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

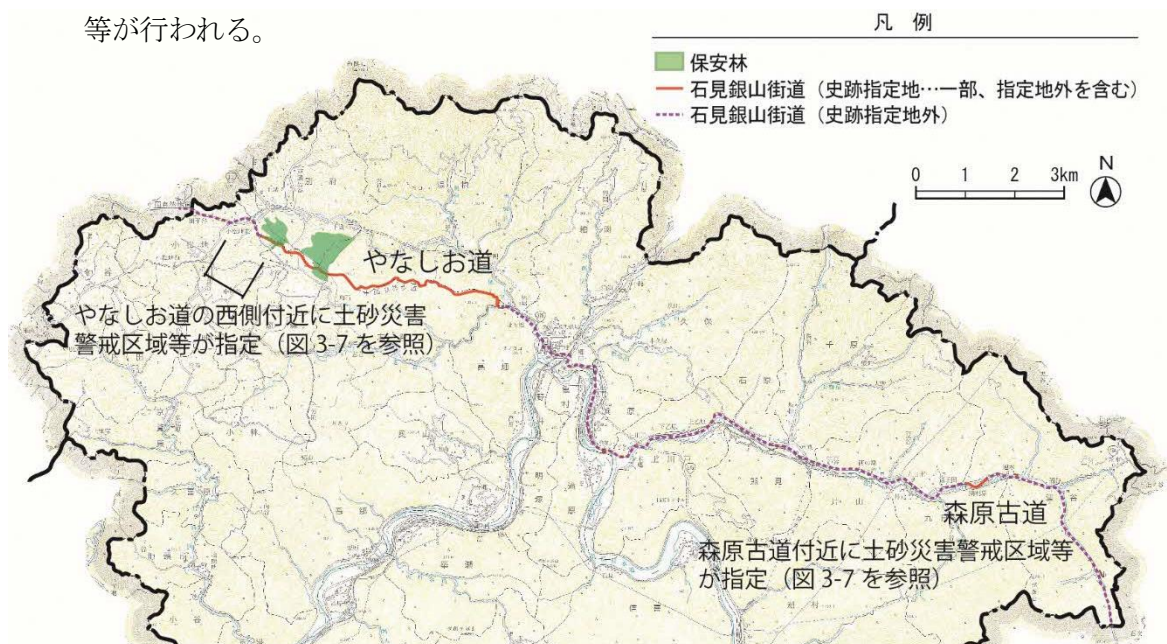
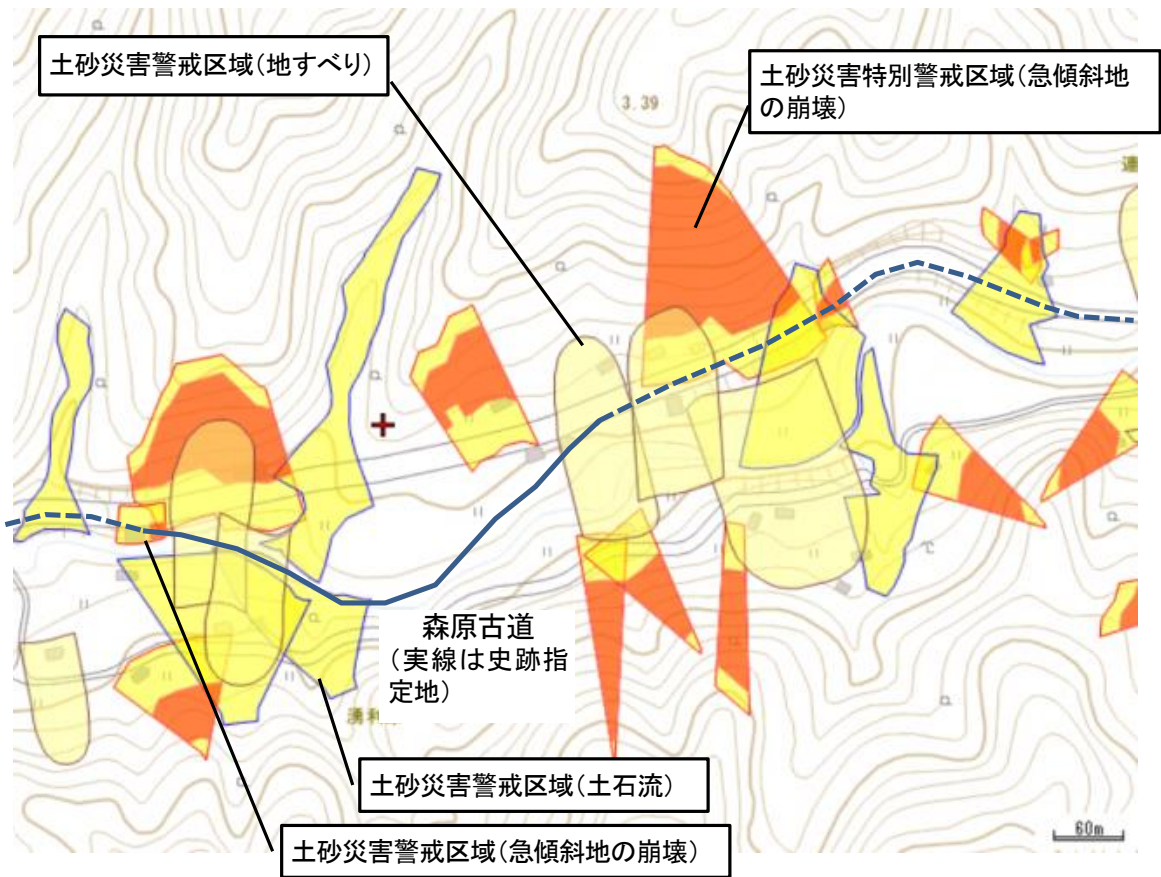
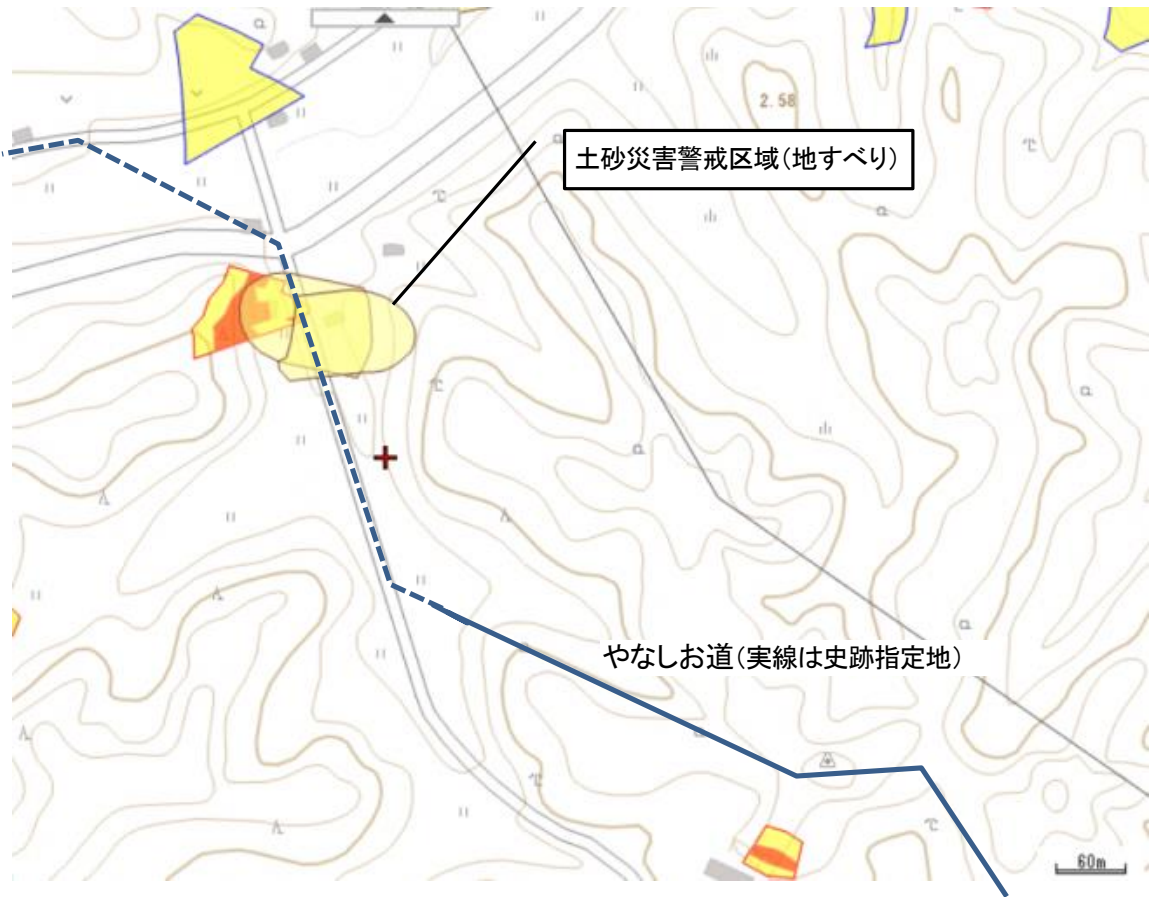


図 3-6 石見銀山街道に関する保安林等の指定状況



※土砂災害警戒区域等のベースマップの出典：島根県統合型GIS マップonしまね

図3-7 土砂災害警戒区域等（土砂災害防止法）の指定状況

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値の明示

史跡の本質的価値とは、「史跡の指定に値する枢要の価値」であり、その全容は指定説明文において明示されている。

史跡の保存・活用の原点となるのは、指定に値する当該史跡の本質的価値とは何かを明確に認識し、関係者間で共通理解とすることである。

したがって、指定説明文に立脚し、指定に至る調査成果を踏まえながら、石見銀山街道の本質的価値を総括的に再整理し、次のように明示する。

なお、史跡指定（平成30年2月）から間がないことから、「新たな価値評価の視点」は今後の調査・研究の成果などを踏まえて検討することとする。

●江戸幕府の銀輸送や交通制度を考える上で欠くことができない街道

石見銀山街道は江戸幕府が直轄支配を行っていた石見銀山産出の銀を、尾道を経由して大坂や京に運んだ街道であり、江戸幕府の銀輸送や交通制度を考える上で欠くことができないものである。

●遺構の残存状況が良好で同時代史料もある街道

美郷町においては、石見銀山街道の全ルートが把握されており、史跡指定地においては遺構の残存状況は良好である。

また、石見銀山街道やその沿道には、礎石が残る十王堂跡及び茶屋跡、茶屋屋敷跡、方形土坑である水溜場跡、一里塚などがある。尾根と尾根が途切れている谷間には、盛土でかさ上げしつなげた土橋が7か所あり、最長のものは長さが51mある。

やなしお道の東端に位置するやなしお坂は、距離1.6kmで高低差約190mの急坂を16回屈曲しながら下る坂であり、途中には荷置石や中の休といわれる休憩場所がある。

安政2年(1855)の文書(美郷町教育委員会所蔵)には「築塩坂中の休の雨寄生堂」という記述があり、「八名塩坂(築塩坂)」は難場なので人足一人につき10文の増賃で、人足も増加して対応したことが伝える史料でもある。

●多様な工法を取り入れて整備された街道

やなしお道は、最短距離を結ぶルートが設定され、尾根や尾根筋の少し下方が選ばれて、切通、削平、版築による盛土、土橋などの工法がとられている。概ね道幅は6尺から9尺である。途中には西から、平坦地に礎石が残る十王堂跡及び茶屋跡、斜面を壇上に削平した230㎡の平坦面をもつ茶屋屋敷跡及びそれに隣接した一辺3mの方形土坑である水溜場跡、一里塚(高さ1mのものと1.5mのもの)などがある。また7か所ある土橋は、重い荷物を運ぶためなされた造成事業である。

●同時代史料を裏づける道の拡幅が確認された街道

銀輸送に際しての具体的な道普請の仕様については、たとえば享和2年(1802)の文書(美郷町教育委員会所蔵)に記載があり、平場で岩石のない場所は道幅を7尺から9尺までとし、山や坂の場合は6尺より狭くせず、水を流すために左右に溝を作るべきことなどが記されている。

森原古道の発掘調査によって約1.8mの路面が、さらにその下には約0.9mの路面も検出され、拡幅されたことが確認でき、同時代史料にある道普請の記述が検証されている。

●江戸時代から「銀山街道」と呼ばれ、今に継承されている街道

文化 10 年(1813)に備後国吉舎を通った伊能忠敬はこの道を「銀山街道」と記している。

少なくともこの時代から銀山街道と呼ばれており、今日の石見銀山街道に継承されている。

●陰陽及び2海をつなぐ主要な街道

石見銀山街道は、石見国大森から備後国尾道までの道であり、陰陽をつなぐ主要な街道であった。

また、大森からは当初、温泉津や鞆ヶ浦に銀を運んでおり、そうした道（温泉津・沖泊道、鞆ヶ浦道）を合わせると、日本海と瀬戸内海をつなぐ一連の街道であった。

第2節 構成要素の特定

1 構成要素の特定の考え方

構成要素の特定においては、大きくは「史跡としての本質的価値を構成する要素」と「それ以外の要素」という、価値に関わる区分が求められる。

また、本計画では第1章「第2節 計画の対象とする区域」で示しているように、史跡指定地外も計画策定の範囲としており、史跡の利用環境（アクセス）や自然環境の保全、景観づくり、周辺の文化財等とのネットワークづくりなどを検討する。

したがって、次に示すように、価値と範囲の2つの軸によって構成要素を特定することとする。

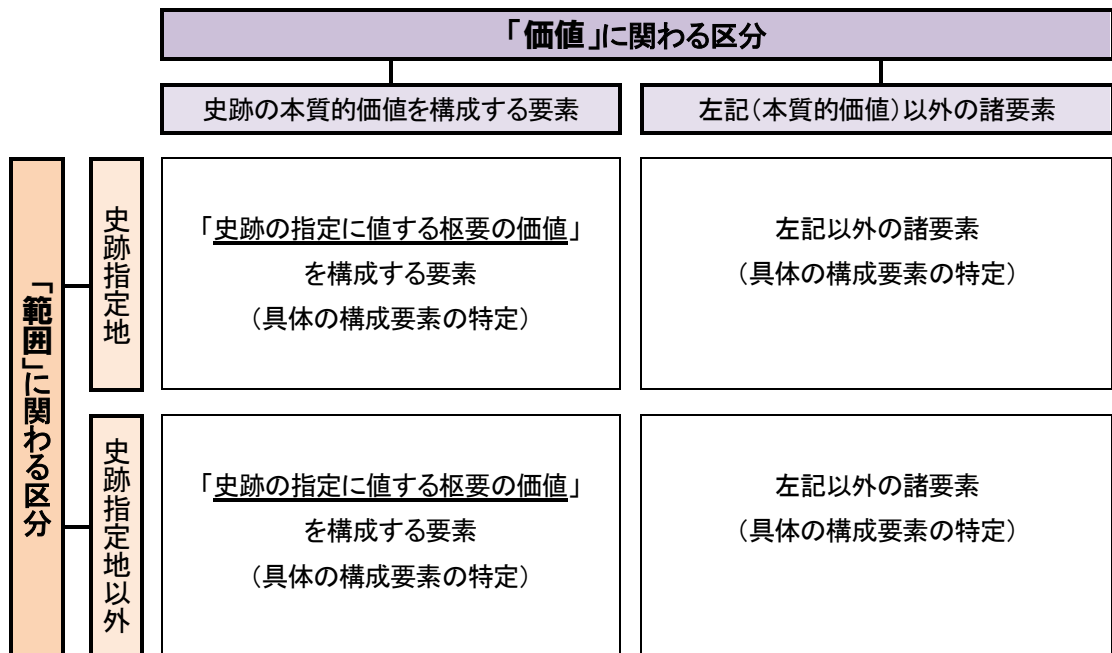


図 4-1 構成要素の特定の考え方（2つの軸）

(1) 「価値」に関わる区分

史跡の保存・活用（整備等を含む）においては、本質的価値を構成するものが何であり、また、それ以外の構成要素にどのようなものがあるかを把握・整理する必要がある。

このうち、本質的価値を構成する要素は、その保存・活用が大前提となる。

それ以外の構成要素も一律では捉えにくく、本史跡に関しても多種多様な要素が存在することから、個々の構成要素の内容や性格、本質的価値との関係などを考慮し、区分しておく必要がある。

このため、ここでは本章「第1節 史跡の本質的価値の明示」の内容に基づき、本質的価値を構成する要素を特定する。また、史跡の本質的価値を構成する要素以外（その他の要素）については、要素の性質・役割、史跡やその保存・活用との関わりを考慮して区分を設定する。

こうした点を踏まえ、史跡を構成する要素を、大きく次のA～Eの5つに区分する。

A：史跡の本質的価値を構成する要素

- ・「史跡の指定に値する枢要の価値」を構成する要素

＜その他の要素：「史跡の本質的価値を構成する要素（A）」以外の諸要素＞

B：歴史的環境を構成する要素（「史跡の本質的価値」以外）

- ・石見銀山街道の本質的価値を構成する要素以外の歴史的環境を構成する要素
- ・石見銀山街道からの眺望景観を構成する歴史的な要素

C：自然環境を構成する要素

- ・史跡指定地及びその周辺における自然的な要素（地形、樹木・森林、その他植生、河川）
- ・史跡からの眺望景観を構成する自然的な要素

D：史跡の保存・活用に資する要素

- ・石見銀山街道に関わるアクセスや案内表示板（サイン類）、保存施設、便益施設などの要素

E：その他関係要素（A～D以外）

- ・前記のA～D以外で、史跡の保存・活用や景観の保全・形成などに影響する要素（史跡との関係で調整が必要な要素、留意事項などを含む）

（2）「範囲」に関わる区分

計画の対象とする区域は、大きくは史跡指定地とそれ以外となる。

また、眺望景観（主要な視対象[眺望]と眺望点）を構成要素に取り入れる。

なお、それ以外については、第1章「第2節 計画の対象とする区域」で示している関連する計画対象区域（史跡指定地の隣接地・近接地）を基本とする。

2 構成要素

価値に関わる5つの区分（A及びB～E）、範囲に関わる2つの区分（史跡指定地、史跡指定地外）に基づき、その周辺の構成要素を特定する。

表 4-1 構成要素の特定

(1/2)

区分	A 史跡の本質的価値を 構成する要素	その他の要素:「史跡の本質的価値を構成する要素(A)」以外の諸要素				
		B 歴史的環境を 構成する要素 (「A」以外)	C 自然環境を 構成する要素	D 史跡の保存・活用 に資する要素	E その他関係要素 (A～D以外)	
史跡指定地	史跡指定地	<ul style="list-style-type: none"> ○石見銀山街道(やなしお道、森原古道) ○石見銀山街道やその周辺の文化財 <ul style="list-style-type: none"> ・十王堂跡 ・茶屋跡 ・土橋 ・七本槇 ・水溜場跡 ・茶屋敷跡 ・一里塚 ・ポウポウ坂入口 ・大名石 ・湯抱別れ ・再進坂峠 ・荷置石 ・中の休 ○関係する文書 	<ul style="list-style-type: none"> ○石碑等 <ul style="list-style-type: none"> ・井戸平左衛門の追善供養塔 	<ul style="list-style-type: none"> ○樹林(森林) ○竹林 ○田園環境(森原古道) ○地形 <ul style="list-style-type: none"> ・山地部(やなしお道周辺) ・圃場(森原古道周辺) 	<ul style="list-style-type: none"> ○里道、中国自然歩道(石見銀山街道と重複) ○木道・転落防止柵 ○説明板 ○誘導標識 ○樹名板 ○ベンチ 	<ul style="list-style-type: none"> ○標識 <ul style="list-style-type: none"> ・別府連合自治会 ・緑資源機構 ・中国電力
	眺望・眺望点	—	<ul style="list-style-type: none"> ○小原の町並みや周辺の集落…眺望点:やなしお坂 	<ul style="list-style-type: none"> ○三瓶山…眺望点:茶縁原、荷置石の西約0.3km地点など 	—	—
史跡指定地外	<ul style="list-style-type: none"> ○石見銀山街道(史跡指定地外) <ul style="list-style-type: none"> ・半駄ヶ峽 ・鉦谷古道 ・西ノ原古道 ・五反田古道 ・細原古道 ・古市古道 ・その他石見銀山街道 ○街道やその周辺の文化財 <ul style="list-style-type: none"> ※右記の文化財は本質的価値となる可能性あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○街道やその周辺の文化財 <ul style="list-style-type: none"> ・箱茂の松 ・井戸平左衛門の頌徳碑 ・小原河原跡 ・小原本陣波多野家跡 ・幕末の小原本陣林家跡 ・川番所跡 ・浄土寺 ・浜原本陣跡 ・九日市本陣原田屋 ・九日市脇本陣鍛冶屋 ・太平橋 ・供養塚 ・酒谷口番所跡 ・境木 ○歴史的な町並み・集落 <ul style="list-style-type: none"> ・湯抱温泉 ・小原 ・浜原 ・九日市 ○資料館等 <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとのおち伝承館 	<ul style="list-style-type: none"> ○樹木・樹林(森林) ○地形(山地部、平地部、斜面地) ○江の川 ○尻無川・志君川 ○沢谷川 ○田園 ○花ノ谷 	<ul style="list-style-type: none"> ○説明板 ○誘導標識 ○トイレ(やなしお道:七本槇付近) ○森原古道史跡公園:駐車場、トイレ、あずまやなど ○その他トイレ:周辺の公共施設 ○公共交通機関(路線バス) 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路 <ul style="list-style-type: none"> ・国道 ・県道 ・町道 ○市街地・集落地 ○農地 	

表 4-1 構成要素の特定

(2/2)

区分	A 史跡の本質的価値を 構成する要素	その他の要素:「史跡の本質的価値を構成する要素(A)」以外の諸要素			
		B 歴史的環境を 構成する要素 (「A」以外)	C 自然環境を 構成する要素	D 史跡の保存・活用 に資する要素	E その他関係要素 (A～D以外)
史跡指定地外 眺望・眺望点	—	○ 石見 銀 山 の 山々…眺望点: 箱茂の松付近	○石見銀山遺跡 の山々(再掲) ○江の川及び周 辺の景観…眺 望点:各所	—	—

＜史跡の本質的価値を構成する要素＞



十王堂跡（やなしお道）



茶屋跡（左手）と竹林に覆われたやなしお道



森原古道（西方向を見る）



森原古道（東方向を見る）

＜眺望＞



石見銀山遺跡の山々（箱茂の松付近から）



石見銀山遺跡の山々（土橋（七本槇の西）付近から）



三瓶山（茶縁原から）



小原の町並み・集落（やなしお坂から）

<史跡の保存・活用に資する要素（やなしお道及びその周辺）>



箱茂の松付近の眺望説明板（平成24年度）



箱茂の松付近の説明板（令和元年度に表示面を更新）



やなしお道北端付近の誘導標識（平成28年度）



中国自然歩道の案内板（平成19年度）



十王堂跡付近の誘導標識と説明板（平成19年度）



十王堂跡と茶屋跡の説明板（平成19年度）



別府の産直市駐車場の案内板（平成19年度）



やなしお道の七本楨付近のトイレ（平成20年度）

＜史跡の保存・活用に資する要素（森原古道及びその周辺）＞



森原古道史跡公園（駐車場等）の全景（平成 25 年度）



森原古道史跡公園のあずまや、説明板等（平成 25 年度）



森原古道史跡公園のトイレ（平成 25 年度）



森原古道の誘導標識（平成 25 年度）



森原古道史跡公園の説明板（平成 25 年度）



森原古道の名称表示板（平成 25 年度）

第5章 史跡の現状・課題

第1節 保存（保存管理）

1 現状

史跡指定地の86.1%は公有地（町85.7%、県0.4%）であり、その大部分は里道となっている。

民有地はやなしお道にあり、主として里道に沿う形で立地し、地目は山林、保安林、原野、畑となる。なお、森原古道はすべて公有地（町所有）である。

これらの管理のうち、森原古道は耕作されている農地（田）の中を通り、周囲のあぜ道などと一体的に草刈り等の管理がなされている。

やなしお道については、山中にあることから、下草や樹林、竹林の影響が大きく、年2回（5月、9月）、森林組合に委託して下草刈り等を行っている。また、美郷町銀山街道を護る会により年1回（7月ごろ）、下草刈り等が行われている。

しかし、下草の成長は特に夏場に早く、下草や樹木の繁茂により、歩きにくい状況がみられる。

樹林については、倒木またはその恐れのある樹木があり、所有者と協議して伐採している。

また、台風や豪雨等による倒木や土砂崩れも生じており、特に七本槇の西側の土橋付近は部分的ではあるが、法面が崩落している。

調査については、平成8年(1996)、島根県教育委員会が「島根県歴史の道調査を実施しており、その中で石見銀山街道の文化財としての価値が認められ、平成8年には文化庁選定の歴史の道100選に町内別府から湯抱にかけて続く「やなしお道」と呼ばれる約6.6kmの部分が選定された。その後、「やなしお道」については平成11年(1999)に一部土木工事のため発掘調査が行われ、版築様工法で築かれた道の遺構が確認された。また、町内酒谷にある「森原古道」についても、圃場整備計画のため、平成21年(2009)に調査が行われ、江戸時代初期の道の遺構が確認されている。

さらに、美郷町として国史跡指定申請を目指し、平成28年(2016)1月には街道の価値を検討する検討委員会「銀山街道歴史的価値検討委員会」を設立し、これまでの調査報告書を基に現地を再調査、測量を行い、発見された文献などを解読し、調査報告書（平成29年）としてまとめた。

2 課題

史跡の保存に関する現状などを踏まえ、今後の史跡の保存のあり方を考えると、次のような課題が設定できる。

こうした史跡の保存の課題は相互に関わり合うとともに、活用や整備、運営・体制とも関連する。

●「保存に関する情報提供や啓発」が必要

○今後とも、石見銀山街道をはじめ文化財や文化財保護に関する情報提供や啓発に取り組む必要がある。

●「住民・地域活動団体等と行政の連携・協働の取組」が必要

○広範に存在する石見銀山街道の維持管理や点検などは、行政だけでは対応できない。特にやなしお道は山中にあり、日常的な維持管理などが難しい状況にあり、住民・

地域活動団体等、森林組合などと連携・協働した取組を進める必要がある。

○維持管理に関する取組として、現状（令和元年度）で3回（うち1回は美郷町銀山街道を護る会が実施）行っている下草刈り等は、回数を増やして実施する必要がある。

●「遺構の保存のための管理や復旧への対応」が必要

○法面が崩落している箇所への復旧に取り組む必要がある。

○気象や樹木の根などの影響を考慮しながら、今後起こりうる事態を想定した遺構の保存のための管理や復旧への対応を検討する必要がある。

●「樹林等の管理」が必要

○やなしお道においては、遺構の保護や利用者の安全確保、眺望の確保、地形の保全などを考慮しながら、樹林等の管理のあり方を検討する必要がある。

○倒木またはその恐れがある木については、所有者と協議し、その伐採・除去に迅速に対応する必要がある。

○竹林の拡大に対する対策を検討する必要がある。

●「計画的な調査の検討」が必要

○石見銀山街道や関連する文化財の調査について、未解明な部分や課題を整理し、そのあり方や方法などを検討する必要がある。

●「現状変更等への対応」が必要

○石見銀山街道で想定される行為を想定し、現状変更の取扱基準などを明らかにする必要がある。

第2節 活用

1 現状

平成19年(2007)に大田市の石見銀山遺跡が世界遺産登録となった。江戸時代以降、大森の石見銀山より産出された銀の輸送は大田市萩原より美郷町、飯南町より広島県に入り、三次市、世羅町を通り、尾道市まで続く道により行われていた。総延長は約130kmで、そのうち美郷町は約28kmを占めている。美郷町においても、世界遺産登録以降、ガイド養成やウォーキングイベント等、銀山街道を地域資源として活用する試みを行ってきた。

さらに、平成30年(2018)の史跡指定以降においても、これまでの取組を継承・拡充する形で、ガイド養成やウォーキングイベント等に加え、中学生を対象としたフィールドワーク、島根中央高等学校における総合学習、石見銀山街道ワークショップ、美郷町職員研修「石見銀山街道歴史講座」などを行ってきている。

また、令和元年(2019)12月には文化庁主唱「歩き・み・ふれる歴史の道」事業による『「令和の差立」国史跡石見銀山街道を往く』を、石見銀山街道日本遺産認定推進協議会が開催している。



「令和の差立」国史跡石見銀山街道を往く

2 課題

史跡の活用に関する現状などを踏まえ、今後の史跡の活用のあり方を考えると、次のような課題が設定できる。

●「石見銀山街道のPR・情報発信」が必要

- 石見銀山街道に関する新しい発見や情報などを考慮し、パンフレット等の更新、新規作成を検討する必要がある。
- 石見銀山街道の特徴と価値を広く伝え、理解や関心を高めるため、ICT（情報通信技術）やSNSの活用などPR・情報発信を進める必要がある。

●「石見銀山街道をはじめ文化財を活かした社会教育・学校教育の充実」が必要

- 石見銀山街道をはじめとした文化財を子どもたちや住民が学び・体感し、文化財や地域への親しみと誇りを醸成していけるよう、学校教育や社会教育において文化財や歴史文化を活かした取組のより一層の充実を図る必要がある。

●「石見銀山街道などを活かした周遊コースの設定と利用促進」が必要

- 石見銀山街道や周辺の文化財、自然などの地域資源を活かした周遊コースを設定し、必要なサインの整備などに取り組み、歴史探訪や散策、健康づくりのコースなどとしての利用を促進する必要がある。

●「周辺の文化財との連携・活用」が必要

- 文化財は単独での活用だけでなく、他の文化財や地域資源などをつないで活かすことによって、より活用の幅や効果が高まることが想定できる。
- このため、史跡指定地周辺を含めた一定の範囲において、多様な文化財やその周辺

環境を一体的に活用すること（歴史文化保存活用区域※1）、街道や近世などをテーマに係る文化財をつないで活かすこと（関連文化財群※2）の観点から、文化財などの活用を検討する必要がある。

●「石見銀山街道を通じた広域的なネットワークの充実・強化」が必要

○石見銀山街道は大田市から尾道市に続く歴史の道であり、石見銀山街道日本遺産認定推進協議会を中心とした市町の連携を継承し、充実・強化する必要がある。

○石見銀山街道や産出した銀などに係る都市・地域を把握し、広域的な広がり・ネットワークづくりの中で石見銀山街道の価値や魅力を高めたり、歴史文化を活かしたりする方策を検討することが期待される。

●「外国人を含めた受け入れ体制の充実」が必要

○来訪者等に対しても文化財への理解やマナーの周知などに努めながら、関係団体や地域活動団体等と連携し、外国人を含め来訪者の受け入れ体制の充実を図る必要がある。

●「石見銀山街道などを活かした観光交流や地域活性化の展開」が必要

○文化財は多様な役割や可能性を有しており、観光交流の資源としても活かし、地域の魅力づくりと活性化に努める必要がある。

○住民・地域活動団体等の主体性を尊重しながら、石見銀山街道をはじめ歴史文化を活かしたまちづくり・地域活性化を促進するとともに、行政と住民・地域活動団体等の連携を高める必要がある。

※1 歴史文化保存活用区域

有形のものだけでなく、無形のものも含めて文化財が特定の地域に集積している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財（群）を核として、文化的な空間を創出することが望ましい区域。

各区域において、文化財の保存と合わせて、歴史文化を活かしたまちづくりなどにつなぐことが期待される。

※2 関連文化財群

地域的に広がりを持って存在（分布）する有形・無形、指定・未指定の文化財を、相互に関連性のあある一定のまとまり（つながり）としてとらえ、関連づけて保存・活用していくもの。

様々なテーマやストーリーのもとで、関連する複数の文化財をつないで活かす方策で、教育文化、観光交流など多様な活用が想定できる。

第3節 整備

1 現状

石見銀山街道に関する整備に関しては、平成30年(2018)2月の史跡指定より前から取り組んでおり、主な内容をあげると次のようになる。

○遺構の復旧

- ・七本楨の西側の土橋付近で一部法面が崩落しており、その復旧を令和2年度に行った。

○サイン(案内板、説明板、誘導標識など)

- ・島根県により中国自然歩道に関するサインが、石見銀山街道を考慮して整備されている。史跡指定後においても、2か国語表記の説明板などが計画的に整備・更新されている。
- ・美郷町として案内板や説明板、誘導標識などの整備を行っている。
- ・サインの老朽化、多種多様なデザイン、多数のサインが1箇所集中するなどの状況がある。

○下草刈りや樹木等の管理に伴う整備(本章「第1節 保存(保存管理)」を参照)

- ・邑智郡森林組合美郷支所に委託して危険木の伐採や下草刈りなどを行っている。
- ・美郷町銀山街道を護る会の協力を得ながら、下草刈りなどを行っている。

○道の整備

- ・やなしお道への階段等の整備
- ・やなしお道への木製通路、転落防止策の整備(西側の土橋付近)
- ・石見銀山街道へのアクセスを含め、湧水でぬかるんだ箇所、歩きにくい箇所、区間が一部にある。

○便益施設の整備

- ・「森原古道歴史公園」(トイレ、休憩所(あずまや)、駐車場など)の整備
- ・トイレの整備(やなしお道:七本楨付近)
- ・簡易ベンチ(木を利用)の整備
- ・やなしお道に関しては、駐車場が未整備である。

○資料館・ガイド機能

- ・「ふるさとのおおち伝承館」において石見銀山街道に関する資料展示や解説を行っている。
- ・石見銀山街道に関する総合的なガイド機能は未整備である。

2 課題

史跡の整備に関する現状などを踏まえ、今後の史跡の整備のあり方を考えると、次のような課題が設定できる。

なお、史跡の整備については、保存のための整備と活用のための整備に大別できるこ



崩落箇所



サインの集中箇所



木製通路と転落防止柵

とから、この2つに分けて整理する。

【主として史跡の保存のための整備】

●「保存施設の整備」が必要

○史跡として必要な標識（史跡標柱）の整備を行うとともに、中国自然歩道を管理する島根県と調整しながら、説明板の更新、新たな場所への設置を図る必要がある。

●「管理運営のための施設の整備」が必要

○史跡の維持管理や運営のため、その体制と合わせて、用具・備品の倉庫などの整備、またはそれらの保管場所の確保を検討する必要がある。

●「遺構がき損した場合の復旧などへの対応」が必要

○石見銀山街道（遺構）がき損した場合は、どの範囲でどのような方法で復旧するかを検討し、応急的な対策を含め適切に対応する必要がある。

○石見銀山街道（遺構など）の状況を定期的に点検し、崩落等が生じる可能性がある場合は、その防止対策を検討する必要がある。

【主として史跡の活用のための整備】

●「遺構の表現の検討」が必要

○遺構の保存・活用を考慮しながら、遺構の表現（地形復元、VR[バーチャル・リアリティ：仮想現実]等)を利用した解説など)を検討する必要がある。

●「アクセスの円滑化や駐車場の整備の検討」が必要

○史跡へのアクセスを円滑にするため、誘導標識や案内板の整備を図る必要がある。

○やなしお道に関しては、近隣の生活環境に配慮しながら、駐車場の確保・整備及び石見銀山街道への円滑な連絡を図る必要がある。

●「里道（園路）等の整備・充実」が必要

○やなしお道へつながる里道等の歩行環境の改善・整備を図る必要がある。

●「休憩の場・展望の場の確保・整備」が必要

○石見銀山街道沿いなどにおいて、遺構の保護や景観に配慮しながら、休憩の場・展望の場の確保及び整備・充実を検討する必要がある。

●「史跡周辺を含めた周遊ルートの設定とサインの整備」が必要

○史跡指定地だけでなく周辺を含めて、周遊ルートの設定や案内板・説明板、誘導標識などのサインの整備・充実を検討する必要がある。

●「トイレなどの整備の検討」が必要

○やなしお道については、史跡指定地周辺などにおいてトイレや休憩施設の整備・確保（トイレは既設1箇所+1箇所）を検討する必要がある。

●「ガイダンス機能の確保・整備の検討」が必要

○既存施設やICT（情報通信技術）の活用を含め、ガイダンス機能の確保・整備について検討する必要がある。

●「外国人観光客に配慮した環境整備」が必要

○外国人観光客を考慮したサイン類やパンフレット、ICT（情報通信技術）の活用などの環境整備を検討する必要がある。

※外国人観光客の誘致は、国をあげて取り組まれており、『明日の日本を支える観光ビジョン』（官公庁・平成28年3月）では、「訪日外国人旅行者がストレスなく、快適に観光を満喫できる環境整備に向け、政府一丸となって対応を加速化」とされている。

る。

●「ICT（情報通信技術）を活用した情報発信機能の整備の検討」が必要

- 関係団体、民間事業者等と連携しながら、ICT（情報通信技術）を活用した情報発信機能の整備を検討する必要がある。

<体制と態勢について（主として次頁に関連）>

※体制：一般的には、「システム」「組織」を指す。また、恒常的な組織や制度を言うときは、「体制」が使われる。

態勢：その時々状況に対する身構えのことを言い、「受け入れ態勢」「即応態勢」「出動態勢」のように用いられる。

ただし、「いかなることに即応できる体制をつくる」「いつでも出動できる体制をつくる」などの場合は「体制」のほうが適切と考えられる。

「組織」と「身構え」のどちらに重点を置くか、また、その組織が「恒久的」なものか「一時的」なものかで使い分けをすることになる。

参考資料：NHK放送文化研究所「最近気になる放送用語」

第4節 運営・体制の整備

1 現状

本史跡の管理団体は美郷町であり、管理・運営に責任を持つ。

また、大田市から尾道市までの石見銀山街道全体での取組を推進する体制として、石見銀山街道日本遺産認定推進協議会を、関係する市町と連携して設立している。

一方で、本史跡は役場などから離れ、やなしお道については樹林等に覆われた山地部にあることから、管理や点検には地域住民や地域活動団体等の協力が不可欠である。これまでも行政だけでなく、美郷町銀山街道を護る会によって、下草刈りなどが行われており、行政と地域活動団体等との連携を図っている。

しかし、過疎化や高齢化の中で、石見銀山街道の草刈りなどを地域だけで行うのが困難な状況になりつつある。

2 課題

史跡の運営・体制の整備に関する現状などを踏まえ、今後の史跡の整備のあり方を考えると、次のような課題が設定できる。

● 「住民・地域活動団体等の協力や参加、協働の取組」が必要

○将来にわたり史跡の保存・活用を確実に効果的に行うためには、住民・地域活動団体等の協力や参加、協働の取組を進める必要がある。

○石見銀山街道の草刈りなどの担い手の確保が、特定の地域だけでは難しくなりつつあり、全町的な取組として担い手の確保などを図る必要がある。

● 「町内外の人々・団体等とのネットワークづくり」が必要

○史跡の保存・活用においては、前記の住民・地域活動団体等に加え、幅広い協力・支援、参加が推進力になるため、町内外の人々・団体等とのネットワークづくりに努める必要がある。

● 「住民等への情報の提供（共有化）・発信の体制づくり」が必要

○前記の協力や参加、協働、ネットワークづくりを進めるための基礎的な取組として、情報の提供と共有化が重要となり、分かりやすく興味を持ってもらえる情報を企画・発信する体制づくりに取り組む必要がある。

● 「史跡の管理団体としての態勢づくり（人材の育成など）」が必要

○史跡の管理団体は美郷町であり、その責務を遂行するためには、人材の育成などの態勢づくりが必要である。

● 「庁内の連携体制の強化」が必要

○史跡の保存・活用においては、文化財行政を担う教育委員会だけでなく、防災、建設、観光、農林なども関係することから、庁内の連携体制を強化する必要がある。

● 「国・県その他関係機関等との連携の強化」が必要

○史跡の現状変更や整備などにおいては、国・県との連絡・調整や支援が不可欠であるとともに、調査・研究などにおいては、研究機関や学識経験者等の協力が求められることになり、こうした関係機関などとの連携を図る必要がある。

● 「外国人を含めた受け入れ体制の充実」が必要

○前記の「外国人観光客に配慮した環境整備」と合わせ、全町的な体制の中で文化財を含めた外国人の受け入れを検討する必要がある。

第6章 史跡の保存・活用の基本理念と方針

第1節 史跡の保存・活用の基本理念（目標）

本史跡の価値を確実に保存して未来に継承し、その価値を顕在化し、有効に活用するためには、史跡の保存・活用・整備及び運営・体制に関して、計画的かつ実効性のある取組を行って行く必要がある。

その中では、住民・地域活動団体等の参加・連携、そして協働のもとに、日常的・定期的な維持管理を進めるとともに、教育文化、観光、まちづくり、地域活性化などの観点から、史跡を活かす取組も重要になる。また、史跡の調査や整備には、国・県の支援、及び学識経験者や専門家などの参加も必要となる。

また、島根県文化財保存活用大綱では、基本理念として「文化財の調査研究、保存・継承、活用を通じて、郷土への愛着を深めるとともに、人々の交流を進める」が掲げられている。

このため、石見銀山街道に関わる様々な主体・住民等が共有する、史跡の保存・活用の基本理念（目標）を、史跡の本質的価値を踏まえながら、次のように設定する。

なお、「史跡の保存・活用の基本理念（目標）」における「保存・活用」は、整備や運営・体制、及び調査・研究を含むものである。

【史跡の保存・活用の基本理念（目標）】

江戸時代の社会を支え、陰陽をつないだ街道の歴史文化を みんなの力で守り、活かし、伝える ～郷土への愛着、人々の交流を目指して～

石見銀山街道は、世界文化遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」（大田市）と尾道市をつなぐ街道であり、江戸幕府の銀輸送や交通制度を考える上で欠くことができない存在であるとともに、石見銀山と一体となって江戸時代の社会を支えた街道である。また、道の整備に関わる多様な土木技術をうかがい知ることができるとともに、様々な同時代史料も残されている。

こうした石見銀山街道の価値・特色を、行政や地域をはじめ多様な主体が力を合わせ、守り、活かし、伝える活動を通じ、郷土への愛着を深めるとともに、**様々な活動に取り組み**人々の交流を進める。

第2節 取組の基本方針

1 保存（保存管理）の基本方針

石見銀山街道の本質的価値及び史跡の保存の現状・課題を踏まえ、前記の基本理念（目標）の具体化を目指し、史跡の保存の基本方針を調査・研究と保存管理の観点から設定する。

【調査・研究】

- 解明すべき事項や目的を明確にし、必要に応じて発掘調査等の実施を検討する。
- 関係する研究論文やその他資料などの把握・整理を持続的に行う。
- 上記の各種調査、資料・データの整理等で得られた成果を、体系的に記録、整理するとともに、多様な手段・媒体を考慮しながら、適切に公開・活用する。⇒「活用」を参照

【保存管理】

- 石見銀山街道の本質的価値を構成する要素の確実な保存に取り組む。
- 石見銀山街道の保存・活用（整備）と調整しながら、歴史的環境を構成する要素などの保存のあり方を検討する。
- 住民・地域活動団体等と連携しながら、史跡の定期的な清掃美化や下草刈り、点検などの維持管理に取り組む。
- 住民等に対し、石見銀山街道をはじめ文化財の価値や可能性、保護の大切さなどの情報提供や啓発に努める。

2 活用の基本方針

石見銀山街道の本質的価値及び史跡の活用の現状・課題を踏まえ、前記の基本理念（目標）の具体化を目指し、分野別に活用の基本方針を設定する。

【PR・情報発信】

- 住民・地域活動団体等と連携しながら、石見銀山街道をはじめ文化財に関わる情報の提供・発信、文化財を活かした学習機会や体験・交流機会の確保などに取り組む。
- 石見銀山街道に関する新たな資料や情報が得られた場合などには、パンフレットなどの更新、新規作成を検討する。その際、周辺の地域資源との連携・ネットワークづくりについて検討する。
- 石見銀山街道に関する調査・研究の成果、その他の歴史文化に関わる情報、地域情報などを、ICT（情報通信技術）を含め多様な手段・媒体を活用しながら、広く情報の提供・発信に努める。

【教育における石見銀山街道などの活用】

- 学校教育において、石見銀山街道を歩いたり、現地において説明を聞いたりするなどの体験学習を行い、子どもたちの地域の歴史文化への関心や理解を高める。
- 石見銀山街道の史跡探訪ウォーキングや歴史講座などを開催する。

【まちづくりや観光、地域活性化の資源としての活用】

- 歴史探訪や散策、健康づくりなど、地域住民等による石見銀山街道の活用を促進する。
- 地域における歴史文化（石見銀山街道など）を活かしたまちづくり、魅力づくり、活性化の取組を促進する。
- 住民・地域活動団体等と連携しながら、石見銀山街道への来訪者（外国人を含む）を受け入れる体制づくりを検討する。

○石見銀山街道ガイド養成公開講座の開催などを通じて、受け入れ体制の充実・強化を図る。

3 整備の基本方針

石見銀山街道の本質的価値及び史跡の整備の現状・課題を踏まえ、前記の基本理念（目標）の具体化を目指し、保存と活用の観点から整備の基本方針を設定する。

【主として史跡の保存のための整備】

- 石見銀山街道の本質的価値を構成する要素については、今後の活用や管理運営などを考慮しながら、遺構の保護のための整備を検討する。
- 標識（史跡標柱）や説明板の整備を計画的に進める。
- 歴史的環境を構成する要素（B）については、石見銀山街道の保存・活用と調整しながら、文化財としての保護などを検討する。

【主として史跡の活用のための整備】

- 道や版築様工法など遺構の表現について検討する。また、VR等を利用した遺構の表現・歴史の追体験についても検討する。
- 史跡へのアクセスの明確化に向け、誘導標識などの整備に取り組む。
- やなしお道については、史跡指定地の周辺において駐車場の確保・整備について検討する。
- 石見銀山街道につながる里道等（園路）については、坂道への階段の整備など、利用しやすく安全な環境づくりに取り組む。
- 史跡指定地だけでなく周辺を含めて、周遊ルートの設定や案内板・説明板、誘導標識などのサインの整備・充実を検討する。
- 史跡指定地及びその周辺において、遺構の保護や景観などに配慮しながら、休憩の場の確保及び整備・充実に取り組む。
- 史跡指定地及びその周辺において、展望の場を確保・充実させるとともに、前記の休憩の場としての活用も検討する。
- やなしお道の利用者を主対象として、史跡指定地周辺においてトイレの整備を検討する。
- 石見銀山街道に関するガイダンス機能の整備を、既存施設やICT（情報通信技術）などの活用を含めて検討する。
- 石見銀山街道をはじめとした文化財の解説や案内、その他観光資源や地域情報の提供・発信に関して、ICT（情報通信技術）を活用したシステム等の導入を検討する。

4 運営・体制の整備の基本方針

石見銀山街道の本質的価値及び史跡の運営・体制の現状・課題を踏まえ、前記の基本理念（目標）の具体化を目指し、運営・体制の整備の基本方針を設定する。

- 石見銀山街道をはじめ文化財の保存・活用に関わる庁内の連携体制の充実・強化を図る。
- 史跡の管理団体として、史跡の保存・活用に取り組む体制の充実・強化に努める。
- 石見銀山街道などの保存・活用において、住民・地域活動団体等の協力・参加、そして協働の取組を進めるとともに、町内外の人々・団体等による協力・支援体制や人的ネットワークづくりに努める。特に、石見銀山街道の草刈りなどの担い手の確保が、

特定の地域だけでは難しくなりつつあることから、全町的な取組として担い手の確保を図るとともに、草刈りと交流会などを組み合わせるなどして、町内外の人々が参加したくなる環境づくりに努める。

- 地域活動団体等と連携しながら、石見銀山街道への来訪者（外国人を含む）を受け入れる体制づくりを検討する。

第7章 史跡の保存（保存管理）

第1節 方向性

1 区域区分

石見銀山街道の確実な保存（保存管理）を図るため、活用・整備との関係を考慮しながら、本質的価値を構成する要素やその他の諸要素の状況、及び景観条件などを踏まえ、史跡指定地を3つ、史跡指定地外を4つの区域に区分し、それぞれの区域に応じた保存（保存管理）の方向性を示す。

さらに、遺構の保存と史跡としてふさわしい景観の保全・形成を前提として、史跡指定地における現状変更の取扱基準を設定するとともに、史跡の保存に関わる法的・行政的措置及び調査のあり方を明らかにする。

（1）史跡指定地内

■やなしお道（尾根筋）

やなしお道のうち、やなしお坂を除いた主として丘陵部の石見銀山街道であり、沿道の十王堂跡や茶屋跡などを含む区域である。

■やなしお坂

やなしお道の南側に位置するやなしお坂であり、比高約190mの急坂で16か所の曲がりがある区域である。

■森原古道

水田と水田の間のテラス状の部分（畦道）を通る延長約140m、幅約1.5～2.2mの区域である。

（2）史跡指定地外

■北側エントランスゾーン（やなしお道北側）

やなしお道の北の入口付近に位置し、民家や水路、石見銀山街道の案内板などがある区域である。

■森林環境ゾーン（やなしお道周辺）

やなしお道（やなしお坂を含む）を包み込むように広がる森林を中心とした区域である。

■田園環境ゾーン（森原古道周辺）

森原古道と一体的に田園環境（景観）を構成する谷間（沢谷川沿い）の集落であり、森原古道史跡公園を含む区域である。

■石見銀山街道軸（帯）

美郷町における石見銀山街道はルート全体が確認されており、そのうちやなしお道と森原古道を除いた史跡指定地外の石見銀山街道及びその周辺（明確な範囲は設けない）であり、軸状（帯状）の区域である。

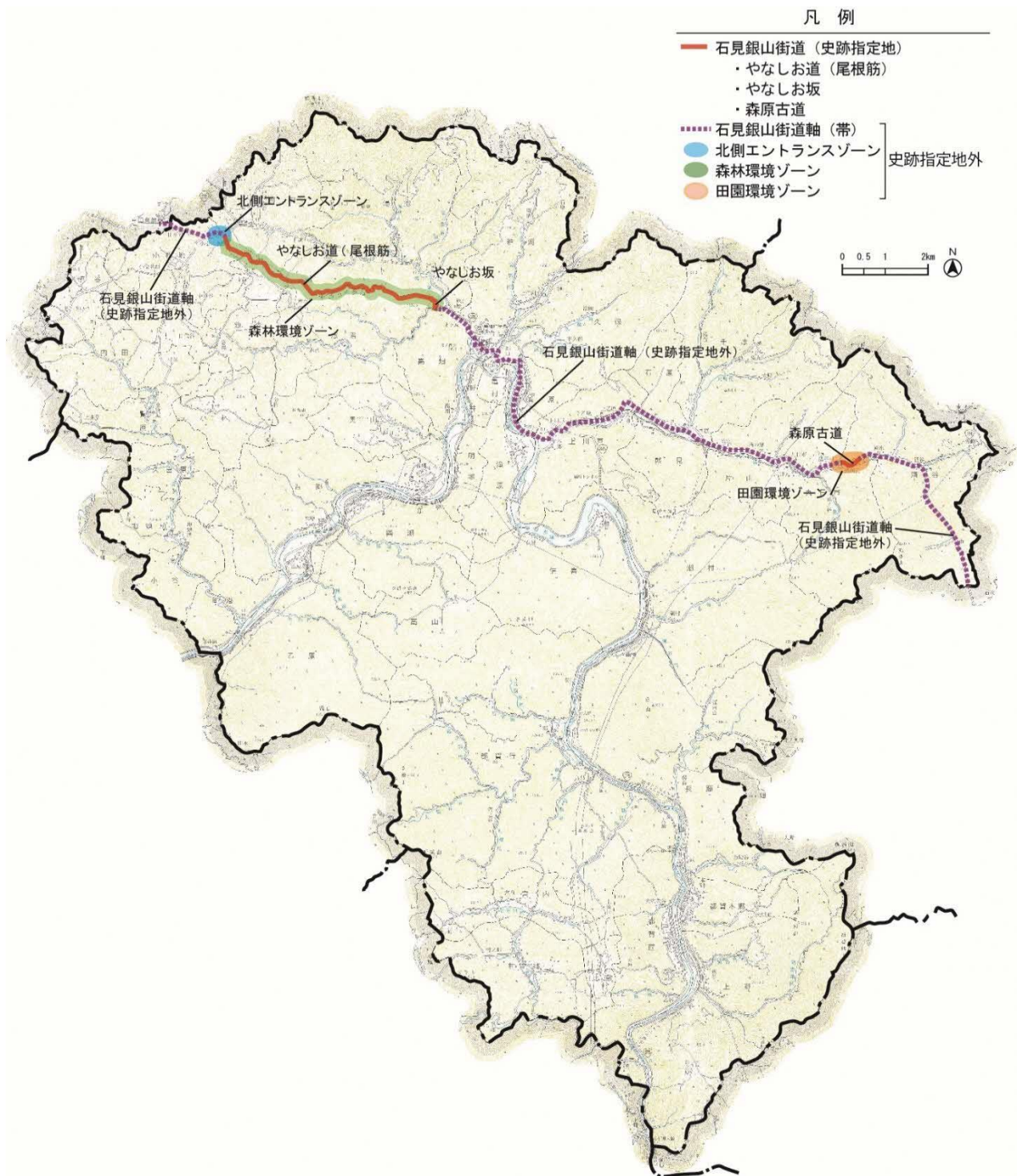


図 7-1 区域区分

2 指定地における文化財の保存（保存管理）の方向性

史跡指定地における文化財の保存（保存管理）についての方向性を、区域ごとに設定する。

表 7-1 指定地における文化財の保存（保存管理）の方向性

区域区分	文化財の保存の方向性
やなしお道 (尾根筋) ※やなしお坂を 除く	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、やなしお道の現状保存を基本に、遺構への影響のある樹木（竹を含む…以下同様）、危険木、通行の障壁となる樹木の適切な伐採や枝打ち、下草刈り及び清掃美化を行う。 ○遺構がき損した場合（例：土橋の崩落など）には、適切な工法などを検討し、復旧に対応する。 ○三瓶山や石見銀山の山並みなどが眺望できる場所においては、その条件を確保するため、適切に樹林の管理を行う。 ○史跡の活用に関わる整備（例：階段の設置、雨水排水の処理、説明板の設置など）を行う場合には、遺構の保存を前提に取り組む。 ○イノシシによる石見銀山街道の表土の掘り返しなどに対応するため、鳥獣被害防止対策を検討する。…以下、共通
やなしお坂	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、やなしお坂の現状保存を基本に、遺構への影響のある樹木（竹を含む…以下同様）、危険木、通行の障壁となる樹木の適切な伐採や枝打ち、下草刈り及び清掃美化を行う。 ○雨水等による表土や石の流出、周辺からの土砂の流入が生じた場合には、復旧や流出防止に対応する。 ○表土の流出など（上記）以外で遺構がき損した場合（例：遺構（道）の崩落など）には、適切な工法などを検討し、復旧に対応する。 ○小原の町並みなどが眺望できる場所においては、その条件を確保するため、適切に樹林の管理（下草を含む）を行う。 ○史跡の活用に関わる整備（例：雨水排水の処理、説明板の設置など）を行う場合には、遺構の保存を前提に取り組む。
森原古道	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、森原古道の現状保存を基本に、下草刈り及び清掃美化を行う。 ○遺構がき損した場合（例：崩落、鳥獣被害など）には、必要に応じて適切な工法などを検討し、復旧に対応する。 ○史跡の活用に関わる整備（例：説明板の設置など）を行う場合には、遺構の保存を前提に取り組む。

3 史跡周辺における環境・景観の保全・形成の方向性

史跡周辺における環境・景観の保全・形成の方向性を、区域ごとに設定する。

表 7-2 史跡周辺における環境・景観の保全・形成の方向性

区域区分	環境・景観の保全・形成の方向性
北側エントランスゾーン	○建築物の新築や改修、及び案内板や説明板、園路・広場、便益施設などの整備においては、史跡の玄関口としての環境・景観の保全・形成に留意する。
森林環境ゾーン	○関係権利者等による森林の管理を促進する。 ○その中で史跡指定地沿いにおいては、関係権利者等の理解と協力を得ながら、遺構への影響のある樹木（竹を含む…以下同様）、危険木、通行の障壁となる樹木の適切な伐採や枝打ち、下草刈りに連携して取り組む。
田園環境ゾーン	○建築物の新築や改修、及び案内板や説明板、便益施設などの整備においては、史跡を有する地域としての環境・景観の保全・形成に留意する。 ○一帯に広がる農地については、関係部署や地域と連携し、耕作の維持など農地の管理を促進する。
石見銀山街道軸（帯）	○原則、現状の土地利用を維持することとし、開発などを行う場合には、試掘調査などの実施を検討する。 ○幾つかの区間については、調査や測量を踏まえ、追加指定に取り組む。 ○石見銀山街道周辺の文化財の保存・活用に努めるとともに、沿道の景観の保全・形成のあり方などを検討する。

第2節 方法

1 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針と取扱基準

(1) 現状変更等の許可を必要とする行為

現状変更等においては、後述の「現状変更等の取扱方針と取扱基準」に基づくこととするが、実際に現状変更等の許可を必要とする行為及び必要としない行為を、文化財保護法等に基づき整理しておく（表7-3、7-4）。

石見銀山街道（史跡指定地）において現状変更等を行おうとする場合には、文化庁長官の許可（文化財保護法第125条第1項）が必要となる。なお、国の機関が現状変更等を行おうとする場合は、文化庁長官の同意（文化財保護法第168条）となる。

なお、同項には「ただし書き」があり、許可が必要ない行為が規定されている。

表7-3 現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するもの(届出先)	根拠法令等と行為の内容(抜粋、要約)	石見銀山街道における例
文化庁長官	<p>■文化財保護法第125条第1項 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。</p> <p><現状変更等の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○現状変更 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物その他の工作物の新築・増築・改築 ・土地の形質変更など ○保存に影響を及ぼす行為 <ul style="list-style-type: none"> ・露出遺構(石材)の薬剤処理(影響の軽微である場合は許可が必要ない) ・史跡の隣接地での土地の掘削等による指定地への影響(振動) <p>【上記の「ただし書き」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 ※維持の措置の範囲は、文部科学省令(特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条:次頁(表7-4)を参照)の規定に基づく 	<p>【現状を変更する行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○園路の階段設置や舗装及び修繕 ○工作物(柵、水路排水関連工作物、電気配線、防災・防犯施設、案内板・説明板など)の設置・改修・撤去…土地の形状の変更を行う行為、保存に影響を及ぼす行為の場合 ○地形・土地の形質の変更、掘削 ○発掘調査等各種学術調査、史跡の保存整備など ○枯死した樹木の抜根(保存に影響を及ぼさない場合は除く→許可を必要としない行為) <p>【保存に影響を及ぼす行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遺構の型取り ○露出遺構(石材)の薬剤処理など
島根県教育庁 (文化財課)	<p>■法施行令第5条第4項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模建築物(階数が2以下、建築面積が120㎡以下)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ○工作物(建築物を除く)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの) ○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ○電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ○建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等) ○木竹の伐採 ○史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○イベント等に利用される仮設建築物の整備(テントなど) ○工事に関わる仮設建築物(2年以内)の整備(プレハブ事務所、仮設トイレなど) ○既存道路(里道)の再整備、建築物以外の工作物(フェンス、説明板、看板、電柱など)の設置・改修・除去…「土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの」 ○木竹の伐採 ○樹木の植栽など

表 7-4 現状変更等の許可を必要としない行為

区 分	根拠法令等と行為の内容(抜粋、要約)	石見銀山街道における例
維持の措置	<p>■文化財保護法第 125 条（第 1 項ただし書き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 ○前項ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。（下記） <p>■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（省令）第 4 条（上記ただし書きの範囲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○き損等からの原状復旧 <ul style="list-style-type: none"> 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。 ○き損等の拡大を防止する応急措置 <ul style="list-style-type: none"> 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ○除去（復旧が明らかに不可能な場合） <ul style="list-style-type: none"> 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。 	<p>【通常の維持の措置の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○眺望の確保や周辺環境に配慮した樹木の伐採、枝打ち ○枯損木・倒木・危険木の伐採及び除却 など <p>※許可が必要な行為かどうかは、個別具体的に判断する。</p> <p>【省令（左記）に関わる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○き損等からの原状復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・工事によって遺構がき損した場合における原状復旧 など ○き損等の拡大を防止する応急処置 <ul style="list-style-type: none"> ・遺構の劣化が確認された場合⇒保存整備までの間、シーツの設置などによる保存など ○復旧が不可能な場合における、き損部分の除却 <ul style="list-style-type: none"> ・枯死した樹木の除去（保存に影響を及ぼす抜根は除く：前頁参照）など
非常災害のために必要な応急措置	<p>■文化財保護法第 125 条（第 1 項ただし書き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○き損や浸水を防ぐ土のうの設置 ○シートによる遺構の保存（発掘調査のとき、整備によって露出展示した遺構） ○立入禁止柵などの設置 ○倒壊した樹木や流入した土砂の撤去など
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	※同上	○危険樹木、史跡の保存・活用において支障となる樹木の除去（部分的な除去：許可が必要な行為かどうか、個別具体的に検討する。）など
届出	<p><許可は必要ないが届出（文化庁長官）が必要な場合></p> <p>※文化財保護法第 127 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。 ○許可を受ける必要のある場合は除く。 	

※ 土地の形質変更（前頁）

「形」の変更：土地の形態を変更する造成を行うこと。

「質」の変更：地目を変更すること。一般的には「宅地」以外の土地（畑や山林、雑種地等）を宅地として利用することであるが、ここでは山林の史跡公園などへの変更（例：十王堂跡など）が可能性として考えられる。

(2) 現状変更等の取扱方針と取扱基準

史跡指定地内における現状変更等(現状変更等の許可を必要とする行為…本節「1(1)」を参照)について、取扱方針及び取扱基準を次のように定め、美郷町教育委員会で許可できるものについて判断するとともに、文化庁長官への許可申請に対応する。

また、現状変更等の許可が必要かどうかについては、行政を含め関係する行為を行う者が美郷町教育委員会に相談し、確認することを基本とする(相談・事前協議)。

こうした取扱方針及び取扱基準を運用するにあたっては、必要に応じて国・県と協議し、指導・助言を得ながら、適切に対応する。

さらに、許可された行為については、その届出者に対して、関係する法令等(森林法、その他関係する法令及び条例等)の遵守、及び遺構の保護と史跡の景観への配慮について周知を図ることとする。

なお、文化財保護法第125条第1項で規定する「現状を変更する行為」とは物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を与える行為」とは物理的変更を行わないが将来にわたり史跡に支障をきたす行為をいう。

【現状変更等の取扱方針(行為の対象と内容)】

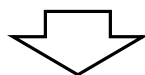
■行為の対象に関する取扱方針

- 史跡の調査や遺構の保存や復旧、史跡の公開等保存・活用のために必要と認められる行為、保存・活用のために必要となる便益施設や説明板等の建築物・工作物の整備(新築・新設、改修、撤去・移設など)、及び防災・安全に関わる工作物の設置を除き、現状変更は認めない。

■行為の内容に関する取扱方針

～史跡の本質的価値を構成する要素(遺構)の保存と史跡の景観への配慮(史跡の景観の阻害とならないこと)の原則～

- 遺構の保存に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は、原則として認めない。
 - ただし、必要不可欠な防災・安全性などに関わる行為については、遺構や景観に最大限の配慮を行うこととして認める場合がある。
- ※影響の軽微である場合などを除く[文化財保護法第125条(第1項ただし書き)]。



「現状変更等の取扱方針」を大前提として、
「表 7-5 石見銀山街道における現状変更等の取扱基準」
を運用する。
(次頁からの「現状変更等の取扱基準」)

区分	やなしお道 (尾根筋)	やなしお坂	森原古道	
行為の内容に関する取扱方針 (前提)	史跡の本質的価値を構成する要素 (遺構等) の保存と史跡の景観への配慮 (史跡の景観の阻害とならないこと) の原則 (前頁を参照)			
現状変更等の取扱基準	建築物 新築・建替え	○原則として、建築物の新築を認めない。 ※現状において建築物は立地していない。 ただし、史跡の保存・活用に必要な小規模な建築物 (あずまや等) については、国・県と協議し新築または建替え (新築した場合) を判断する。	(同左)	○建築物の新築を認めない。 ※現状において建築物は立地していない。
	修繕・部分改築・撤去等	※現存する、または新築した建築物は「既存建築物」という (以下同様)。 <上記において新築した場合> ○既存建築物の増築 ^{※1} は、原則として認めない。 ただし、史跡の保存・活用に必要な場合には、小規模な増築についてのみ行為の内容等を勘案し、認めることがある。 ○既存建築物の部分改築 ^{※2} や修繕 (修理) ^{※3} 、模様替え ^{※4} 及び改修 ^{※5} 認める。	(同左)	—
		<上記において新築した場合> ○既存建築物の撤去を認める。	(同左)	—

※1 増築

敷地内の既存建築物の延面積を増加させること。建築基準法上は、同一の敷地内に用途上不可分な建築物を別に建築する場合も含む。

※2 改築

従前の建築物を全部または一部を取り壊した後に、引き続き、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のもの (著しく異なるもの) を建てること。元の建物と異なるときは「新築」又は「増築」と捉える。
なお、建替え (新築) は従前の建築物にこだわらない。

※3 修繕 (修理)

経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。

※4 模様替え

建築物の部分を、現状とは異なる仕様 (材料、色等) を用いて、構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲でつくり替え、性能や品質を回復させること。

※5 改修

き損・劣化した建築物・工作物の原状回復 (復旧、修繕) にとどまらず、機能を向上させるような改造・変更やグレードアップ等を伴う工事のこと。ここでは、遺構の保護と史跡としての景観との調和を前提とする。

表 7-5 石見銀山街道における現状変更等の取扱基準(現状変更等の許可を必要とする行為)

区 分		やなしお道 (尾根筋)	やなしお坂	森原古道
現状変更等の取扱基準	道路・園路・広場等の新設、復旧・改良	○やなしお道 (中国自然歩道など) がき損した場合には、適切な復旧を図る。 ○やなしお道につながる道路・園路等の新設は、原則として原則として認めない。ただし、史跡の保存管理や活用、防災・安全の確保などに資する場合については、工法等を勘案して認めることがある。 ○やなしお道につながる既設の道路・園路等の改良を認める。	○やなしお坂がき損した場合には、適切な復旧を図る。 ○やなしお坂につながる道路・園路等の新設は認めない。	○森原古道がき損した場合には、適切な復旧を図る。 ○森原古道につながる道路・園路等の新設は認めない。 ○森原古道につながる既設の道路の改良を認める
		○広場等の整備は、原則として認めない。ただし、休憩の場などの小スペースの整備については、工法等を勘案して認めることがある。	(同左)	○広場の整備を認めない。
	水路等の新設・改良	○史跡の維持管理等において必要な水路等の新設・改良は、工法等を勘案して認めることがある。	(同左)	○水路等の整備を認めない。
	工作物	設置 (新設)	○説明板やその他史跡の保存・活用に必要な施設・設備、及び防災・安全に必要な施設・設備以外の工作物については、設置 (新設) を認めない (行わない)。	(同左)
改修、撤去等		○既設または今後整備する工作物については、適切な維持管理及び必要に応じて改修等を行う。 ○き損や老朽化、更新 (再整備) 等に伴う工作物の撤去を認める。	(同左)	(同左)

表 7-5 石見銀山街道における現状変更等の取扱基準(現状変更等の許可を必要とする行為)

3/3

区分	やなしお道（尾根筋）	やなしお坂	森原古道
現状変更等の取扱基準	形質の変 土地の造成等（土地の	○土地の造成等は、原則として認めない。 ただし、盛土によって遺構を保存する場合には、内容を勘案して認めることがある。 ※例：盛土による小広場の整備など	○土地の造成等は認めない。
	木竹の伐採等	○遺構の保存、景観の保全・形成、史跡の利用、防災や安全の確保に関する木竹の伐採等を認める。	— (現状において木竹はない)
	植栽等	○遺構の保存において必要な植栽（法面保護等）以外は、原則として認めない。 ただし、史跡としての景観の保全・形成に資する植栽については、その内容を勘案して認めることがある。 ※例：枯死した樹木の植樹、修景のための樹木・草花など	○遺構の保存において必要な植栽（法面保護等）以外は認めない。
	その他	○前記の事項及びそれ以外において、想定している状況以外で現状変更の必要性が生じた場合には、その内容を勘案して判断する。 ○美郷町教育委員会においての対応が難しい場合には、国・県と協議して判断する。	

2 史跡の保存に関わる法的・行政的措置及び調査

(1) 調査・研究の実施

石見銀山街道に関するこれまでの調査成果や資料・データを整理するとともに、研究機関や学識経験者等と連携し、文献調査や関係する研究論文、その他資料等の調査・研究を持続的に行う。

また、発掘調査等の考古学的調査については、史跡の整備と合わせることを含め、中長期的な観点から実施を検討する。

これらの成果については、整理・データベース化に取り組みとともに、資料（遺物を含む）については適切に収蔵保管する。

また、多様な手段・媒体を考慮しながら、資料・情報を適切に公開・活用する。

(2) 追加指定

未指定の石見銀山街道のうち、飯南町との境界付近の酒谷口番所跡・市古道（令和2年度実測）、及び半駄ヶ峽の区間については、関係権利者等の理解を得ながら、追加指定に向けて取り組む。

また、その他の区間の一部については、今後の調査・研究や地域の意向などを踏まえ、追加指定を検討する。

(3) 土地の公有化

やなしお道の一部にある民有地については、関係権利者の意向などを踏まえ、土地の公有化を検討する。

追加指定した場合にも、上記同様に検討する。

(4) 日常的・定期的な維持管理や点検への対応

史跡指定地やその周辺における危険木等の伐採や枝打ち、下草刈りなどについては、邑智郡森林組合（美郷支所）の協力を得て、定期的を実施する。

また、地域住民や地域活動団体等と連携し、ボランティア活動による清掃美化や下草刈り等の定期的・持続的な実施を図るとともに、史跡の定期的な点検を行う体制を構築する。



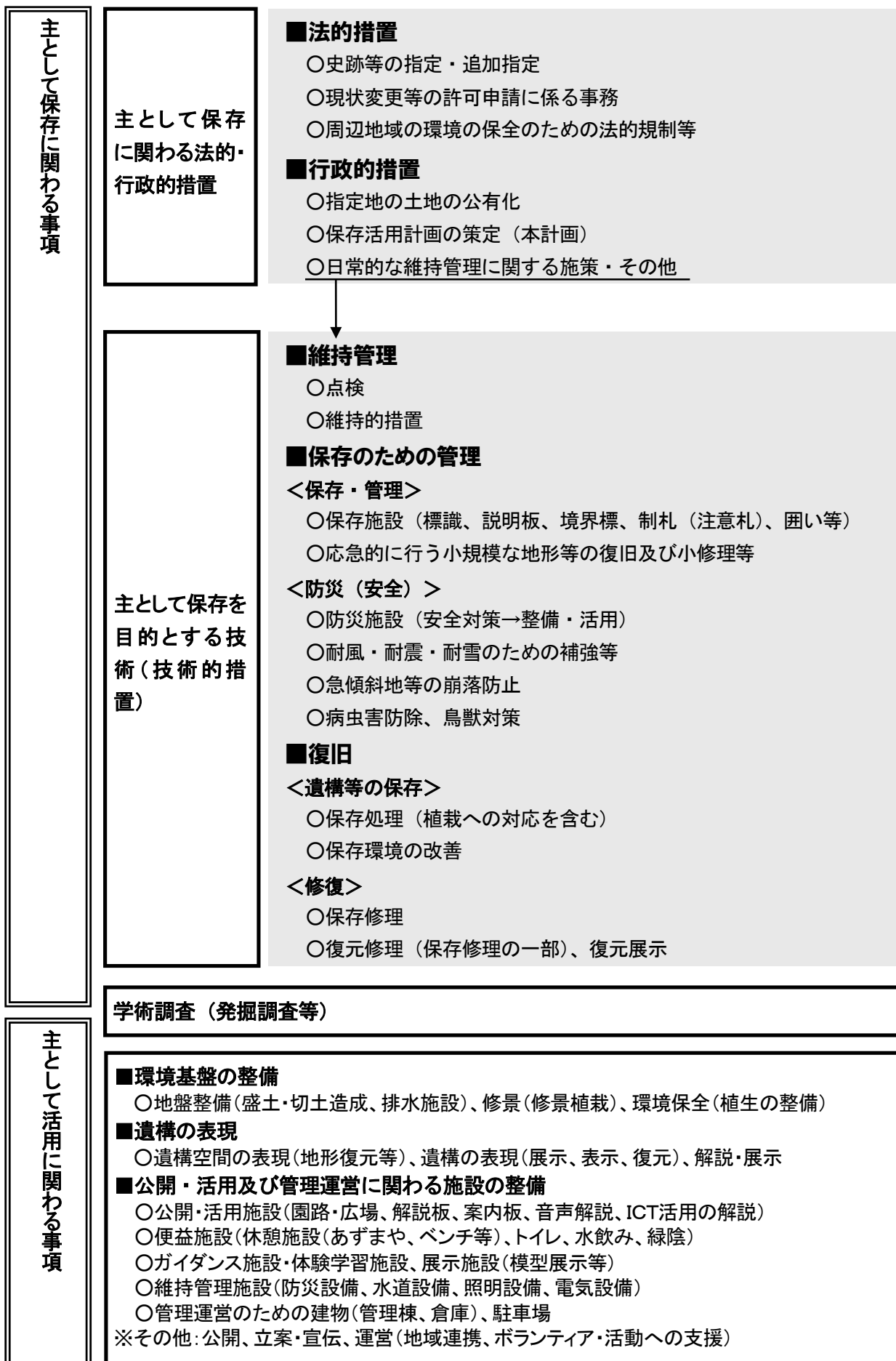
図 7-2 追加指定予定箇所（酒谷口番所跡・市古道）



追加指定予定箇所（酒谷口番所跡・市古道）



追加指定候補地（半駄ヶ峽）



第8章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

住民や地域活動団体等と連携しながら、石見銀山街道の本質的価値を構成する要素をはじめとした文化財、それらを取り巻く自然環境や景観等を、体験したり、学んだりできるよう、場や機会の確保・充実に取り組む。

具体的には、学校教育、社会教育において、石見銀山街道や関連する歴史文化の活用を進めるとともに、関係機関や学識経験者と連携し、石見銀山街道の調査・研究、及びその成果の公開・活用に努める。

また、調査・研究の成果や史跡整備の状況を踏まえながら、史跡の保存を前提に、美郷町観光協会や美郷町銀山街道を護る会、ボランティアガイド等の地域活動団体が主体となった石見銀山街道を活かした観光振興や地域起こし・まちづくりの取組を促進する。

加えて、地域・町域レベル、さらには大田市から尾道市までの石見銀山街道の広域的なつながり中で、史跡や歴史文化を活かした連携の強化に努める。

こうした取組や歴史文化等の情報については、適切かつ効果的に提供・発信する。

第2節 活用の方法

■学校教育における史跡の活用

○小・中学校等において、石見銀山街道を体験的に学習する機会の確保・充実に努めながら、地域の歴史文化を学び、郷土を愛する心を育てる。

○児童・生徒を主対象として、石見銀山街道や関連する文化財、地域の歴史文化を分かりやすくまとめたパンフレットまたは副読本等の作成を図り、その活用を進める。

■社会教育における史跡の活用

○石見銀山街道に関わるテーマを見だし、イベントや企画展、講座、講演会、シンポジウム等の開催を検討する。

○公民館・地域でのふるさと学習に、石見銀山街道を活かした学習機会の確保を図る。

○こうした取組については、原則として町内外への情報発信を図り、町外からの参加を受け入れる。

■大学等高等教育機関・研究機関との連携

○大学等の高等教育機関・研究機関及び学識経験者と連携し、石見銀山街道の調査・研究を持続的に進めるとともに、保存・活用に関する助言等を得ていく。

○調査・研究の成果などを、石見銀山街道の保存・活用及び学校教育や社会教育、さらには観光・地域おこしに活用する。

■町内における歴史文化のネットワークづくり

○美郷町観光協会や地域活動団体等と連携しながら、石見銀山街道や関連する文化財、自然、景観資源、観光資源等をつなぐ周遊コースを設定し、その活用に向けて取り組む。

○その際、既設のトイレの活用、駐車場や駐車スペースの確保、及びそれらを含めた周遊コースの情報提供に努める。

■石見銀山街道全ルートをつなぐ広域的な連携による文化財の活用

○大田市から尾道市までの石見銀山街道が通る市町及び各地域と連携しながら、イベントの開催や情報発信などに取り組む。

○石見銀山で産出した銀は、広く歴史文化に関わっており、石見銀山街道が通る市町以外の関係する地域、資料館などとのネットワークづくりに取り組む。

■石見銀山街道やその歴史文化を活かした観光振興や地域起こし・まちづくり

○石見銀山街道を守り、活かす地域の取組を支援しながら、四季を通じて利活用される史跡を目指す。

○その内容としては、町内の観光施設等と連携した石見銀山街道の活用、町外からの来訪者も意識したイベント等の開催など検討するとともに、地域起こし・まちづくりの観点も取り入れながら、住民等の参加・交流や様々な人材の活用、持続的な活動などを促進する。

○美郷町観光協会や美郷町銀山街道を護る会などと連携し、石見銀山街道などの観光ガイドの養成を図るとともに、案内板やパンフレット等の整備・更新、外国人観光客を含めた観光客等の受け入れ体制の整備・充実に取り組む。

■情報提供やガイダンス機能の充実・強化

○石見銀山街道に関するガイダンスとして、別府・粕淵・沢谷の3公民館、浜原隣保館及びふるさとおおち伝承館の活用を促進する。

○別府公民館については、石見銀山街道の北端付近に駐車場等を整備するまでは、北側の受け入れ拠点として、来訪者の駐車場やトイレの利用に対応する。

○その他の公共施設等における石見銀山街道の情報提供、ICT（情報通信技術）の活用、パンフレットの作成・更新、観光ガイドの養成など、総合的に石見銀山街道などの情報提供・発信及びガイダンス機能の充実・強化を図る。⇒「整備」と関連

第9章 史跡の整備

第1節 方向性

石見銀山街道の価値と特色を地域内外の人々、そして多様な世代が体験したり、学んだりできるよう、国・県と連携・調整しながら、史跡の本質的価値などを保存するための整備、及び史跡の活用につながる整備に取り組む。

このうち、主として保存のための整備については、本質的価値を構成するやなしお道や森原古道、関連する遺構がき損した場合には、その状況を確認し、適切な復旧を図る。また、やなしお道については、遺構への影響のある樹木の除去等の森林の管理、イノシシ等の鳥獣被害防止対策に取り組む。

主として活用に関わる整備については、史跡指定地やその周辺の下草刈り、十王堂跡や茶屋跡等の遺構上部の樹木の適正な伐採、及び清掃美化を行うとともに、案内表示板の維持管理や更新、駐車場や休憩施設などの便益施設の整備、ルートのかつかのポイントからの眺望の確保、ガイドンス機能の確保・充実に取り組む。

第2節 方法

1 主として保存のための整備

■史跡の本質的価値を構成する道や関連する遺構の保存・整備

- 原則、やなしお道の現状保存を基本に、遺構への影響のある樹木の適正な伐採や枝打ちを行う。
- 一里塚については、その周辺を含め樹木を適正に除去し、盛土・整形及び植栽（芝、背の低いササ類など）での保存・整備（修景）を図る。
- 遺構がき損した場合（例：土橋の崩落など）には、適切な工法などを検討し、復旧に対応する。

■歴史的環境を構成する要素（史跡の本質的価値を構成する要素以外）の保存・整備

- 井戸平左衛門の追善供養塔など歴史的環境を構成する要素については、前記の史跡の本質的価値を構成する要素に準じて、必要に応じてその保存・整備を検討する。

■鳥獣被害防止対策

- イノシシなどによる遺構のき損やその他地面の掘り返し、石造物の移動などを防ぐため、ソフト・ハードの両面から鳥獣被害防止対策を検討する。

■森林の管理（整備）

- 石見銀山街道の史跡指定地及びその周辺の大部分を占める森林については、その保全を基本に、遺構への影響のある樹木の適正な除去や下草刈り、及び危険木の適切な伐採などに取り組む。
- 竹林の風情ある景観を構成している区域以外に拡大する竹林については、適正な伐採や樹種転換を検討する。
- 森林の管理（樹林整備）においては、遺構の保存及び防災や環境保全に留意する。

2 主として活用に関わる整備

■地上遺構の表現（石造物の露出展示）

- 下草や土砂等で分かりにくくなっている荷置石、大名石などの石造物については、

状況を確認し、保存を前提に周囲の樹木や下草、土砂の除去、必要に応じた固定対策を行い、名称表示板等と合わせて、その存在を顕在化する。

■地下遺構の表示

○十王堂跡や茶屋跡などの推定される範囲及びその周辺について、樹木や下草の除去などを行い、説明板等の整備・更新と合わせて、地下遺構の存在を顕在化する。

■保存施設（標識、説明板等）及びその他案内表示板の整備

○史跡であることを示す標識を、形態やデザインなどを工夫し、やなしお道の北端と南端（やなしお坂）付近、及び森原古道の近く（森原古道史跡公園など）に整備する。

○既設の説明板や案内板、誘導標識、名称表示板の維持管理（修繕を含む）や更新に取り組むとともに、説明板や案内板、誘導標識等の新規整備（場所や内容など）を検討する。

○類似した案内表示板が重複している箇所があるとともに、デザインの共通性・統一性が弱いことから、石見銀山街道全体での案内表示板のデザインや配置等の計画（サイン計画）の策定を検討する。

■アクセスの円滑化（誘導標識と駐車場及び歩行者橋の整備）

○やなしお道の南北端及び途中へのアクセスを分かりやすくする誘導標識（交通標識を含む）を計画的に配置・整備する。

○やなしお道の北端へのアクセスや利便性を高めるため、その近接地に駐車場を整備するとともに、案内板や説明板、トイレ、休憩施設の整備を検討する。

○やなしお道の北端においては、近くに水路があり、民家の前を通り石見銀山街道に出入りすることになることから、前記の駐車場とやなしお道つなぐ歩行者橋とその前後をつなぐ園路の整備を図る。

■歩行環境の整備（やなしお道）

○やなしお道においては、陥没や土砂が流出した箇所などの復旧、及び木道（片棧橋）の維持管理や更新とともに、遺構の保存を前提に急勾配の区間における歩行環境の整備・改善、雨水排水の処置（ぬかるんだ箇所の改善）を検討する。

○危険木や通行の支障になる樹木については、遺構への影響などを考慮し、適切に伐採等を行う。

■便益施設（休憩の場、トイレなど）の整備・充実

○遺構の保存や景観への配慮を前提に、やなしお道沿いの幾つかのポイントに休憩の場（小スペース）を確保し、場所の状況に応じてベンチ等の整備・更新を図る。

○やなしお道の北端付近に計画している駐車場においては、トイレ、休憩施設（あずまや、ベンチ）の整備を検討する。

○やなしお道の近くにある既設のトイレ、森原古道の隣接地に位置する史跡公園（駐車場、トイレ、あずまやなど）の維持管理、及び必要に応じた修繕等に対応する。

■眺望点の確保・整備

○三瓶山や石見銀山の山並み、小原の町並みなどを見通せる条件を有する場所においては、必要に応じて眺望確保のための樹木の伐採や枝打ち等を行うとともに、場所の状況に応じて説明板やベンチの整備・更新を図る。

■情報提供・ガイダンス機能の整備・充実

○石見銀山街道に関するガイダンスとして、別府・粕淵・沢谷の3公民館、浜原隣保館及びふるさとのおおち伝承館において、展示・情報提供機能の整備・充実を図る。

- みさと館や美郷町役場をはじめとした公共施設等において、石見銀山街道に関する情報提供機能の整備・充実を検討する。
- ICT（情報通信技術）の活用、パンフレットの作成・更新など、情報提供・発信機能の充実・強化を図る。
- 案内表示板やパンフレット等及びICTを活用した情報提供においては、外国語併記・外国語対応を検討する。



図9-1 本質的価値の保存・活用を中心とした主な整備内容

第10章 運営・体制の整備

第1節 方向性

史跡の確実な保存及び適切な活用のため、史跡の管理団体であり、史跡指定地の大部分を所有する美郷町として、当該史跡の運営・体制の充実・強化を図る。

また、調査や保存・活用への助言・指導を得たり、連携して調査等を進めたりするため、史跡石見銀山街道保存活用計画策定委員会の委員、及びその他の学識経験者などとの連携・協力体制の充実・強化を図る。

石見銀山街道の維持管理や活用などについては、行政と邑智郡森林組合（美郷支所）や美郷町観光協会などの関係団体、美郷町銀山街道を護る会をはじめ地域活動団体等が連携した地域総がかりで取り組む体制づくりを図る。

さらに、大田市から尾道市に至る石見銀山街道に関係する市町、地域との連携を図るとともに、石見銀山街道や鉱山の歴史、美郷町の地域資源や地域起こしに関心のある人々などのネットワークづくりに取り組み、幅広い協力や支援・連携の体制の構築に努める。

第2節 方法

■文化財保護行政の体制の充実

○石見銀山街道の保存・活用・整備に円滑に対応できるよう、美郷町教育委員会における文化財部門（教育課文化財係）の体制（態勢）の充実を図る。

■庁内連携体制の強化及び関係機関との連携

○美郷町教育委員会（教育課文化財係）が中心（事務局）となって、文化財保護、学校教育、社会教育、及び観光交流、地域振興の部門など、史跡の保存・活用に関わる庁内連携体制の強化を図る。

○文化財保護に関して国・県との連携を図り、適宜相談し、指導・助言を得られるようにするとともに、調査や史跡整備の支援確保に努める。

■調査・研究及び保存・活用・整備の専門的な連携・協力体制づくり

○石見銀山街道に関わる調査・研究、及び保存・活用・整備を適切かつ効果的に進めるため、大学等高等教育機関・研究機関、学識経験者・専門家の協力・支援を得られるように組織的・人的ネットワークを充実・強化する。

○高等教育機関・研究機関等との連携を活かしながら、研究会や講演会、シンポジウムの開催などができる連携体制づくりを検討する。

■住民等への情報の提供・発信及び啓発の体制づくり

○子どもから高齢者まで多様な世代が文化財について理解し、興味を持ってもらえるよう、石見銀山街道やその他文化財に関わる情報の提供・発信、啓発を担う体制の充実・強化に努める。

○文化財に関する学習機会の拡充や啓発を進めるため、文化財保護部門と学校教育、社会教育などの部門の連携の充実・強化を図るとともに、地域活動団体等との協力体制を維持・充実させる。

○文化財保護や観光交流などの部門が連携し、美郷町の歴史文化情報・観光情報などを提供・発信する体制の充実・強化を図るとともに、外国語に対応した情報の提供・発信に努める。

■地域総がかりで取り組む石見銀山街道の保存・活用の体制づくり（関係団体や地域住民・地域活動団体等との連携・協力体制の充実・強化）

○石見銀山街道の定期的な清掃美化・下草刈り、及び遺構や見学ルート、森林（竹林を含む）、便益施設の点検などに関して、邑智郡森林組合（美郷支所）や地域住民、地域活動団体等の連携・協力体制を充実・強化する。

○美郷町銀山街道を護る会をはじめ地域活動団体等や美郷町観光協会などが中心となって、石見銀山街道を活かした行事などの取組を促進するため、行政（教育委員会など）、地域活動団体等の連絡及び連携・協力体制の充実・強化を図る。

○美郷町銀山街道を護る会などと連携しながら、石見銀山街道をはじめとした文化財を守り、活かす担い手・後継者の確保・育成に取り組む。

■石見銀山街道の保存・活用を支えるネットワークづくり

○大田市から尾道市に至る石見銀山街道に関係する市町（美郷町を含め4市3町）、地域と連携した取組を、計画的に行う。

○石見銀山街道をはじめ地域の資源や魅力などの情報を広く提供・発信しながら、住民はもとより、石見銀山街道や鉱山の歴史などに関心のある人々を含め、石見銀山街道の保存・活用を応援し、支える人的なネットワークづくりに努める。

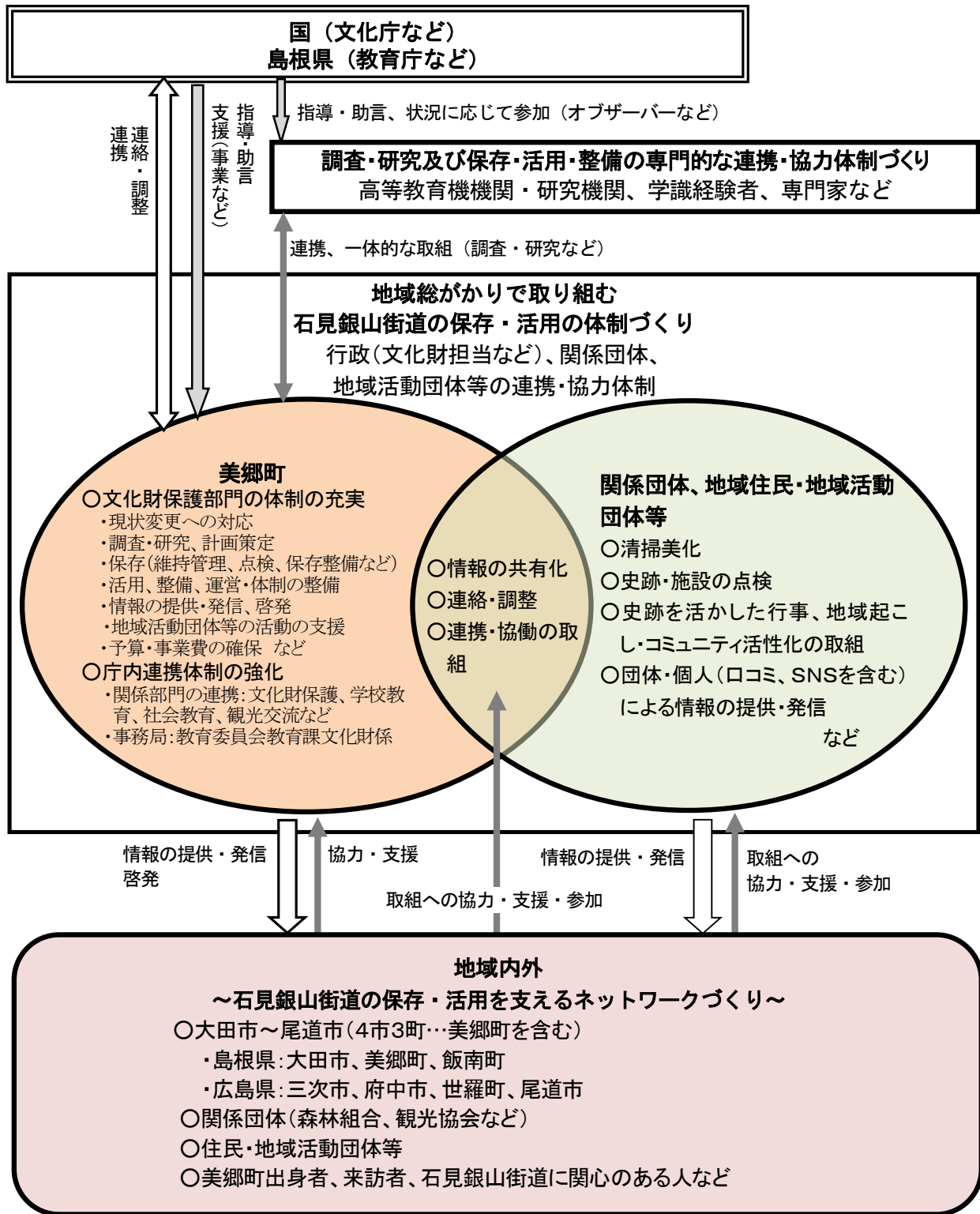


図 10-1 石見銀山街道の保存・活用に関わる運営・体制

第11章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 施策の実施計画の策定

本計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度の10か年としている。
このうち前半の5か年を前期とし、保存管理や活用と合わせて、整備に取り組む。

その後の概ね5か年を後期とし、前期での保存・活用・整備の取組・成果及び積み残した取組・課題を踏まえ、計画に位置づけている取組について優先順位を検討し、着実な実施を目指す。なお、新たな状況(前期も同様)や後期から前期への取組の前倒しなどには、柔軟に対応する。

石見銀山街道において実施すべき施策・事業については、第7章(史跡の保存)～10章(運営・体制の整備)に定めた方法をもとに整理し、現時点での優先順位を考慮しながら上記の期間に割り振り、施策の実施計画を総括表としてまとめる。

本計画の計画期間以降については、前期・後期における保存・活用・整備等の取組・成果を検証するとともに、その時点での整備の状況や新たな課題などを踏まえて、取組の内容や期間を検討し、必要に応じて本計画を改定する。

表 11-1 実施計画の総括表(取組一覧：具体化を目指す取組)

1/3

区分	計画期間：令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)		
	前期(2021～2025)	後期(2026～2030)	
保存 (保存管理)	現状変更等への対応	現状変更等の取り扱い基準に基づいた対応	同左
	追加指定	飯南町との境界付近、半駄ヶ峽	その他区間・箇所を検討
	土地の公有化		関係権利者の意向を踏まえて対応
	日常的・定期的な維持管理や点検への対応	森林組合の協力 地域住民や地域活動団体等との連携(ボランティア活動)	同左
	調査・研究の実施	これまでの調査等の整理、収蔵保管 研究機関等と連携した調査・研究 資料・情報の適切な公開・活用	同左 資料・情報のデータベース化
	学校教育における史跡の活用	石見銀山街道を体験的に学習する機会の確保・充実	同左 児童・生徒を主対象としたパンフレットまたは副読本等の作成と活用の作成
活用	社会教育における史跡の活用	イベントや企画展、講演会、シンポジウム等の開催	同左
	大学等高等教育機関・研究機関との連携	調査・研究の持続的な展開 保存・活用・整備への助言等	同左
	町内における歴史文化のネットワークづくり	美郷町観光協会や美郷町銀山街道を護る会等と連携した取組	同左
	石見銀山街道全ルートをつなぐ広域的な連携による文化財の活用	関係する市町・地域の連携 イベントの開催や情報発信など	同左 その他石見銀山や石見銀山街道に関わる地域、資料館等とのネットワークづくり

※実線：着手・実施(継続・拡充を含む)、(適宜、対応できるように)態勢の確保

破線：取組の実施に関する検討、検討結果に基づく実施(可能性)、積み残した取組への対応

表 11-1 実施計画の総括表（取組一覧：具体化を目指す取組）

区 分		計画期間：令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)			
		前期（2021～2025）	後期（2026～2030）		
活用	石見銀山街道やその歴史文化を活かした観光振興や地域起こし・まちづくり	四季を通じて利用される史跡づくりイベントの開催、人材の活用、観光ガイドの養成、案内板の整備・更新、観光客の受け入れ体制の整備・充実など	同左 外国人観光客への対応		
	情報提供やガイダンス機能の充実・強化				
整備	主として保存のための整備	本質的価値を構成する道や関連する遺構の保存・整備	遺構への影響のある樹木の適正な伐採（一里塚の保存・整備（樹木の除去、盛土・整形等）） き損した場合の対応（復旧など）	遺構への影響のある樹木の適正な伐採 き損した場合の対応（復旧など）	
		歴史的環境を構成する要素の保存・整備		本質的価値を構成する要素に準じて保存・整備（井戸平左衛門の追善供養塔など）	
		鳥獣被害防止対策		同左	
		森林の管理（整備）	森林の保全及び遺構に影響のある樹木の適正な伐採、下草刈り 竹林の拡大防止対策	同左	
	主として活用の井関わる整備	地上遺構の表現	荷置石、大名石などの周辺の整備による顕在化	（維持管理）	
		地下遺構の表示	十王堂跡や茶屋跡などの範囲の表示（樹木、下草の除去、説明板等の整備・更新）	（維持管理）	
		保存施設及びその他案内表示板の整備	標柱の整備（史跡名称等）：やなしお道（2）と森原古道（1）の3箇所		（維持管理） サイン計画の策定 ↓
			説明板、案内板、誘導標識等の維持管理（修繕を含む）と更新	同左 新規整備の検討 ※サイン計画を踏まえた整備・更新	
		アクセスの円滑化	誘導標識の整備・更新（再掲：上記を参照）	同左 ※上記「サイン計画」を考慮 駐車場、歩行者橋などの整備（やなしお道北端付近）	
		歩行環境の整備（やなしお道）	陥没箇所などの復旧、木道の維持管理と更新	同左 急勾配区間における歩行環境の改善 雨水排水の処理	
		便益施設の整備・充実	休憩の場の確保及び整備・充実（やなしお道）		（維持管理） トイレ、休憩施設の整備（やなしお道北端の駐車場…計画）
			既設のトイレ、あずまや等の維持管理と修繕等への対応	同左	
		眺望点の確保・整備	眺望点の確保・維持管理（必要に応じて樹木の伐採、枝打ち） 説明板やバント等の整備・更新	同左	
		情報提供・ガイダンス機能の整備・充実	3つの公民館、浜原隣保館、ふるさとのおおち伝承館の展示・情報提供機能の整備・充実 みさと館や美郷町役場等における情報提供機能の整備・充実	同左	
			I C Tの活用、パンフレットの作成・更新、情報提供・発信機能の充実・強化	同左 外国語併記・外国語対応	

表 11-1 実施計画の総括表（取組一覧：具体化を目指す取組）

区分	計画期間：令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)	
	前期（2021～2025）	後期（2026～2030）
運営・体制の整備	文化財保護行政の体制の充実	職員の資質の向上など（教育課文化財係） 同左
	庁内連携体制の強化及び関係機関との連携	事務局：教育委員会（教育課文化財係） 文化財保護、学校教育、社会教育、観光交流など 同左
	調査・研究及び保存・活用・整備の専門的な連携・協力体制づくり	組織的・人的なネットワーク、連携体制 同左
	住民等への情報の提供・発信及び啓発の体制づくり	文化財に関わる情報の提供・発信、啓発を担う体制の充実・強化 観光交流などと連携した情報の提供・発信、啓発を担う体制の充実・強化 同左
	地域総がかりで取り組む石見銀山街道の保存・活用の体制づくり	邑智郡森林組合（美郷支所）、美郷町観光協会、美郷町銀山街道を護る会などとの連携・協力体制…関係団体や地域住民・地域活動団体等との連携・協力体制の充実・強化 同左（充実・強化）
	石見銀山の保存・活用を支えるネットワークづくり	4市3町、関係する地域の携 同左 より幅広い応援・支援のネットワークづくり

第2節 施策・事業の実施への対応

今後、石見銀山街道に関わる調査・研究、保存・活用・整備などを進めるためには、限られた予算と人員を有効に活用する観点を持ちながら、次のような施策・事業の実施のための課題に対応することが求められる。

■必要な予算の確保

石見銀山街道の保存・活用、とりわけ整備を計画的に進めるためには、国、県との緊密な連携のもとに、必要な財源の確保に努める必要がある。

このため、事業の必要性やねらい、効果などを明確にし、計画的・効率的な事業計画等を作成し、事業費の確保を図る。

■優先順位の設定と効果的な事業実施

石見銀山街道の保存・活用・整備に関わる施策・事業は、多岐にわたっており、集中と選択の考え方を考慮しながら、施策・事業を実施する必要がある。

このため、前記の「施策の実施計画」（具体化を目指す取組）を踏まえ、優先順位を精査して実施計画（年次計画）を策定し、効率的かつ効果的に施策・事業の実施を図る。

■計画・事業の進行管理

計画及び施策・事業を円滑かつ効果的に進めるためには、その進行管理を徹底する必要がある。

このため、定期的な経過観察や事業の中間点、終了時点または毎年度において、施策・事業の達成状況、効果、課題などの把握・評価を行い、当該計画及び施策・事業の改善・見直し、関係する他の事業への反映に努める。

また、各種事業等の検証・見直しに関しては、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）の考え方を取り入れ、計画及び施策・事業の推進や適切な見直しを行う。

第12章 経過観察

第1節 方向性

史跡を確実に保存し、有効に活用するためには、地域住民や地域活動団体等の協力と参加を得ながら、将来にわたり持続的に保存（保存管理）に取り組み、計画的に公開・活用や整備を行っていくことが必要である。また、石見銀山街道の保存・活用は、文化財担当だけではなく、学校教育や社会教育、地域振興、観光交流、建設部門なども関係することが想定でき、そのための連携体制の充実も求められる。

さらに、限られた財源を有効に活用する視点が不可欠であり、計画期間のすべての時期において保存（保存管理）や整備・活用などの取組を充実させるとともに、その成果を高めていくことが重要である。

このため、施策・事業の定期的な経過観察を行うことで、基本理念に立ち返り、現況を把握・分析し、問題点を改善していくことが求められる。

この経過観察は、教育委員会（教育課文化財係）が主導しながら、石見銀山街道の保存・活用・整備に関わる関係課等が責任を持って行うとともに、教育委員会が事務局機能を担い、情報等の収集・整理と共有化及び協議を行うこととする。

また、地域住民や地域活動団体等が主体となった取組（活動）については、文化財係が、その取組内容や進捗状況、成果などを聞き取り、経過観察として整理する。

こうした経過観察の結果（評価）は、PDCAサイクルの考え方にに基づき、計画の実施、修正・改善の基礎的資料・判断材料としていく。

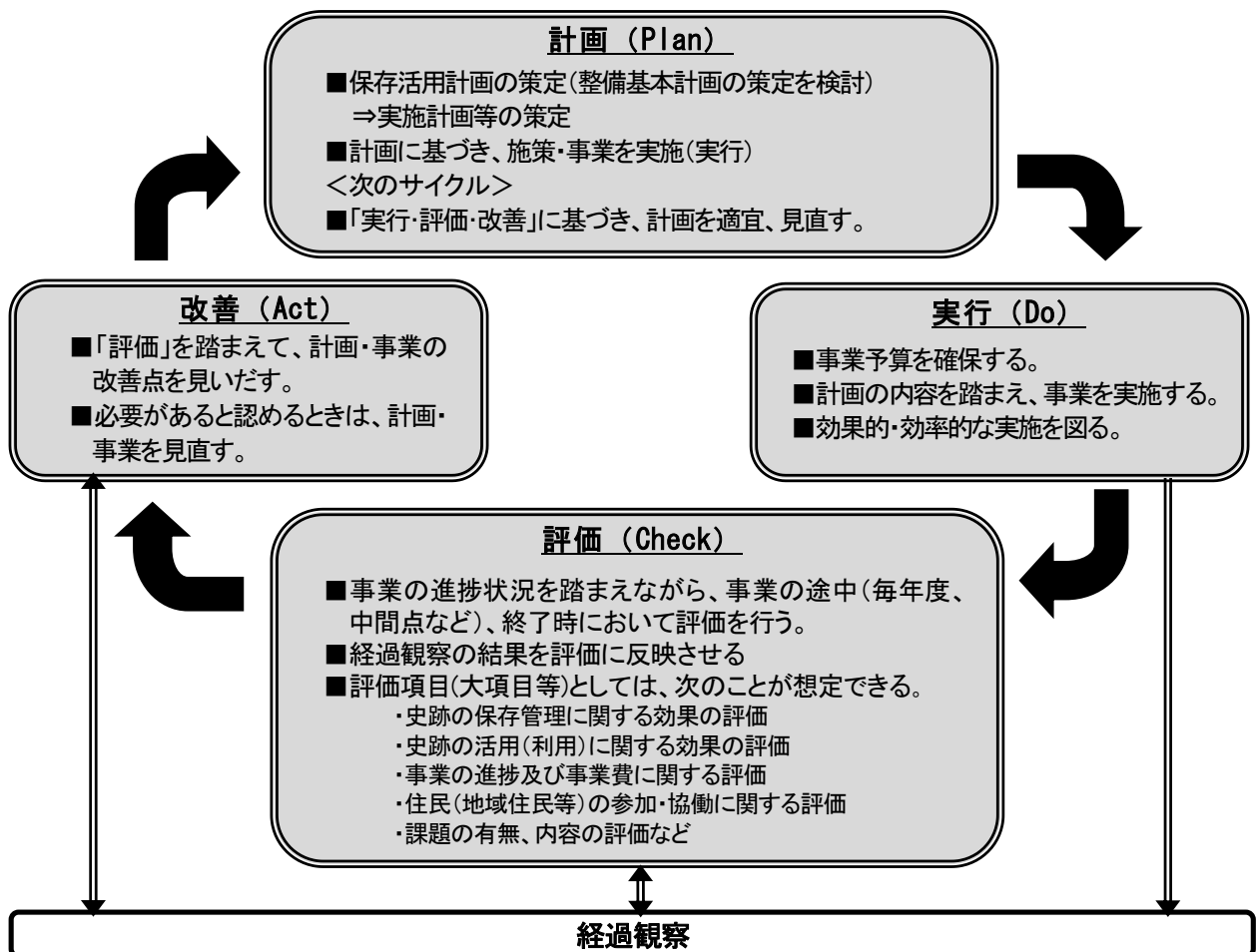


図 12-1 計画策定に関わるPDCAサイクルの考え方と経過観察

第2節 方法

1 経過観察の基本的な内容と手順

経過観察は、教育委員会（教育課文化財係）が事務局となり、主導しながら、担当課等が責任を持って行うこととし、大きくは次の3段階(ステップ1～3)で取り組む。

その結果を踏まえ、計画や施策・事業の見直し・改善、及び効果的な事業の実施を図る。

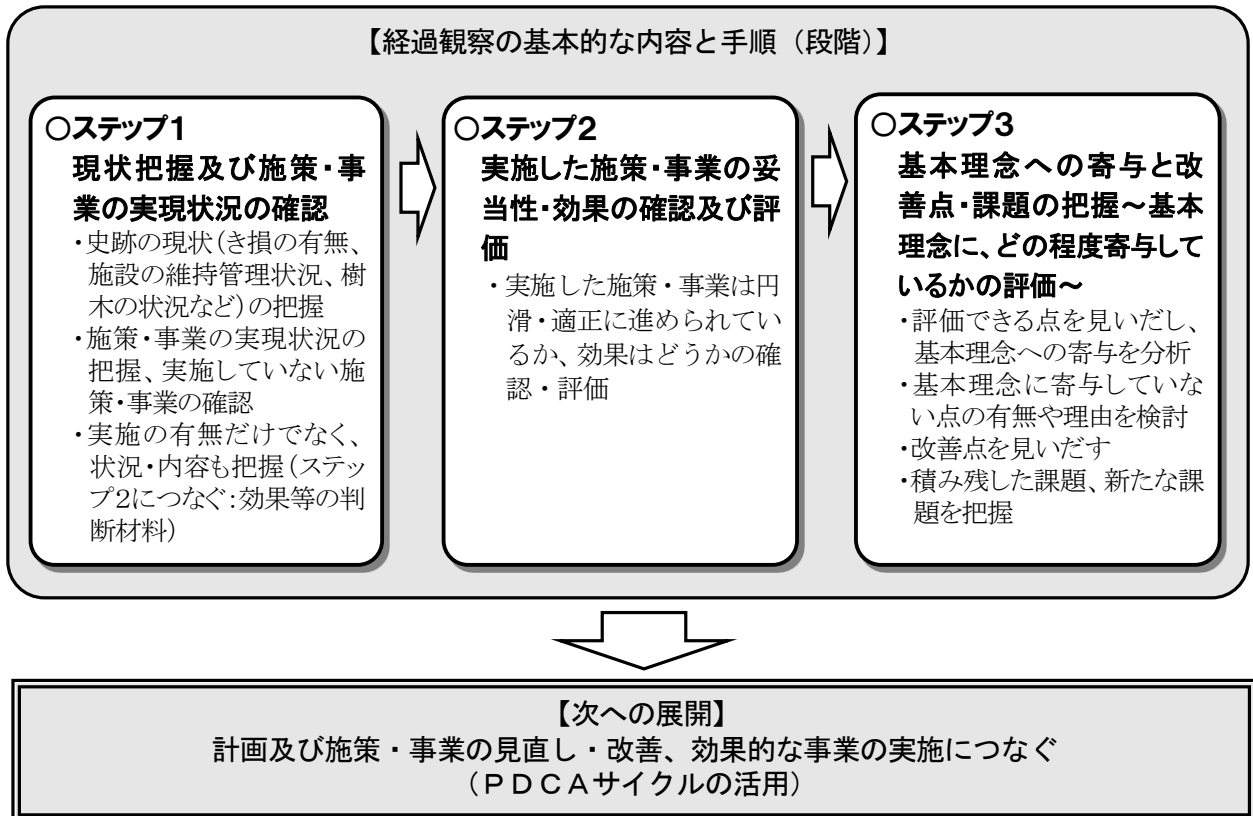


図 12-2 経過観察の基本的な内容と手順（段階）及び展開

2 経過観察の内容

前記の3つの段階（ステップ1～3）ごとに、経過観察の内容を整理する。

なお、経過観察の全体的な調整・取りまとめと情報の共有化、及び連携・協議の場の確保は、教育委員会（教育課文化財係）が中心となっていく。

(1) 現状把握及び施策・事業の実現状況の確認（ステップ1）

史跡指定地及び必要に応じて取り巻く環境（史跡周辺地域）の現状を把握する。また、石見銀山街道に関わる施策・事業の実施の有無、実施していない事項の確認などを行う。

基本的な点検指標や点検・確認の方法、時期などについては、今後の整備の状況を踏まえて検討する。

実際に経過観察を行うに際しては、各種の指標（例：来訪者数、学習機会の確保、整備の状況、地域との連携など）を設定し、それぞれの指標に対応した経過観察シートなどを作成する。

なお、ステップ1における実施状況の把握は、ステップ2の「実施した施策・事業の

妥当性・効果の確認」に資するよう、実施の有無だけでなく、状況・内容も把握する。

(2) 実施した施策・事業の妥当性・効果の確認及び評価（ステップ2）

実施した施策・事業は円滑に進められているか、効果はどうかの確認・評価を、次に示す事項について確認及び評価を行う。

■保存に関わる施策・事業の妥当性・効果

【確認・評価の方法など】

- 教育委員会（教育課文化財係）による確認・評価
- 外部評価：学識経験者等
- 原則、毎年度、施策・事業の妥当性・効果を把握（分析）

■活用に関わる施策・事業の妥当性・効果

【点検・確認の方法など】

- 教育委員会（教育課文化財係）及び関係課等による確認・評価（文化財係による集約・整理）
- 関係する地域活動団体等による確認・評価（文化財係による情報提供とヒアリングなど）
- 外部評価：史跡石見銀山街道保存活用計画策定委員会の委員など
- 状況によっては、アンケート調査などを検討
- 原則、毎年度、施策・事業の妥当性・効果を把握（分析）

■整備に関わる施策・事業の妥当性・効果

【点検・確認の方法など】

- ※「活用に関わる施策・事業の妥当性・効果」に準じる。

■運営・体制の整備に関わる施策・事業の妥当性・効果

【点検・確認の方法など】

- ※「活用に関わる施策・事業の妥当性・効果」に準じる。

(3) 基本理念への寄与と改善点・課題の把握（ステップ3）

実施した施策・事業は基本理念

「江戸時代の社会を支え、陰陽をつないだ街道の歴史文化をみんなの力で守り、活かし、伝える～郷土への愛着、人々の交流を目指して～」

に、どの程度寄与しているかの評価を行う。

その方法としては、ステップ1、2の結果及び史跡石見銀山街道保存活用計画策定委員会の委員、地域活動団体等の意見を踏まえながら、教育委員会（教育課文化財係）が中心となって、関係部局による協議を行い総合的に評価・判断する。

なお、基本理念への寄与は、施策・事業を実施し、すぐに結果が現れるとは限らず、時間をおいて効果を発揮する場合、施策・事業の積み重ねで効果が顕在化する場合が想定されることから、前期の計画期間の中間や最終年度または終了直後、及び後期の計画期間の終了直後など、一定期間、間隔を空けながら、継続的に評価・判断する。

さらに、積み残した課題、新たな課題を把握し、PDCAサイクルを活用し、施策・事業の改善などに反映させるとともに、必要に応じて本計画の見直しを図る。

資料編 文化財保護法及び関連法令

文化財保護法及び関連法令のうち、保存活用計画に関係する条文を掲載する。

文化財保護法（抜粋）

昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号

最終改正：令和 2 年 6 月 3 日（公布年月日：令和 2 年 6 月 10 日）

- ・令和 2 年法律第 41 号による改正（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

- 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百二十二条、第二百二十二条、第三百十一条第一項第四号、第五百十三号第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史

跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したもののみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三條の二第一項を除く。）及び第百八十七條第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七條第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。

この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買取る場合には、国は、そ

の買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

- 三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第一百五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会又は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名

勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三百十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章 補則

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(地方債についての配慮)

第八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

文化財保護法施行令（抜粋）

昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号

最終改正：平成 31 年 4 月 1 日（施行日）

・平成 31 年政令第 18 による改正

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
- 二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
- 三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
- 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
- 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定に

よる通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

- 2 第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。
 - 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
 - ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
 - 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又

は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。)

三 法第五十四条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。))を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。))に係る第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物

に係るものに限る。))又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第十五条第一項(法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。))の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号

最終改正：平成 27 年 12 月 21 日文部科学省令第 36 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可

を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八條第三項で準用する法第二百五條第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（抜粋）

昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号

最終改正：平成27年 9 月11日 文部科学省令第30号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）

昭和26年文化財保護委員会規則第8号

最終改正：平成17年3月28日 文部科学省令第11号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
 - 七 変更の年月日
 - 八 変更の事由
 - 九 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等）

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、

名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
 - 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
 - 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
 - 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
 - 十一 滅失、き損等の事実を知った日
 - 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

第七条 法第百十五条第二項（法第百二十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

- 2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等）

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（抜粋）

昭和29年文化財保護委員会規則第9号

最終改正：平成17年3月28日 文部科学省令第11号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

（復旧の届出）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結

果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について(抜粋)

平成12年4月28日 文部大臣裁定

地方自治法(昭和二二年法律第六七号)第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。)第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を

要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

- (一)「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。
- (二)次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
 - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
 - ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (三)新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- (四)新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

- (一)新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、

本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- (二)新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

三 令第五条第四項第一号ハ関係

- (一)「工作物」には、次のものを含む。
 - ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模な観測・測定機器
 - ④ 木道
- (二)「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (三)「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (四)「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (五)道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (六)工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

四 令第五条第四項第一号ニ関係

- (一)「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (二)設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (三)標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

- (一)「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (二)改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号へ関係

- (一)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (二)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (三)木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡石見銀山街道保存活用計画

令和3年(2021)3月

発行 美郷町教育委員会

編集 美郷町教育委員会 教育課

〒699-4692 島根県邑智郡美郷町粕淵168番地

TEL : 0855-75-1217 FAX : 0855-75-1386
